

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第26期)	至	2021年3月31日

株式会社デジタルガレージ

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

(E05156)

第26期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、2021年6月23日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社デジタルガレージ

目次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	5
3. 事業の内容	7
4. 関係会社の状況	10
5. 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	13
2. 事業等のリスク	15
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
4. 経営上の重要な契約等	24
5. 研究開発活動	25
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
(1) 株式の総数等	29
(2) 新株予約権等の状況	30
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	57
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	58
(5) 所有者別状況	59
(6) 大株主の状況	59
(7) 議決権の状況	61
2. 自己株式の取得等の状況	62
3. 配当政策	63
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	64
第5 経理の状況	82
1. 連結財務諸表等	83
(1) 連結財務諸表	83
(2) その他	138
2. 財務諸表等	139
(1) 財務諸表	139
(2) 主な資産及び負債の内容	149
(3) その他	149
第6 提出会社の株式事務の概要	150
第7 提出会社の参考情報	151
1. 提出会社の親会社等の情報	151
2. その他の参考情報	151
第二部 提出会社の保証会社等の情報	152

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月23日
【事業年度】	第26期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【電話番号】	03(6367)1111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 専務執行役員 曾 田 誠
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区宇田川町15番1号
【電話番号】	03(6367)1111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 専務執行役員 曾 田 誠
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際財務報告基準				
	移行日	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2017年 4月1日	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
収益 (百万円)	—	25,503	35,687	36,936	40,478
税引前利益 (百万円)	—	8,376	13,424	10,008	14,317
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	—	6,412	9,771	7,420	9,786
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	—	6,432	9,499	6,435	11,550
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	36,951	42,717	46,609	52,033	62,134
総資産額 (百万円)	99,403	119,545	146,890	162,296	178,301
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	784.42	905.23	1,014.34	1,130.75	1,348.45
基本的1株当たり当期利益 (円)	—	135.99	210.28	161.37	212.49
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	—	134.98	199.26	147.82	193.82
親会社所有者帰属持分比率 (%)	37.2	35.7	31.7	32.1	34.8
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	—	16.1	21.9	15.0	17.1
株価収益率 (倍)	—	26.2	15.4	21.4	21.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	12,316	2,580	△12,322	7,047
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	2,883	△2,397	△5,473	△864
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	174	8,509	2,363	△914
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	27,035	39,450	48,154	32,702	37,989
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	577 (7)	896 (43)	899 (48)	954 (34)	898 (46)

※1 収益には消費税等は含まれておりません。

※2 第24期より、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

※3 収益及び税引前利益は、継続事業のみの金額を表示しております。

※4 金額表示については、百万円未満の端数を四捨五入しております。

回次	日本基準		
	第22期	第23期	第24期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	36,452	60,169	69,528
経常利益 (百万円)	3,679	5,018	6,268
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,289	5,461	5,618
包括利益 (百万円)	4,750	4,970	7,574
純資産額 (百万円)	34,371	39,017	40,592
総資産額 (百万円)	91,687	108,596	138,605
1株当たり純資産額 (円)	713.08	801.11	846.69
1株当たり当期純利益 (円)	91.11	115.80	120.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	90.68	114.95	113.39
自己資本比率 (%)	36.6	34.7	28.1
自己資本利益率 (%)	13.5	15.3	14.6
株価収益率 (倍)	25.2	30.7	26.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,149	14,294	1,955
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,453	1,009	△1,809
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,176	△2,307	9,746
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	25,335	38,249	48,154
従業員数 (名)	577	744	899
(外、平均臨時雇用者数)	(7)	(42)	(48)

※1 売上高には消費税等は含まれておりません。

※2 第22期より、連結決算日を6月30日から3月31日に変更しております。この変更に伴い、第22期については、当社及び6月決算から3月決算に変更した連結対象会社は9ヶ月間（2016年7月1日～2017年3月31日）、連結決算日変更前から3月決算であった連結対象会社は12ヶ月間（2016年4月1日～2017年3月31日）を連結対象期間としております。

※3 第24期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。

※4 第24期に金額表示の端数処理を百万円未満切捨てから四捨五入に変更しております。なお、比較を容易にするため、第23期以前についても百万円未満の端数を四捨五入しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	19,632	33,528	31,127	32,818	34,832
経常利益 (百万円)	1,777	2,088	1,196	169	1,126
当期純利益 (百万円)	1,877	3,230	1,998	409	1,084
資本金 (百万円)	7,437	7,465	7,504	7,591	7,637
発行済株式総数 (株)	47,291,800	47,312,800	47,341,600	47,406,800	47,441,900
純資産額 (百万円)	25,866	28,642	26,023	23,406	24,291
総資産額 (百万円)	52,985	55,442	68,810	73,795	77,074
1株当たり純資産額 (円)	537.50	590.67	546.30	486.26	500.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間 配当額) (円)	20 (-)	24 (-)	28 (-)	38 (-)	32 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	39.86	68.49	43.00	8.90	23.54
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	39.68	67.98	40.06	7.35	20.54
自己資本比率 (%)	47.8	50.3	36.5	30.3	29.9
自己資本利益率 (%)	7.5	12.1	7.5	1.7	4.8
株価収益率 (倍)	57.7	52.0	75.5	388.1	191.4
配当性向 (%)	50.2	35.0	65.1	426.8	135.9
従業員数 (名)	354	436	448	468	471
株主総利回り (比較指標：TOPIX) (%)	97.6 (123.8)	151.7 (143.5)	139.6 (136.3)	150.0 (123.3)	195.6 (175.3)
最高株価 (円)	2,448	4,070	4,840	4,630	4,545
最低株価 (円)	1,680	1,926	2,273	2,481	3,080

※1 売上高には消費税等は含まれておりません。

※2 株主総利回りの比較指標：TOPIXの総利回りについては、各事業年度末日の配当込みTOPIX数値を基準に算出しております。

※3 第22期より、決算日を3月31日に変更しております。この変更に伴い、決算期変更の経過期間となる第22期については、9ヶ月間（2016年7月1日～2017年3月31日）を対象事業年度としております。

※4 第24期より、金額表示の端数処理を百万円未満切捨てから四捨五入に変更しております。なお、比較を容易にするため、第23期以前についても百万円未満の端数を四捨五入しております。

※5 第24期については、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を適用しており、第23期についても遡及処理後の数値を記載しております。

※6 第25期の1株当たり配当額38円には、創立25周年記念配当10円が含まれております。

2 【沿革】

- 1995年8月 インターネットを媒体とした広告・企画・制作等を目的として㈱デジタルガレージ（代表者 林郁、伊藤穰一）を設立。
- 1996年10月 米国インフォシーク社とインターネット検索サービス独占契約締結、インフォシーク事業部新設。
- 1996年12月 デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム㈱を㈱博報堂、㈱旭通信社（現 ㈱ADKマーケティング・ソリューションズ）、㈱読売広告社、㈱I&S（現 ㈱I&S BBD0）と共同出資にて設立。
- 1997年5月 ㈱フロムガレージ、㈱スタジオガレージ、(有)エコシスを吸収合併。
- 1999年4月 ㈱イーコマース総合研究所を㈱コミュニケーション科学研究所等と共同出資にて設立。
- 1999年6月 インフォシーク事業部を米国インフォシーク社へ営業譲渡。
- 1999年6月 ㈱クリエイティブガレージ（後の㈱ディーエス・インタラクティブ）の株式を60%取得し子会社とする。
- 2000年5月 Eコマースの物流・決済等のプラットフォームを担当する(旧)㈱イーコンテクストを㈱ローソン、㈱東洋情報システム（現 TIS㈱）、三菱商事㈱と共同出資にて設立。
- 2000年10月 Eコマース・ギフト事業を行う㈱ギフトポートをシャディ㈱と共同出資にて設立。
- 2000年12月 店頭市場に株式を上場。
- 2002年6月 ㈱カカクコム株式を45%取得し、支配力基準による連結子会社とする。
- 2003年2月 クリエイティブ制作を担当する連結子会社㈱クリエイティブガレージを設立。
- 2004年2月 携帯電話を主としたモバイル端末向けのコンテンツ関連事業を行う連結子会社㈱DGモバイルを設立。
- 2004年12月 アイベックス・アンド・リムズ㈱株式を株式交換により取得し、連結子会社とする。
- 2004年12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
- 2005年1月 ブログ検索サイトを運営する連結子会社㈱テクノラティージャパンを設立。
- 2005年9月 投資事業組合財産の管理運営業務を行う連結子会社㈱DG&パートナーズを日本アジア投資㈱と共同出資にて設立。
- 2005年11月 情報共有サイト「PingKing」を運営する連結子会社㈱WEB2.0をぴあ㈱、㈱カカクコムと共同出資にて設立。
- 2006年1月 ソリューション事業とインキュベーション事業を連結子会社に承継させる会社分割を行い、純粋持ち株会社に移行。
- 2006年1月 不動産に関する管理運営・投資等を行う連結子会社㈱DGアセットマネジメントを設立。
- 2006年3月 総合WEB広告業を行う連結子会社㈱DGメディアマーケティングを設立。
- 2006年8月 CGMを活用した広告商品開発等を行う連結子会社㈱CGMマーケティング（現 ㈱BI.Garage）を㈱電通（現 ㈱電通グループ）、㈱サイバー・コミュニケーションズ、㈱アサツー ディ・ケイ（現 ㈱ADKマーケティング・ソリューションズ）と共同出資にて設立。
- 2006年8月 IR支援事業及びIRポータルサイト「STOCKCAFE」の運営等を行う連結子会社㈱グロス・パートナーズを亜細亜証券印刷㈱（現 ㈱プロネクサス）と共同出資にて設立。
- 2007年4月 連結子会社㈱DGソリューションズが㈱創芸（現 ㈱DGコミュニケーションズ）の全株式を取得し、連結子会社とする。
- 2008年10月 当社を存続会社として、連結子会社(旧)㈱イーコンテクスト、㈱DGソリューションズ、㈱ディージー・アンド・アイベックス（旧 アイベックス・アンド・リムズ㈱）、㈱クリエイティブガレージ及び㈱DGメディアマーケティングを吸収合併。
- 2009年5月 ㈱カカクコム株式の一部を譲渡し、持分法適用会社とする。
- 2010年1月 コンテンツ・IT産業を中心とする教育事業等を行うデジタルハリウッド㈱株式を取得し、持分法適用会社とする。
- 2010年4月 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ市場（現 東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場。
- 2010年6月 総合フルフィルメントサービスを行う㈱NEXDGを日本通運㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2010年9月 連結子会社㈱テクノラティージャパンが㈱DGストラテジックパートナーズへと商号変更し、ベンチャー・インキュベーション事業へと事業内容を変更。
- 2010年12月 スマートフォン向けコンテンツの企画・配信を行う連結子会社㈱ウィールを設立。
- 2011年3月 連結子会社(旧)㈱DGインキュベーション（現 ㈱DGベンチャーズ）を存続会社として、同㈱DGストラテジックパートナーズを吸収合併。
- 2011年7月 米国を拠点としたグローバル戦略を展開するための持ち株会社として、連結子会社Digital Garage US, Inc.を設立。
- 2011年9月 有望なスタートアップ企業への投資・育成事業を行う連結子会社㈱Open Network Lab（現 ㈱ONL）を㈱ネットワークプライズドットコム（現 BEENOS㈱）と共同出資にて設立。
- 2011年12月 アジャイルソフトウェア開発手法のコンサルティング事業等を行う連結子会社New Context, Inc.（後のNeo Innovation, Inc.）を設立。
- 2012年1月 投資不動産の所有・賃貸等を行う連結子会社Digital Garage Development LLCを設立。
- 2012年2月 アジアを拠点としたアジャイル開発手法を用いたソフトウェア開発等を行うPivotal Labs(Singapore) Pte. Ltd.（後のNeo Innovation(Singapore)Pte. Ltd.）の全株式を取得し、連結子会社とする。
- 2012年4月 EC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業を行うSBIペリトランス㈱（現 ペリトランス㈱）、同社の子会社であるSBIナビ㈱（現 ナビプラス㈱）他の株式を取得し、連結子会社とする。

- 2012年5月 連結子会社㈱ウィールが㈱DGペイメントホールディングスへと商号変更し、決済事業等に係る持ち株会社に移行。
- 2012年5月 米国を拠点としたアジャイル開発手法を用いたソフトウェア開発等を行うEdgeCase, LLCの全株式を取得し、連結子会社とする。
- 2012年9月 ECプラットフォーム全般のグローバル展開に向けたペイメント事業の持ち株会社として、連結子会社econtext Asia Limitedを設立。
- 2012年10月 当社の決済サービス事業を会社分割し、新設した連結子会社㈱イーコンテキストへ事業を承継。
- 2012年10月 食品のオンライン販売を行う㈱FOOZAを三菱食品㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2012年12月 中小規模ECサイト向け商品レコメンドサービス及びサイト内商品検索サービスの提供を行う㈱コトハコの全株式を取得し、連結子会社とする。
- 2013年7月 東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場。
- 2013年8月 最先端科学を活用・応用した製品・サービスの企画・開発を行う㈱電通サイエンスジャムを㈱電通（現㈱電通グループ）と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2013年9月 データセキュリティ関連ソリューションの提供を行う連結子会社New Context Services, Inc.を設立。
- 2013年9月 中国に進出する日系・外資系企業向けにオンライン決済を提供するVeriTrans Shanghai Co.,Ltd.をShanghai CardInfoLink Data Service Co.,Ltd.と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2013年12月 連結子会社econtext Asia Limitedが香港証券取引所メインボード市場に株式を上場。
- 2014年3月 アジアのEC市場への資金支援を目的としてecontext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合をS B I インベストメント㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2014年9月 世界的ソーシャルコミュニティサイト「Wikia」の日本語版サイトを運営するWikia Japan㈱の株式を取得し、持分法適用会社とする。
- 2015年4月 海外旅行に関するスマートフォンアプリサービスの開発運営を行うLC0-Creation Singapore Pte. Ltd.の株式を取得し、持分法適用会社とする。
- 2015年5月 スマートフォンアプリの運用型広告を手がける㈱デジタルサイエンスラボを㈱メタップスと共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2015年6月 香港法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの手続きにより、当社を除く全株主からその保有する全株式を取得し、連結子会社econtext Asia Limitedを完全子会社とする。
- 2015年6月 次世代のコンテンツ事業を担うグローバル企業への戦略投資を目的とした連結子会社㈱DK Gateを㈱講談社と共同出資にて設立。
- 2016年5月 東京証券取引所市場第一部へ市場変更。
- 2016年7月 多様な業界の企業が参画し次世代の事業を共同で創出することを目的としたオープンプラットフォーム型の研究開発組織「DG Lab」を㈱カカコム及び㈱クレディセゾンと発足。
- 2016年7月 「DG Lab」と連携した次世代技術を有するスタートアップ企業への投資を対象としたDG Lab 1号投資事業有限責任組合の管理運営を行う㈱DG Daiwa Venturesを㈱大和証券グループ本社と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2016年8月 ファッション女性誌を活用したインターネットメディア事業を行う㈱DK Mediaを㈱講談社と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2016年9月 「DG Lab」と連携したFinTech関連等の戦略的な技術開発を行う連結子会社㈱DG TechnologiesをTIS㈱と共同出資にて設立。
- 2016年10月 FinTechを活用した決済ソリューションの開発・提供を行うANA Digital Gate㈱を全日空商事㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2017年7月 ㈱DG Life Designの株式を追加取得し、同社の子会社である㈱アカデミー・デュ・ヴァン、㈱Hampsteadとともに連結子会社とする。
- 2017年9月 不動産広告事業を行う㈱DGコミュニケーションズを支配力基準による連結子会社とする。
- 2018年6月 ビジネスデザインカンパニーが行うマーケティング事業を会社分割し、新設した㈱DGマーケティングデザインへ事業を承継するとともに、同社株式の一部を譲渡し、持分法適用会社とする。
- 2018年7月 北海道地域での有望なスタートアップ企業育成等を行う連結子会社㈱D2 Garageを㈱北海道新聞社と共同出資にて設立。
- 2018年9月 ブロックチェーンを活用した金融サービス等を行う連結子会社㈱Crypto Garageを東京短資㈱と共同出資にて設立。
- 2018年10月 後払い決済事業を行う㈱SCOREを㈱ニッセンと共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2018年12月 インフルエンサーを活用したソーシャルメディアマーケティング事業を行う㈱サイバー・バズの株式を取得し、持分法適用会社とする。
- 2019年1月 POSシステムを利用する事業者向けマルチ決済ソリューションの提供を行うTDペイメント㈱を東芝テック㈱と共同出資にて設立し、持分法適用会社とする。
- 2019年4月 DG Lab Fund II E. L. P. Cayman (DG Lab 2号ファンド)に出資し、持分法適用会社とする。
- 2019年6月 運転事業者向け脳MRI幹旋事業を行うDBSCマーケティング㈱（現 ㈱ブレインスキャンテクノロジーズ）の全株式を取得し、連結子会社とする。
- 2021年1月 投資事業有限責任組合の管理運営を行う連結子会社㈱DGインキュベーションを設立。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社（㈱デジタルガレージ）、子会社19社及び関連会社等12社により構成されております。
当社グループの主要事業は、次のとおりであります。

- フィナンシャルテクノロジー事業 : Eコマース（EC）等のBtoC商取引におけるクレジットカード決済及びコンビニ決済等の電子決済ソリューションの提供事業、インターネット及びEC等のシステム設計・開発・運用事業等
- マーケティングテクノロジー事業 : インターネットとリアルを融合した総合的なデジタルマーケティング事業、様々なデータを活用したデータマーケティング事業、ソーシャルメディア関連の広告商品開発・マーケティング事業等
- インキュベーションテクノロジー事業 : ベンチャー企業への投資・育成を中心とした事業戦略支援型ベンチャー・インキュベーション事業
- ロングタームインキュベーション事業 : 中長期的かつ継続的な事業利益創出を目的としたメディア開発・運営事業、ブロックチェーンを活用した金融サービス事業等

なお、上記の4事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. セグメント情報」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（1）主な関係会社とセグメントの名称及び主な事業内容

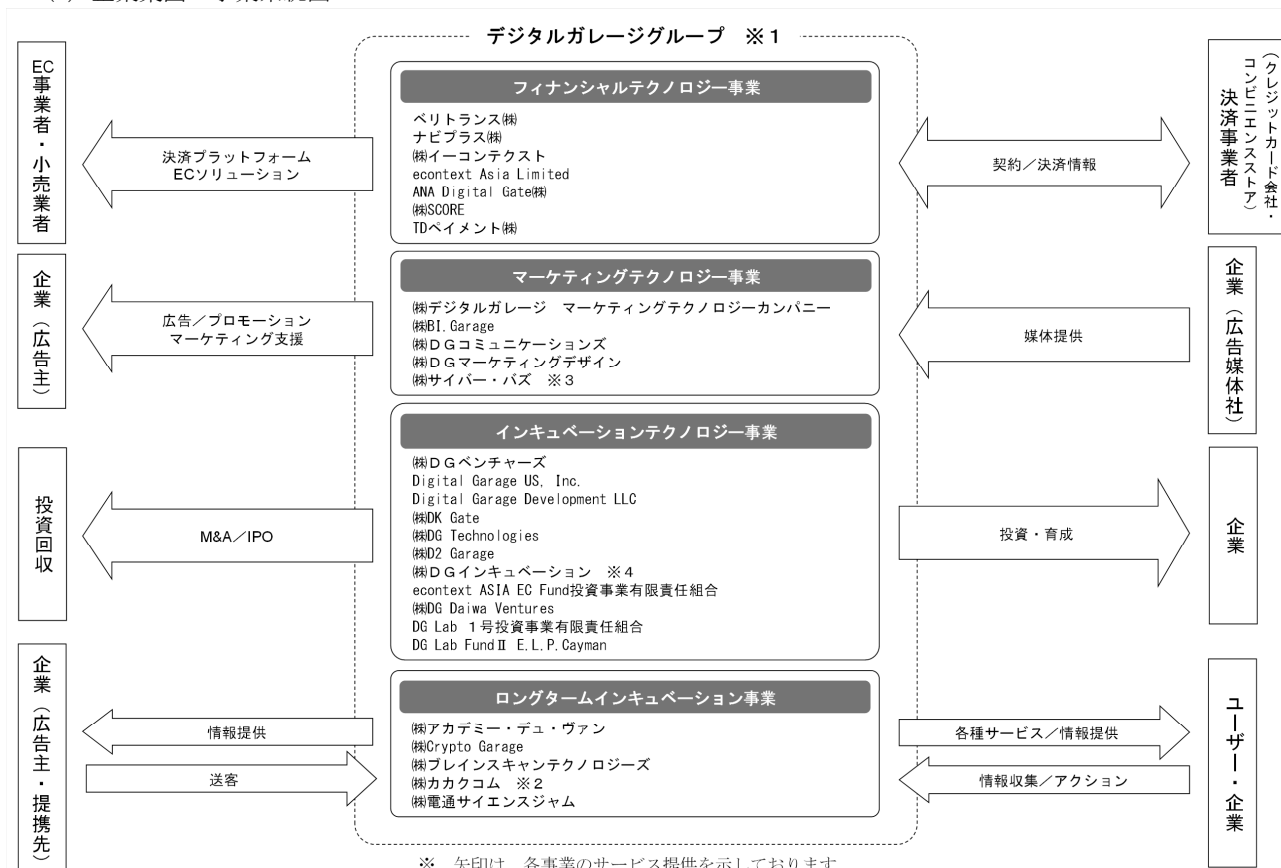
セグメントの名称	会社名	当社との関係	主な事業内容
フィナンシャル テクノロジー 事業	ベリトランス㈱ ※1	連結子会社	クレジットカード決済を強みとしたEC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業
	ナビプラス㈱	連結子会社	レコメンドエンジンを主力としたサイト支援ツールの販売等
	㈱イーコンテキスト	連結子会社	コンビニ決済を強みとしたEC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業
	econtext Asia Limited	連結子会社	香港を拠点とした決済事業
	ANA Digital Gate㈱	持分法 適用会社	FinTechを活用した決済ソリューションの開発・提供
	㈱SCORE	持分法 適用会社	後払い決済事業
	TDペイメント㈱	持分法 適用会社	POSシステムを利用する事業者向けマルチ決済ソリューションの提供
マーケティング テクノロジー 事業	㈱デジタルガレージ マーケティングテクノロジー カンパニー	当社事業 カンパニー	Online to Offline戦略、Webマーケティングによる広告
	㈱BI. Garage	連結子会社	データサイエンス事業、オーディエンスデータを活用したソーシャルメディア関連の広告商品、Web広告技術の開発と販売
	㈱DGコミュニケーションズ	連結子会社	不動産広告事業
	㈱DGマーケティングデザイン ※2	持分法 適用会社	クリエイションデザイン、データサイエンス、デジタルテクノロジーを活用したマーケティング事業等
	㈱サイバー・バズ	持分法 適用会社	インフルエンサーを活用したソーシャルメディアマーケティング事業等

セグメントの名称	会社名	当社との関係	主な事業内容
インキュベーション テクノロジー 事業	(株)DGベンチャーズ	連結子会社	ベンチャー企業等への投資等
	Digital Garage US, Inc.	連結子会社	米国を拠点としたグローバル戦略を展開するための持ち株会社
	Digital Garage Development LLC	連結子会社	投資不動産の所有・賃貸等
	(株)DK Gate	連結子会社	コンテンツビジネスへの戦略投資等
	(株)DG Technologies	連結子会社	研究開発組織「DG Lab」と連携した、FinTech関連等の戦略的な技術開発
	(株)D2 Garage	連結子会社	北海道地域での有望なスタートアップ企業育成事業等
	(株)DG インキュベーション	連結子会社	投資事業有限責任組合の管理運営
	econtext ASIA EC Fund投資事業 有限責任組合	持分法 適用会社	アジアのEC市場への資金支援
	(株)DG Daiwa Ventures	持分法 適用会社	投資事業有限責任組合の管理運営
	DG Lab 1号投資事業有限責任組合	持分法 適用会社	研究開発組織「DG Lab」と連携した、次世代技術を有するスタートアップ企業への投資
	DG Lab Fund II E. L. P. Cayman	持分法 適用会社	
ロングターム インキュベーション 事業	(株)アカデミー・デュ・ヴァン	連結子会社	ワインスクール事業・ワインの卸売等
	(株)Crypto Garage	連結子会社	ブロックチェーンを活用した金融サービス等の事業
	(株)ブレインスキャンテクノロジーズ	連結子会社	運転事業者向け脳MRI幹旋事業
	(株)カカココム	持分法 適用会社	価格比較サイト「価格.com」やランキングとクチコミのグルメサイト「食ベログ」の運営等
	(株)電通サイエンスジャム	持分法 適用会社	最先端科学を活用、応用した製品・サービスの企画及び開発等

※1 ベリトランス(株)は、2021年4月1日付で(株)DGフィナンシャルテクノロジーへ名称変更しております。

※2 (株)DGマーケティングデザインは、2021年4月1日付で(株)Qoilへ名称変更しております。

(2) 企業集団の事業系統図



- ※ 1 当社は事業持ち株式会社として、当社グループ全体の戦略策定・実行の他、各関係会社に対し、業務受託契約に基づく経営管理業務及びマーケティングテクノロジーカンパニーにおいてマーケティングテクノロジー事業を行っております。
- ※ 2 株カカコムは、東京証券取引所市場第一部に株式を上場しております。
- ※ 3 株サイバー・バズは、東京証券取引所マザーズに株式を上場しております。
- ※ 4 株DGインキュベーションは、2021年1月に設立致しました。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
ベリトランス㈱ ※1 ※4	東京都 渋谷区	1,068	クレジットカード決済を強みとしたEC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任3名
ナビプラス㈱ ※2	東京都 渋谷区	220	レコメンドエンジンを主力としたサイト支援ツールの販売等	100.00 (95.91)	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任2名
㈱イーコンテキスト ※5	東京都 渋谷区	100	コンビニ決済を強みとしたEC事業者に対する決済関連のシステム・サービスの提供及び決済業務の代行事業	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任3名
econtext Asia Limited	中国 香港	香港ドル 100	香港を拠点とした決済事業	100.00	当社が資金援助を受けている。 役員の兼任3名
㈱BI. Garage	東京都 渋谷区	364	データサイエンス事業、オーディエンスデータを活用したソーシャルメディア関連の広告商品、Web広告技術の開発と販売	70.08	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任3名
㈱DGコミュニケーションズ ※6	東京都 渋谷区	50	不動産広告事業	95.53	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任2名
㈱DGベンチャーズ ※1	東京都 渋谷区	100	ベンチャー企業等への投資	100.00	当社が管理業務を受託している。当社と営業取引がある。また、当社が資金援助を行っている。 役員の兼任5名
Digital Garage US, Inc. ※1	米国 カリフォルニア州	百万米ドル 19	米国を拠点としたグローバル戦略を展開するための持ち株会社	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社が資金援助を行っている。 役員の兼任3名
Digital Garage Development LLC ※2	米国 カリフォルニア州	百万米ドル 7	投資不動産の所有・賃貸等	100.00 (100.00)	—
㈱DK Gate	東京都 渋谷区	348	コンテンツビジネスへの戦略投資等	66.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任3名
㈱DG Technologies	東京都 渋谷区	25	研究開発組織「DG Lab」と連携した、FinTech関連等の戦略的な技術開発	80.00	当社が管理業務を受託している。当社と営業取引がある。また、当社が資金援助を行っている。 役員の兼任4名
㈱D2 Garage	北海道 札幌市 中央区	80	北海道地域での有望なスタートアップ企業育成事業等	51.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任1名
㈱DGインキュベーション	東京都 渋谷区	25	投資事業有限責任組合の管理運営	100.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任4名
㈱アカデミー・デュ・ヴァン	東京都 渋谷区	70	ワインスクール事業・ワインの卸売等	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。 役員の兼任1名
㈱Crypto Garage ※1	東京都 渋谷区	885	ブロックチェーンを活用した金融サービス等の事業	59.64	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任4名
㈱ブレインスキャンテクノロジーズ	東京都 渋谷区	1	運転事業者向け脳MRI幹旋事業	100.00	当社が管理業務を受託している。また、当社が資金援助を行っている。 役員の兼任3名
その他3社					

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用会社) ㈱カカコム ※3	東京都 渋谷区	916	価格比較サイト「価格.com」やランキングとクチコミのグルメサイト「食べログ」の運営等	20.56	当社と営業取引がある。 役員の兼任1名
㈱電通サイエンスジャム	東京都 港区	90	最先端科学を活用、応用した製品・サービスの企画及び開発等	33.33	役員の兼任2名
ANA Digital Gate㈱ ※2	東京都 中央区	100	FinTechを活用した決済ソリューションの開発・提供	49.00 (49.00)	役員の兼任1名
㈱SCORE ※2	京都府 京都市 南区	100	後払い決済事業	49.00 (49.00)	役員の兼任1名
TDペイメント㈱ ※2	東京都 品川区	100	POSシステムを利用する事業者向けマルチ決済ソリューションの提供	49.00 (49.00)	役員の兼任3名
㈱DGマーケティングデザイン	東京都 目黒区	60	クリエイションデザイン、データサイエンス、デジタルテクノロジーを活用したマーケティング事業等	20.00	当社が管理業務を受託している。また、当社と営業取引がある。
㈱サイバー・パズ ※3	東京都 渋谷区	463	インフルエンサーを活用したソーシャルメディアマーケティング事業等	20.34	当社と営業取引がある。 役員の兼任1名
econtext ASIA EC Fund 投資事業有限責任組合 ※2 ※7	東京都 港区	1,510	アジアのEC市場への資金支援	33.11 (33.11)	—
㈱DG Daiwa Ventures	東京都 千代田区	25	投資事業有限責任組合の管理運営	50.00	当社が管理業務を受託している。 役員の兼任4名
DG Lab 1号 投資事業有限責任組合 ※7	東京都 千代田区	6,810	研究開発組織「DG Lab」と連携した、次世代技術を有するスタートアップ企業への投資	14.68	—
DG Lab Fund II E. L. P. Cayman ※7	英国領 ケイマン 諸島	12,510	研究開発組織「DG Lab」と連携した、次世代技術を有するスタートアップ企業への投資	15.99	—
その他1社					

※1 特定子会社に該当しております。

※2 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

※3 有価証券報告書提出会社であります。

※4 ベリトランス㈱については、売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上収益	5,628百万円
	(2) 税引前利益	2,607百万円
	(3) 当期利益	1,809百万円
	(4) 資本合計	8,707百万円
	(5) 資産合計	21,442百万円

※5 ㈱イーコンテクストについては、売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上収益	2,920百万円
	(2) 税引前利益	887百万円
	(3) 当期利益	581百万円
	(4) 資本合計	4,842百万円
	(5) 資産合計	30,306百万円

※6 ㈱DGコミュニケーションズについては、売上収益(連結会社相互間の内部売上収益を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上収益	4,927百万円
	(2) 税引前利益	△411百万円
	(3) 当期利益	△412百万円
	(4) 資本合計	△251百万円
	(5) 資産合計	2,622百万円

※7 econtext ASIA EC Fund投資事業有限責任組合及びDG Lab 1号投資事業有限責任組合並びにDG Lab Fund II E. L. P. Caymanの「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しており、「議決権の所有割合」欄は、出資比率を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)	
フィナンシャルテクノロジー事業	181	(7)
マーケティングテクノロジー事業	468	(1)
インキュベーションテクノロジー事業	19	(一)
ロングタームインキュベーション事業	71	(30)
全社 (共通)	159	(8)
合計	898	(46)

※1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

※2 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

※3 ロングタームインキュベーション事業において、従業員数が前連結会計年度末に比べて41名減少しておりますが、主として、2021年3月に連結子会社New Context Services, Inc.の事業を譲渡したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
471名	36.0歳	4年6ヶ月	6,766,129円

セグメントの名称	従業員数 (名)
マーケティングテクノロジー事業	311
ロングタームインキュベーション事業	2
全社 (共通)	158
合計	471

※1 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は僅少であるため記載を省略しております。

※2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

※3 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（2021年6月23日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループでは、持続可能な社会に向け“新しいコンテキスト”をデザインし、テクノロジーで社会実装することをパーパス（存在意義）としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテキストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互により高め得る機能を開発することを業務の目的として参りました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテキストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

(2) 経営環境

当社を取り巻く市場環境は、当社グループが事業展開する電子決済市場、インターネット広告市場ともに今後も継続的な成長が見込まれております。電子決済市場においては、2019年の消費者向け電子商取引（BtoC-EC）の市場規模が前年比7.7%増の19兆3,609億円と拡大を続けており（注1）、2018年4月に内閣府主導の下、国内のキャッシュレス決済比率を2017年の21.3%（注2）から2025年に40%とする目標が設定され（注3）、キャッシュレス化が推進されている背景から、今後も市場の成長が見込まれます。また、2020年のインターネット広告市場においては、広告費の約7割を占める運用型広告が引き続き市場の伸びを牽引し、前年比5.9%増となる2兆2,290億円と社会のデジタル化加速が追い風となり前年に引き続きプラス成長となり（注4）、電子決済市場と同様に市場拡大が見込まれております。

出所 （注1）経済産業省「令和元年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業（電子商取引に関する市場調査）報告書（2020年7月）」

（注2）一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ2020（2020年3月）」

（注3）経済産業省「キャッシュレス・ビジョン（2018年4月）」

（注4）㈱電通「2020年日本の広告費」

(3) 経営戦略等並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上課題

当社グループは、2021年3月期を初年度とし「Designing our New Normal Context」をスローガンに掲げた中期経営計画（2021年3月期から2025年3月期までの5ヵ年）を策定しております。中期経営計画の推進及び経営目標の達成を通じて更なる成長を実現し、企業価値の向上を図って参ります。また、当社グループが有する様々な技術等を活用した次世代のサービス開発に向けて、2022年3月期より決済とデータを融合したグループ戦略「DGフィンテックシフト」を始動しました。当社グループは、「DGフィンテックシフト」の元、これまでの緩やかな連邦経営から、フィナンシャルテクノロジー事業を中心にリカーリング事業をコアとした経営にシフト致します。フィナンシャルテクノロジー事業が有する強固な決済基盤に加え、当社グループの豊富な事業やサービスから様々な決済サービスの開発や、データを活用した次世代事業への進化を通じ、より欠かすことができない社会インフラとして、持続可能な社会の発展に貢献して参ります。

各事業セグメントにおける事業戦略は次のとおりであります。

〔フィナンシャルテクノロジー事業〕

フィナンシャルテクノロジー事業では、Eコマース（EC）をはじめとするBtoCの商取引に必要な不可欠なクレジットカード決済やコンビニ決済等の電子決済ソリューションの提供を行っております。当社グループの強みを活かし、今後加速されると想定されるキャッシュレス、非接触化等の外部環境変化に応じて、対面決済、非対面決済領域ともに、最先端決済技術や決済データの活用等を通じ、顧客のデジタルビジネスを包括的にサポートして参ります。いかなる状況下においても24時間365日の稼働が責務であり、国の「重要インフラ」指定事業者として社会的責任を担いつつ、時流や生活者のニーズを注視し、更なる社会貢献を目指して参ります。

〔マーケティングテクノロジー事業〕

マーケティングテクノロジー事業では、インターネットとリアルを融合した総合的なデジタルマーケティングや様々なデータを活用したデータマーケティングビジネスを行っております。現在の主力領域であるデジタル広告事業を更に伸ばさせつつ、今後デジタルトランスフォーメーションが急伸する産業や企業に向けたブランドアド型デジタルマーケティングを当事業セグメントの第2の柱へと育成して参ります。2018年から大手メディア40社以上が参画し、当社が事務局である「コンテンツメディア価値研究会」では、アド fraud（不正/詐欺）への対応、厳格なブランドセーフティの担保、コンテンツ品質価値の高いメディアの媒体価値向上を目的とし、クオリティメディア企業と共に、広告主や利用者の視点に立ち、巨大プラットフォームとの適切な均衡、距離を保ちつつ、また、クッキーレスも見据えた持続可能なビジネスモデルの創出に取り組んでおります。更に、フィナンシャルテクノロジー事業と連携しながら、様々なマーケティングデータと決済購買データを活用し、グループ総合力を創出して参ります。

〔インキュベーションテクノロジー事業〕

インキュベーションテクノロジー事業では、国内外のスタートアップ企業等への投資・育成及び当社グループ内の事業との連携による投資先の育成等を行っております。創業より25年以上に亘って築いたネットワークを活かしグローバルなパートナー企業と連携しながら、バーベル戦略によるリスク分散投資を継続しつつ、今後新たに成長が予想される領域や、デジタルシフトが進む革新領域についてフォーカスし、今までの常識にとらわれない柔軟な投資・育成事業を展開して参ります。2021年3月期に10周年を迎えたOpen Network Lab（日本初のシードアクセラレーター）を活用し、更なるシード・アーリーステージの投資先候補のコミュニティ強化に努めて参ります。また、米国シリコンバレーをはじめとした「Global Incubation Stream」を通じて、新たな投資環境に即した戦略的投資ポートフォリオの実現を目指して参ります。

〔ロングタームインキュベーション事業〕

ロングタームインキュベーション事業では、当社グループがこれまで培ってきた投資育成や事業開発のノウハウを活かし、中長期的かつ継続的な事業利益の創出に取り組んでおります。持分法適用会社である㈱カクコムに加え、国内外で戦略的新規事業を創出して参ります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

2021年3月期を初年度とした中期経営計画において、リカーリング事業（フィナンシャルテクノロジー事業及びマーケティングテクノロジー事業）及びロングタームインキュベーション事業は、既存事業の成長加速及び新規事業創出による収益力の強化を目的とし、成長性指標にて目標を設定しております。インキュベーションテクノロジー事業は、投資ハードルレート（ROI）2.5倍を目標とし、投資・回収を継続して参ります。

また、企業価値の向上を意識した経営を推進すべく、資本収益性指標として「親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）」を採用しております。加えて、当社グループ事業のキャッシュ創出力を測定し、キャッシュ・フローを意識した経営による株主還元を実施すべく「税引前事業キャッシュフローに対する配当性向」を株主還元指標として導入しております。当社は、株主の皆様への利益還元については最も重要な経営方針の一つと考え、キャッシュ・フロー創出が企業価値の向上並びに株主価値の増大に資すると判断しております。具体的な数値目標は以下のとおりであります。中期経営計画の推進及び経営目標の達成を通じて更なる成長を実現し、企業価値の向上を図って参ります。

中期経営計画の定量目標（2021年3月期～2025年3月期）

成長性指標（税引前利益 成長率）	目標値
フィナンシャルテクノロジー事業	20%以上
マーケティングテクノロジー事業	20%以上
ロングタームインキュベーション事業	15%以上
投資ハードルレート（ROI）	目標値
インキュベーションテクノロジー事業	2.5倍
資本収益性指標	目標値
ROE	20%以上
株主還元指標	目標値
税引前事業キャッシュフローに対する配当性向	20%以上

なお、当社グループ事業から創出されるキャッシュ・フローを「税引前事業キャッシュフロー」と定義しております。これは、国際財務報告基準（IFRS）第9号に基づき純損益を通じて公正価値で測定した営業投資有価証券の事後的な変動による損益等がキャッシュ・フローを伴わないことにより、親会社の所有者に帰属する当期利益とキャッシュ・フローとの間で生じた乖離を調整した指標であります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) システムリスクについて

当社グループでは、Eコマースビジネス等に向けて決済プラットフォームを提供するベリトランス㈱及び㈱イーコンテクスト、インターネット価格比較サイトである「価格.com」を企画・運営する㈱カカクコム、法人間での暗号資産の相対取引向けの、即時決済サービスを提供する㈱Crypto Garage等、ユーザーに対して一定のサービスを提供するため、コンピュータシステムを構築しております。当社グループでは、システムリスクを回避するために、設備投資、セキュリティ対策、運用技術者教育の充実等の諸施策を実施しておりますが、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウィルス、サイバーテロのほか、自然災害等によりシステム障害が発生した場合、又は適切な対応ができなかった場合には、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(2) 顧客情報のセキュリティについて

当社グループの事業にとって、顧客データの不正取得や改変等による被害の防止は極めて重要であります。当社グループにおいては、厳重な顧客情報管理のルールに基づいて、十分なセキュリティ対策を講じておりますが、今後、万が一何らかの理由により顧客情報が外部漏洩した場合は、社会的信用問題や損害賠償等の発生から、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(3) 法的規制の可能性及び影響について

当社グループの事業においては、「資金決済に関する法律」「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」「不当景品類及び不当表示防止法」「金融商品取引法」「不正競争防止法」「個人情報の保護に関する法律」等の各種法令による規制を受けているほか、監督官庁の指針、ガイドライン等を踏まえた対応を行っております。これらの法令の制定や改正、新たなガイドライン等や自主規制ルールの策定又は改定等が行われることにより、当社グループの事業の一部が制約を受けた場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。当社グループでは、弁護士や外部諸団体を通じて、コーポレートストラテジー本部を中心とする関係部署が事業に係る法的規制の導入・改廃に関する情報収集と対応を行っておりますが、当社グループの事業領域である、電子商取引（EC）・インターネットに関連する規制、決済代行事業に関する規制等の制定により、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(4) 知的財産権について

当社グループは、ブランドを重要な財産と考え、積極的に商標権を取得しております。また、独自に開発したシステムや共同開発したシステムあるいはビジネスモデルに関しても、特許権等の対象となる可能性があるものについては積極的に出願しております。当社グループは、第三者が保有する商標権、特許権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払い、知的財産権専門の弁護士や弁理士に随時相談する等の対策を行っております。

ただし、第三者が保有する特許権、実用新案権、商標権、著作権等の知的財産権がインターネット関連事業その他当社グループの事業にどのような影響を与えるのかを網羅的かつ正確に想定することは困難であり、当社グループの事業に関連する技術等に関わる特許権等を第三者が取得していた場合、また当社グループが認識していない特許権等が発生している場合に、特許権侵害等により当社グループが損害賠償義務を負う可能性や当該特許権に係る技術等について使用を継続できなくなる可能性があります。これらの場合には、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループに他社の保有する特許権等の使用が認められた場合においても、ロイヤリティの支払い等により、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(5) 訴訟の可能性について

当社グループは顧客からの案件の受注に際し、その契約において免責条項を設けておりますが、当初予想し得ないトラブルの発生等による訴訟のリスクが考えられます。また、前述した特許権等の知的財産権の侵害等が成立した場合には、これによる訴訟のリスクがあるものと考えております。当社グループでは、「コンプライアンス・プログラム」を策定し業務の運営を行うことで、法令違反などの発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役員職員の法令違反等の有無に関わらず、顧客や第三者等との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。かかる訴訟が発生した場合には、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(6) 市場環境の変化について

当社グループが展開するマーケティングテクノロジー事業におきましては、景気動向の変動により広告主が広告費用を減少させる等、景気動向の影響を受けやすい傾向にあります。また、フィナンシャルテクノロジー事業におきましては、昨今Eコマース市場が拡大を続けているものの、個人消費動向の変化等により、今後市場が停滞する可能性があります。このような環境のもと、当社の企業価値を中長期的に向上させる取り組みとして、2021年3月期を初年度とする中期経営計画を策定致しました。しかしながら、景気動向や個人消費動向の変動に伴い市場環境が大きく変化した場合には、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(7) 資金調達リスクについて

当社グループは、金融機関からの借入や転換社債型新株予約権付社債の発行等による資金調達を行っており、加えてコミットメントライン等の活用により十分な流動性を確保し、安定資金の確保に努めております。金融市場環境の急激な変化があった場合や当社グループの業績悪化等が発生した場合、取引先金融機関の貸出姿勢が消極化すること等の恐れがあり、当社グループの財政状態に重大な影響を与える可能性があります。また、当社グループは、資金調達手段の多様化等により金利変動リスクの軽減を図っておりますが、将来の金融市場環境及び金利の動向によっては資金調達コストの上昇を招く可能性があり、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を与える可能性があります。

(8) 競合について

当社グループはインターネットビジネスの総合プロデュース企業として、インターネット広告等のウェブマーケティングを行うマーケティングテクノロジー事業及びEコマース決済ソリューション等を提供するフィナンシャルテクノロジー事業を行っております。これら各事業には多くの競合他社が存在しており、今後も新規参入者が増加するものと考えております。

今後も当社グループはインターネット関連業務について技術面、情報面等の強化を図って参りますが、なお一層の競争激化等により価格競争や広告宣伝費等の費用増加も考えられ、その場合には当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、インターネット関連分野においては、技術の進歩が目覚しく、技術革新による競争力を有した競合他社の出現により、当社グループの将来の競争力が低下する可能性があります。

新たに開発・投資を行う新規事業等におきましても、他社との競合や事業環境の急速な変化等により計画通りに進捗しない場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(9) 決済代行業業に係るシステム依存について

当社グループの決済代行業業においては、NTTデータ㈱の提供するCAFIS (Credit And Finance Information Switching system) 等のカード決済ネットワークやコンビニエンスストア各社のKIOSK端末等と当社のシステムを連携することにより、サービスを提供しております。当社グループは、通信ネットワーク・システムの二重化及び適切なセキュリティ手段等により、障害回避のための取り組みを講じておりますが、今後これらのネットワークやシステムへの障害発生を回避できなかった場合、又はその仕様変更等により多額の対応費用が発生した場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(10) インキュベーションテクノロジー事業に係る投資について

① ベンチャー企業及び再生企業への投資について

当社グループは投資を伴う事業育成として、インキュベーションテクノロジー事業を行っております。当事業の投資先は、いわゆるスタートアップ企業や企業再生のためのリストラクチャリングを必要とする企業が含まれます。当社グループでは、投資先選定にあたり専門知識を有するメンバーで構成する会議体にて慎重に検討し、投資実行後も投資先における事業の成長と企業価値の向上に関与する等により、極力リスクを回避しておりますが、これらの企業は、その将来性において不確定要因を多々含んでおり、国内外の景気動向、インターネット等に係る技術革新、株式市場の変化等により、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

② 業績の変動について

IFRSの適用に伴い、インキュベーションテクノロジー事業における営業投資有価証券の公正価値評価変動による損益が当社グループの業績に与える影響が大きくなっております。当事業の業績は、投資先企業の成長状況、並びに経済環境や新規公開を含む株式市場全般の動向等に大きく影響を受け、これら当社グループのコントロールの及ばない外部要因が当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。また、当社グループは主に米国やアジア等での投資活動により外貨建の営業投資有価証券を保有しており、外国為替相場の変動による損益が当社グループの業績に与える影響が大きくなっております。当社グループは、為替相場変動リスクを軽減する手段を必要に応じて講じておりますが、急激な為替相場の変動が生じた場合には、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を与える可能性があります。なお、当連結会計年度末において、外貨建の営業投資有価証券は、営業投資有価証券残高の約80% (米ドル建約74%、インドルピー建約4%) となっております。

(11) グループ体制について

当社グループは、Eコマース決済ソリューション等の提供を行う「フィナンシャルテクノロジー事業」、インターネットとリアルを融合した総合的なデジタルマーケティングや様々なデータを活用したデータマーケティングビジネスを行う「マーケティングテクノロジー事業」、並びに国内外のベンチャー企業への投資及びマーケティングやペイメントといった当社グループ内の事業との連携による投資先の育成等を行う「インキュベーションテクノロジー事業」を主な事業としております。

当社はグループ連邦経営を標榜し、グループ管理体制の確立を日々推進しておりますが、事業領域が多岐にわたるため、当社グループを取り巻く事業環境が急速に変化した場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、事業拡大を加速させるために企業買収等を実施することがありますが、事業環境の悪化等により当初想定していた成果やシナジーが得られない場合、又は買収先企業の企業価値が大きく下落した場合には、のれんの減損損失が生じる等、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

(12) 特定の人物への依存について

当社設立以来、最高経営責任者である林郁は、インターネットビジネスの先駆者であり、かつ多種多様なネットワークを持つことから、これまでの事業展開においても大きな影響を与えて参りました。当社グループの重要な業務推進原動力となっており、今後も当社グループの業務を展開していく上で、林郁に負うところは大きいものと思われま。このため当社グループでは林郁に過度に依存しない経営体制の構築に努めておりますが、現時点では林郁が退任するようなこととなった場合、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(13) 人材の流動化及び人材の確保について

当社グループは、業容の拡大に伴い、今後も積極的に優秀な人材の採用を予定しておりますが、当社グループの計画に沿った採用ができない場合には、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、当社グループでは福利厚生充実を図り、役職員にインセンティブを付与するなど人材の確保に努めておりますが、当社グループの役職員が流動化する、あるいは人材確保のために人件費等が増加する可能性もあり、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

(14) 自然災害等について

当社グループは、自然災害、火災、感染症の流行等に対する損害を最小限にするための危機管理体制を重要なものと位置付けておりますが、大規模な自然災害等が発生した場合は、当社グループの事業所等が直接被害を受け、事業の遅延、中断等が生じることにより、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。特に、新型コロナウイルス感染症に関し、当社グループは緊急対策室を設置してガイドラインを策定し、適宜ガイドラインの見直しを実施しております。新型コロナウイルス感染症のリスクについては、当社業績への影響は限定的でしたが、今後新型コロナウイルス感染症の経済社会に対する影響が拡大し、長期化する場合には、当社グループの業績に重大な影響を与える可能性があります。

これらのリスクに対するリスク管理体制を「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおり整備してリスクマネジメントを行っているほか、リスク発生の可能性を認識した時点で、発生の回避及び発生した場合の対応に努めて参ります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

i. 財政状態

当連結会計年度末におきましては、主に有形固定資産が減少した一方、営業投資有価証券や現金及び現金同等物が増加した結果、資産合計は178,301百万円となり、借入金や金融資産の公正価値の増加等により繰延税金負債が増加した結果、負債合計は115,220百万円となりました。

また、主に配当金による減少と親会社の所有者に帰属する当期利益の計上で利益剰余金が増加した結果、資本合計は63,082百万円となりました。

ii. 経営成績

当連結会計年度におきましては、マーケティングテクノロジー事業及びロングタームインキュベーション事業を中心に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を受け減収減益となった一方、フィナンシャルテクノロジー事業及びインキュベーションテクノロジー事業は増収増益となった結果、収益は40,478百万円、税引前利益は14,317百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は9,786百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におきましては、主に営業投資有価証券の増加の一方、税引前利益に加え、利息及び配当金の受取り、未払消費税等の増加の結果、営業活動によるキャッシュ・フローは7,047百万円の獲得となりました。

投資活動としましては、主に投資有価証券の売却による収入があった一方、有形固定資産や無形資産の取得による支出の結果、投資活動によるキャッシュ・フローは864百万円の使用となりました。

財務活動としましては、主に借入れによる収入があった一方、借入金やリース負債の返済による支出、配当金の支払の結果、財務活動によるキャッシュ・フローは914百万円の使用となりました。

これらにより当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、37,989百万円となりました。

③ 生産、受注及び販売の実績

i. 生産実績

当社グループの事業は、提供する主要なサービスの性格上、当該記載が馴染まないことから、記載を省略しております。

ii. 受注実績

当社グループの提供する主要なサービスは、受注から売上までの期間が短期間であり、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

iii. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比 (%)
フィナンシャルテクノロジー事業 (百万円)	9,666	112.3
マーケティングテクノロジー事業 (百万円)	13,049	84.9
インキュベーションテクノロジー事業 (百万円)	11,482	235.9
ロングタームインキュベーション事業 (百万円)	5,931	74.8
調整額 (百万円)	351	226.6
合計 (百万円)	40,478	109.6

※1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

※2 金額には消費税等は含まれておりません。

※3 調整額は、セグメントに配分していない主に本社機能から生ずる金融収益等の全社収益であります。

※4 前連結会計年度及び当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

i. 財政状態

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)	前年同期比	
				増減額	増減率 (%)
資	流動資産	98,852	113,548	14,696	14.9
	非流動資産	63,444	64,753	1,310	2.1
	資産合計	162,296	178,301	16,006	9.9
負	流動負債	50,838	56,865	6,027	11.9
	非流動負債	58,663	58,355	△308	△0.5
	負債合計	109,501	115,220	5,719	5.2
資本	合計	52,795	63,082	10,287	19.5

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて16,006百万円増加し、178,301百万円となりました。この主な要因は、減価償却等により有形固定資産が1,890百万円減少した一方、営業投資有価証券が10,624百万円、現金及び現金同等物が5,286百万円、その他の金融資産（非流動資産）が1,559百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて5,719百万円増加し、115,220百万円となりました。この主な要因は、金融資産の公正価値の増加等により繰延税金負債が3,089百万円、社債及び借入金（流動負債及び非流動負債）が2,443百万円増加したことによるものであります。

(資本)

当連結会計年度末における資本合計は、前連結会計年度末に比べて10,287百万円増加し、63,082百万円となりました。この主な要因は、利益剰余金が配当金により1,749百万円減少した一方、親会社の所有者に帰属する当期利益の計上により9,786百万円増加したほか、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動が1,651百万円増加したことによるものであります。

なお、セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっておりません。

ii. 経営成績

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比	
			増減額	増減率 (%)
収 益	36,936	40,478	3,542	9.6
税 引 前 利 益	10,008	14,317	4,309	43.1
当 期 利 益	7,331	9,518	2,188	29.8
親会社の所有者に帰属する 当期利益	7,420	9,786	2,365	31.9
当 期 包 括 利 益	6,345	11,284	4,939	77.8

当連結会計年度の経営成績につきましては、収益は40,478百万円（前年同期比3,542百万円増、同9.6%増）、税引前利益は14,317百万円（前年同期比4,309百万円増、同43.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は9,786百万円（前年同期比2,365百万円増、同31.9%増）となりました。ロングタームインキュベーション事業を中心に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食・娯楽関連等の消費自粛や事業者の休業等による収益減少の影響を受けたほか、マーケティングテクノロジー事業においては拠点集約等の事業構造最適化施策による費用が発生しました。一方、インキュベーションテクノロジー事業において、営業投資有価証券の公正価値が好調に増加し、フィナンシャルテクノロジー事業においてはECの市場規模拡大に加え、主力事業が堅調に推移したことで、増収増益となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同期比		
			増減額	増減率 (%)	
フィナンシャル テクノロジー事業	収 益	8,609	9,666	1,056	12.3
	税 引 前 利 益	4,049	4,118	69	1.7
マーケティング テクノロジー事業	収 益	15,375	13,049	△2,327	△15.1
	税 引 前 利 益	1,853	735	△1,118	△60.3
インキュベーション テクノロジー事業	収 益	4,868	11,482	6,614	135.9
	税 引 前 利 益	3,563	10,264	6,701	188.1
ロングタームインキ ュベーション事業	収 益	7,929	5,931	△1,998	△25.2
	税 引 前 利 益	4,701	2,653	△2,048	△43.6
調 整 額	収 益	155	351	196	126.6
	税 引 前 利 益	△4,158	△3,452	705	—
合 計	収 益	36,936	40,478	3,542	9.6
	税 引 前 利 益	10,008	14,317	4,309	43.1

〔フィナンシャルテクノロジー事業〕

フィナンシャルテクノロジー事業では、Eコマース（EC）をはじめとするBtoCの商取引に必要な不可欠なクレジットカード決済やコンビニ決済等の電子決済ソリューションの提供を行っております。

2021年4月1日付で、ベリトランス㈱は㈱DGフィナンシャルテクノロジーに商号変更し、㈱イーコンテクストとの経営統合を実施致しました。今後は㈱DGフィナンシャルテクノロジーが中心となり、グループ戦略「DGフィンテックシフト」を加速、牽引して参ります。

当連結会計年度は、決済事業を展開するベリトランス㈱及び㈱イーコンテクストが、多様な決済ソリューションを提供し高成長を継続致しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、訪日外国人のインバウンド消費に対応した対面決済や旅行関連の取扱いが減少したものの、EC市場拡大による取扱い増加に加え、モバイルオーダー事前オンライン決済等の新規決済手段による取扱いも好調に推移し、決済取扱高は前年同期比18%増の約3.1兆円、決済取扱件数は同35%増の約6.6億件まで伸長致しました。

これらの結果、当連結会計年度における収益は9,666百万円（前年同期比1,056百万円増、同12.3%増）、税引前利益は4,118百万円（前年同期比69百万円増、同1.7%増）となりました。

〔マーケティングテクノロジー事業〕

マーケティングテクノロジー事業では、インターネットとリアルを融合した総合的なデジタルマーケティングや様々なデータを活用したデータマーケティングビジネスを行っております。

当連結会計年度は、インターネット広告を手掛ける当社マーケティングテクノロジーカンパニーにおいて、主力のデジタルアド事業の取扱いが堅調に推移致しました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、不動産業・小売業等のプロモーションが延期・中止したこと等により取扱いが減少致しました。また、拠点集約等の事業構造最適化施策を推進したこと等により費用が発生致しました。

これらの結果、当連結会計年度における収益は13,049百万円（前年同期比2,327百万円減、同15.1%減）、税引前利益は735百万円（前年同期比1,118百万円減、同60.3%減）となりました。

〔インキュベーションテクノロジー事業〕

インキュベーションテクノロジー事業では、国内外のスタートアップ企業等への投資及び当社グループ内の事業との連携による投資先の育成等を行っております。

当連結会計年度は、投資先のファイナンスによる公正価値の増加や国内IPO銘柄3社及び海外上場銘柄を中心に売却したこと等により営業投資有価証券に関する収益は11,031百万円（前年同期比7,011百万円増、同174.4%増）となりました。また、営業投資有価証券の残高は47,170百万円（前年同期比10,624百万円増）となりました。

これらの結果、当連結会計年度における収益は11,482百万円（前年同期比6,614百万円増、同135.9%増）、税引前利益は10,264百万円（前年同期比6,701百万円増、同188.1%増）となりました。

〔ロングタームインキュベーション事業〕

ロングタームインキュベーション事業では、当社グループがこれまで培ってきた投資育成や事業開発のノウハウを活かし、中長期的かつ継続的な事業利益の創出に取り組んでおります。そのなかで、㈱ブレインスキャンテクノロジーズでは、運転事業者向け脳MRI事業を基盤に、脳MRI等のヘルスケアデータとAIの活用で新規事業の創出を目指しております。

当連結会計年度は、持分法適用会社である㈱カカコムが、新型コロナウイルス感染症拡大により食べログ事業中心に影響を受けたこと等により、収益は5,931百万円（前年同期比1,998百万円減、同25.2%減）、税引前利益は2,653百万円（前年同期比2,048百万円減、同43.6%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	前年同 期比 増減 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,322	7,047	19,369
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,473	△864	4,609
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,363	△914	△3,277
現金及び現金同等物の期末残高	32,702	37,989	5,286
有利子負債（リース負債除く）	43,174	45,617	2,443
短期 （1年以内返済予定の長期有利子負債は除く）	1,848	3,850	2,002
長期	41,327	41,767	440

i. キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、37,989百万円（前年同期比5,286百万円増、同16.2%増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、獲得した資金は7,047百万円となりました。収入の主な内訳は、税引前利益14,317百万円、利息及び配当金の受取額1,450百万円、未払消費税等の増加額1,422百万円であり、支出の主な内訳は、営業投資有価証券の増加額10,527百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、使用した資金は864百万円となりました。収入の主な内訳は、投資有価証券の売却による収入1,865百万円であり、支出の主な内訳は、無形資産の取得による支出1,706百万円、有形固定資産の取得による支出1,501百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、使用した資金は914百万円となりました。収入の主な内訳は、長期借入れによる収入3,526百万円、短期借入金の純増額2,002百万円であり、支出の主な内訳は、長期借入金の返済による支出3,270百万円、リース負債の返済による支出1,861百万円、配当金の支払額1,748百万円であります。

ii. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

（資金調達）

当社グループは、事業の維持拡大に必要なレベルの流動性確保と財務の健全性・安全性維持を資金調達の基本方針としております。資金調達手段の多様化と資本効率の向上を企図し、金融機関からの借入や転換社債型新株予約権付社債の発行等、一部有利子負債を活用しております。また、複数の金融機関との間で総額70億円のコミットメントライン契約を締結することで、十分な資金の流動性を確保しております。

当連結会計年度末における有利子負債（リース負債除く）の残高は、45,617百万円であります。

当社グループでは、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、定期的な手元流動性及び有利子負債の状況等を把握・管理しております。また、安定的な外部資金調達能力の維持向上は重要な経営課題と認識しており、主要な取引先金融機関と良好な取引関係を維持し、加えて財務体質の強化にも努めております。

なお、当社グループでは、長期かつ安定的な資金調達を行うべく、短期借入金に依存した資金調達は実施しておりません。その結果として、当連結会計年度末における有利子負債（リース負債除く）に占める短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金は除く）の比率は8.4%となりました。

（資金需要の主な内容）

当社グループの事業資金需要の主なものは、各事業セグメントにおける事業資金及び販売費及び一般管理費等の営業費用等のほか、フィナンシャルテクノロジー事業における収納代行業務の一時的な立替資金によるものであります。また、投資資金需要の主なものは、フィナンシャルテクノロジー事業のシステム機能拡充・強化等によるものに加え、インキュベーションテクノロジー事業を中心とした株式等の投資によるものであります。将来の成長に向けた戦略的な資金需要に対しては、財務健全性の維持と資本効率性の向上を両立させながら対応していく方針であります。

なお、当連結会計年度においては、フィナンシャルテクノロジー事業における中期計画達成に向けたインフラ・設備強化のため、金融機関から設備資金を15億円調達しております。

③ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の達成・進捗状況

当社グループは、2021年3月期を初年度とし「Designing our New Normal Context」をスローガンに掲げた中期経営計画（2021年3月期から2025年3月期までの5ヵ年）を策定しております。

フィナンシャルテクノロジー事業では、訪日外国人のインバウンド消費に対応した対面決済や旅行関連の取扱いにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた一方、ECの市場規模の拡大に加え、国内新規決済手段の充実を図り固定費の増加を吸収し増収増益を達成致しました。㈱DGフィナンシャルテクノロジーと㈱イーコンテクストとの経営統合によるシステム投資や運営費用の削減等によるコストシナジーや業務効率化により、年平均成長率20%以上を目指して参ります。

マーケティングテクノロジー事業では、特に通信キャリア決済・カード等の金融向けのキャッシュレスプロモーションにおいては、広告取扱高が前年同期比30%増と好調に推移致しました。一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、不動産業・小売業等のプロモーションが延期・中止したこと等により取扱いが減少致しました。また、拠点集約等の事業構造最適化施策を推進したこと等により費用が発生し減収減益となりましたが、2021年3月期第2四半期を底に利益回復基調となっております。

ロングタームインキュベーション事業では、持分法適用会社である㈱カクコムが新型コロナウイルス感染症拡大により外食・旅行系中心に影響を受け減益も、価格.com事業のショッピング事業、新興メディア・ソリューション事業の求人ボックス事業、及びファイナンス事業は引き続き好調に推移しました。今後も様々な生活シーンにおいて役に立つサービスを創出し、新たな価値提供を継続して参ります。

また、インキュベーションテクノロジー事業においては、国内IPO銘柄3社及び海外上場銘柄等を中心に売却する等、投資ハードルレート（ROI）2.5倍を意識した国内外における投資・回収を着実に遂行致しました。特に米国の投資先に関してはナスダック上場を果たす等、DX/FinTech先進企業への戦略出資が奏功しております。更に、近年注力してきているアジア地域、特にインドにおける投資活動も着実に成果を上げております。引き続き日本、アジア、米国におけるDX/FinTech/社会課題解決ベンチャーを中心に投資インキュベーションを実行し、ESG分野への投資も積極的に展開していく予定です。

定量目標に対する実績は以下のとおりであります。

中期経営計画の財務目標に対する当連結会計年度における実績

成長性指標（税引前利益 年平均成長率）	目標値	実績
フィナンシャルテクノロジー事業	20%以上	+1.7%
マーケティングテクノロジー事業	20%以上	△60.3%
ロングタームインキュベーション事業	15%以上	△43.6%
投資ハードルレート（ROI）	目標値	実績
インキュベーションテクノロジー事業	2.5倍	3.5倍
資本収益性指標	目標値	実績
ROE	20%以上	17.1%
株主還元指標	目標値	実績
税引前事業キャッシュフローに対する配当性向	20%以上	20.6%

※ 投資ハードルレートは、日本基準をベースとした利益実績を基に算出しております。

④ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。この連結財務諸表の作成に当たって、必要と思われる見積りは、合理的な基準に基づいて実施しております。

なお、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

業務提携契約等

会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
(株)デジタルガレージ	(株)電通グループ	日本	資本業務提携に関する基本合意	<p>1. 両社の知見やノウハウを結集し、最先端のマーケティング・テクノロジーを開発・駆使して、デジタル・マーケティング事業及びビジネス・インテリジェンス事業の拡大を図り、両社の企業価値を向上させることを目的とした業務提携</p> <p>2. 業務提携の目的のために必要な資金の調達として、当社が第三者割当増資を実施し、(株)電通（現 (株)電通グループ）がその全てを引受ける資本提携</p>	—
(株)デジタルガレージ	(株)クレディセゾン	日本	業務提携に関する基本合意	国内及び海外におけるインキュベーション事業及びマーケティング事業に関する事業連携を目指した業務提携	—
(株)デジタルガレージ	(株)講談社	日本	資本業務提携に関する基本合意	両社の知見やノウハウを結集し、グローバルに亘るコンテンツのデジタル配信及びマーケティング事業の拡大を図り、両社の企業価値を向上させることを目指した資本業務提携	—
(株)デジタルガレージ	TIS(株)	日本	業務提携に関する覚書	両社が持つ事業やノウハウを用い、企業価値を向上させるため、決済事業・医療及び関連する産業分野・アジア展開・新規事業／研究開発の各事業分野において協業可能な事業の業務提携関係を構築することを目的とした業務提携	2016年4月21日より1年間（その後1年単位の自動更新）

5 【研究開発活動】

2016年7月に発足し、当社、㈱カカコム（持分法適用会社）及びKDDI㈱の共同で運営するオープンイノベーション型の研究開発組織「DG Lab」は、「ブロックチェーン」「AI」「xR」「セキュリティ」「バイオヘルス」を重点分野として、これらの分野において高いレベルの技術を持つ国内外の投資先企業と連携して、新たなプロダクトやサービスの基礎となる研究成果を生み出すことを目指し活動しております。

当連結会計年度においては、「ブロックチェーン」の分野では、パートナー企業である㈱大和証券グループ本社と、ブロックチェーンの技術を活用して、デジタル社債発行の実証実験を行いました。今後もデジタルアセット関連プロジェクトに積極的に取り組み、技術的な側面から日本の金融・資本市場の発展に貢献していくと共にSTO市場の発展に繋がるデジタルアセット関連の研究開発を進めて参ります。

「セキュリティ」の分野では、データを暗号化し秘匿したまま解析処理が可能な秘密計算技術の普及を目的とした「秘密計算研究会」を日本電気㈱及び㈱レピダムと発足し、秘密計算技術を活用したユースケース開発に取り組んでおります。

「バイオヘルス」の分野では、㈱ブレインスキャンテクノロジーズにて、AIを活用した脳MRI健診データの解析による健診データプラットフォームのサービス開発を開始しており、DG Labでは同社と連携して脳血管疾患や認知症の予測モデルに取り組んでおります。

その他の分野でも次世代事業化を見据えたテーマを設定し、研究開発活動を行っております。

また、当社グループは、2010年7月からグローバルに活躍する事を目標にインターネットビジネスの起業を志すエンジニアや起業家を育成する「Open Network Lab」事業を行っております。起業家育成プログラム「Seed Accelerator」には、ソフトウェアだけでなくハードウェアの開発を行うチームまで、世界各国の幅広い分野から例年多数の応募を頂いております。当連結会計年度においては、非対面のオンラインプログラムを通じて選出チームのビジネスの成長を促して参りました。プログラムのメンター（指導者）に国内だけでなく、海外から各分野のスペシャリストに加わって頂くことで、日本市場に限らず、世界市場に向けたサービスを育成する体制を整えております。こうした取り組みが着実に成果を上げてきていることから、本プログラムは、日本を代表する起業家育成プログラムとして世界からも注目を集めております。

当連結会計年度においては、2010年から実施するシードステージのスタートアップに特化した「Open Network Lab」に加え、北海道で展開するシードステージのスタートアップに特化した「Open Network Lab HOKKAIDO」、バイオ・ヘルスケア領域に特化した「Open Network Lab BioHealth」、ライフスタイル領域に特化した「Open Network Lab Resi-Tech」、スタートアップシティ福岡地域での実証実験から事業化を加速するスタートアップに特化した「Open Network Lab FUKUOKA」の支援プログラムを実施致しました。

これらにおける研究開発活動の結果、当連結会計年度の研究開発費の総額は291百万円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の総額は2,527百万円であり、セグメント別の設備投資について示すと、次のとおりであります。

なお、設備投資額には有形固定資産（使用権資産を除く）の他、ソフトウェア、長期前払費用等を含めて記載しております。

(1) フィナンシャルテクノロジー事業

当連結会計年度の主な設備投資は、決済サービスにおけるシステム関連のソフトウェア及びデータセンターのサーバ等の備品を中心とする総額1,948百万円の投資を実施致しました。

(2) マーケティングテクノロジー事業

当連結会計年度の主な設備投資は、事業用システム・サーバ等を中心とする総額267百万円の投資を実施致しました。

(3) インキュベーションテクノロジー事業

当連結会計年度は、総額2百万円の投資を実施致しました。

(4) ロングタームインキュベーション事業

当連結会計年度の主な設備投資は、新規事業開発におけるシステム関連のソフトウェア等を中心とする総額219百万円の投資を実施致しました。

(5) 全社共通

当連結会計年度は、総額90百万円の投資を実施致しました。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積)	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	全社共通	本社機能 コンピュータ 関連その他	14,204	17	—	760	14,980	158
マーケティングテクノロジーカンパニー (東京都渋谷区ほか)	マーケティングテクノロジー事業	事務所設備 コンピュータ 関連その他	1	—	—	516	517	310

※1 IFRSに基づく金額を記載しております。なお、金額には消費税等は含まれておらず、百万円未満を四捨五入して記載しております。

※2 帳簿価額のうち「建物及び構築物」及び「その他」には、リース取引により認識した使用権資産を含んでおります。なお、使用権資産の主なものは、オフィスビルの賃貸借契約に係るものであります。

※3 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びにソフトウェアであります。

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積)	その他	合計	
ベリトランス㈱	本社 (東京都 渋谷区)	フィナンシ ャルテクノ ロジー事業	事務所設備 コンピュータ 関連その 他	239	—	—	2,503	2,742	84
㈱イーコン テキスト	本社 (東京都 渋谷区)	フィナンシ ャルテクノ ロジー事業	コンピュータ 関連その 他	44	—	—	1,477	1,521	44
㈱DGベン チャーズ	賃貸施設 他 (神奈川 県鎌倉市)	全社共通	賃貸施設他	149	—	348 (1,714.36 ㎡)	3	500	1
㈱アカデ ミー・デュ ヴァン	本社等 (東京都 渋谷区ほ か)	ロングター ムインキュ ベーション 事業	教室・事務 所設備他	414	—	0	46	461	51
㈱Crypto Garage	本社 (東京都 渋谷区)	ロングター ムインキュ ベーション 事業	コンピュータ 関連その 他	—	—	—	330	330	15

※1 IFRSに基づく金額を記載しております。なお、金額には消費税等は含まれておらず、百万円未満を四捨五入して記載しております。

※2 帳簿価額のうち「建物及び構築物」及び「その他」には、リース取引により認識した使用权資産を含んでおります。なお、使用权資産の主なもの、オフィスビルの賃貸借契約及びデータセンター内のラックスペース利用契約に係るものであります。

※3 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、ソフトウェア並びに建設仮勘定であります。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (名)	
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積)	投資 不動産	その他		合計
Digital Garage US, Inc.	多目的施 設 (米国 カリフォル ニア州)	全社共通	イベント・ 研修等多 目的施設	542	4	604 (3,615平方 フィート)	—	3	1,153	—
Digital Garage Development LLC	賃貸施設 (米国カ リフォル ニア州)	インキュ ベーション テクノロ ジー事 業	賃貸施設	123	—	519	2,924	—	3,566	—

※1 IFRSに基づく金額を記載しております。なお、金額は百万円未満を四捨五入して記載しております。

※2 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。

※3 投資不動産には、土地が含まれており、その帳簿価額は2,363百万円（面積13,098平方フィート）であります。

※4 在外子会社の資産は、在外子会社の期末決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金 調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
㈱DGフィ ナンシャル テクノロジー ※2	本社 (東京都 渋谷区)	フィナンシ ヤルテクノ ロジー事業	現行システ ム強化	751	—	自己資金	2021年 4月	2022年 4月	—
			現行システ ム機能拡充	452	—	自己資金	2021年 4月	2022年 3月	—
㈱Crypto Garage	本社 (東京都 渋谷区)	ロングター ムインキュ ベーション 事業	現行システ ム機能追加	64	—	自己資金	2021年 4月	2022年 3月	—

※1 完成後の増加能力につきましては、その測定が困難なため、記載を省略しております。

※2 ㈱DGフィナンシャルテクノロジーは、2021年4月1日付でベリトランス㈱から名称変更しております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月23日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,441,900	47,453,700	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	47,441,900	47,453,700	—	—

※ 「提出日現在発行数」欄には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第9回新株予約権（2011年9月27日株主総会の普通決議に基づき2012年6月29日発行）

決議年月日	2012年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社執行役員 8
新株予約権の数（個）※1	140
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 28,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	790
新株予約権の行使期間 ※1	自 2012年6月30日 至 2037年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 790 資本組入額 395
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当て契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (v) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第10回新株予約権（2011年9月27日株主総会の普通決議に基づき2013年6月28日発行）

決議年月日	2013年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	115
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 23,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,509
新株予約権の行使期間 ※1	自 2013年6月29日 至 2038年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,509 資本組入額 755
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第11回新株予約権（2013年9月26日株主総会の普通決議に基づき2014年6月27日発行）

決議年月日	2014年6月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	33,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 33,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,530
新株予約権の行使期間 ※1	自 2014年6月28日 至 2064年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,530 資本組入額 765
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第12回新株予約権（2014年9月25日株主総会の普通決議に基づき2014年10月31日発行）

決議年月日	2014年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の数（個）※1	15,200 [14,200]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 15,200 [14,200]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,840
新株予約権の行使期間 ※1	自 2016年9月26日 至 2024年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,840 資本組入額 920
新株予約権の行使の条件 ※1	権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	—

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 当社が、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、募集株式の発行又は資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

※4 当社が普通株式につき、時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※5 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

第13回新株予約権（2014年9月25日株主総会の特別決議に基づき2014年10月31日発行）

決議年月日	2014年9月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 4 当社従業員 202 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 1
新株予約権の数（個）※1	22,600 [21,800]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 22,600 [21,800]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,840
新株予約権の行使期間 ※1	自 2016年9月26日 至 2024年9月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,840 資本組入額 920
新株予約権の行使の条件 ※1	権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	—

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 当社が、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、募集株式の発行又は資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

※4 当社が普通株式につき、時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※5 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

第14回新株予約権（2013年9月26日株主総会の普通決議に基づき2015年6月26日発行）

決議年月日	2015年5月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5
新株予約権の数（個）※1	54,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 54,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,688
新株予約権の行使期間 ※1	自 2015年6月27日 至 2065年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,688 資本組入額 844
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第15回新株予約権（2014年9月25日株主総会の普通決議に基づき2015年11月13日発行）

決議年月日	2015年10月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	34,400 [29,400]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 34,400 [29,400]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,866
新株予約権の行使期間 ※1	自 2017年10月17日 至 2025年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,866 資本組入額 933
新株予約権の行使の条件 ※1	権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	—

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 当社が、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、募集株式の発行又は資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

※4 当社が普通株式につき、時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※5 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

第16回新株予約権（2015年9月18日株主総会の特別決議に基づき2015年11月13日発行）

決議年月日	2015年10月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員 6 当社従業員 228 当社子会社取締役 3
新株予約権の数（個）※1	33,800 [32,500]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 33,800 [32,500]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,866
新株予約権の行使期間 ※1	自 2017年10月17日 至 2025年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,866 資本組入額 933
新株予約権の行使の条件 ※1	権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	—

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 当社が、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、募集株式の発行又は資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

※4 当社が普通株式につき、時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※5 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

第17回新株予約権（2013年9月26日株主総会の普通決議に基づき2016年6月17日発行）

決議年月日	2016年5月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	22,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 22,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	2,177
新株予約権の行使期間 ※1	自 2016年6月18日 至 2066年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 2,177 資本組入額 1,089
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第18回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2016年10月21日発行）

決議年月日	2016年9月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	66,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 66,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	1,880
新株予約権の行使期間 ※1	自 2016年10月22日 至 2066年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 1,880 資本組入額 940
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当て契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第19回新株予約権（2016年9月29日株主総会の特別決議に基づき2016年11月25日発行）

決議年月日	2016年10月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 258 当社子会社従業員 148
新株予約権の数（個）※1	83,600 [79,900]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 83,600 [79,900]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	2,041
新株予約権の行使期間 ※1	自 2018年10月22日 至 2026年10月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 2,041 資本組入額 1,021
新株予約権の行使の条件 ※1	権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要する。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	—

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 当社が、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、募集株式の発行又は資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 当社が普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

※4 当社が普通株式につき、時価を下回る価額での新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使を除く。）は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

※5 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

第20回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2017年10月10日発行）

決議年月日	2017年9月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7
新株予約権の数（個）※1	57,600
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 57,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	2,357
新株予約権の行使期間 ※1	自 2017年10月11日 至 2067年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 2,357 資本組入額 1,179
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第21回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2018年7月9日発行）

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7
新株予約権の数（個）※1	35,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 35,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	4,251
新株予約権の行使期間 ※1	自 2018年7月10日 至 2068年7月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 4,251 資本組入額 2,126
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第22回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2019年7月8日発行）

決議年月日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6
新株予約権の数（個）※1	53,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 53,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	3,591
新株予約権の行使期間 ※1	自 2019年7月9日 至 2069年7月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 3,591 資本組入額 1,796
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

第23回新株予約権（2016年9月29日株主総会の普通決議に基づき2020年7月15日発行）

決議年月日	2020年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7
新株予約権の数（個）※1	56,200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※1	普通株式 56,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1	3,663
新株予約権の行使期間 ※1	自 2020年7月16日 至 2070年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※1	発行価格 3,663 資本組入額 1,832
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の権利行使時においては、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、行使することができる。上記の他、権利行使の条件については、当社と本新株予約権割当ての対象となる当社の取締役又は執行役員との間で個別に締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1	新株予約権の質入れ、その他処分は認めない。 新株予約権の譲渡をするときは、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※4

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2021年5月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

※2 新株予約権の割当日後に、株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式移転又は株式無償割当て等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合、当社が必要と認める調整を行う。

※3 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める。

※4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(i) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(iii) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(iv) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後の行使価額に上記(iii)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後の行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(v) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (vi) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記①②に準じて決定する。
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (vii) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (viii) 新株予約権の取得条項
下記①～④に準じて決定する。
- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が、下記(ix)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ③ 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
 - ④ 当社は、新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることとする。
- (ix) その他の新株予約権の行使の条件
下記①～⑤に準じて決定する。
- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができることとする。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができることとする。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。
 - ⑤ その他の行使の条件及び制限は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（2018年9月14日発行）

決議年月日	2018年8月29日
新株予約権の数（個）※1 ※2	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※1	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※1 ※3	普通株式 4,498,020
新株予約権の行使時の払込金額（円）※1 ※4 ※9	5,544.1
新株予約権の行使期間 ※1 ※5	自 2018年9月28日 至 2023年8月31日 （行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額（円）※1 ※6	発行価格 5,544.1 資本組入額 2,773
新株予約権の行使の条件 ※1	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※1 ※7	—
代用払込みに関する事項 ※1	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※1	※8
新株予約権付社債の残高（百万円）※1	25,121 [25,113]

※1 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

※2 本社債の額面価額10百万円につき1個としております。

※3 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記※4記載の転換価額で除した数であります。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないこととしております。

※4 (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額であります。
(2) 転換価額は、当初、5,558円とします。
(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されるものとしております。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数であります。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されるものとしております。

※5 本新株予約権を行使することができる期間は、2018年9月28日から2023年8月31日まで（行使請求受付場所現地時間）としております。

ただし、①本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還又はスクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、税制変更による繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また、③本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとしております。上記いずれの場合も、2023年8月31日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできないものとしております。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできないものとしております。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできないものとしております。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することとしております。

- ※6 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額であります。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。
- ※7 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできないものとしております。
- ※8 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとしております。ただし、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件としております。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとしております。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の要項に定める受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されないものとしております。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりであります。
 - ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数としております。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式としております。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従うものとしております。なお、転換価額は上記※4(3)と同様の調整に服するものとしております。
 - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにしております。
 - (ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定めております。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額としております。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとしております。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとしております。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額としております。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額としております。
 - ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行うこととしております。
 - ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとしております。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できないものとしております。
- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従うこととしております。

※9 新株予約権の行使時の払込金額の調整に関する事項

2020年6月23日開催の第25回定時株主総会において期末配当を普通配当28円及び記念配当10円とする剰余金配当案が承認可決され、2020年3月期の年間配当が1株につき38円と決定されたことに伴い、2020年4月1日に遡って転換価額を5,558円から5,544.1円に調整しております。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年7月1日 ※2 ～ 2017年3月31日 ※4	2,400 200	47,291,800	2 0	7,437	2 0	7,530
2017年4月1日 ※4 ～ 2018年3月31日 ※6	8,500 6,400 6,100	47,312,800	11 9 8	7,465	11 9 8	7,558
2018年4月1日 ※3 ～ 2019年3月31日 ※7 ※8	2,000 6,600 8,900 2,000 9,300	47,341,600	3 8 12 2 14	7,504	3 8 12 2 14	7,596
2019年4月1日 ※1 ～ 2020年3月31日 ※6 ※8 ※9 ※10	2,000 16,000 5,200 2,500 9,600 19,800 6,800 3,300	47,406,800	1 20 7 3 13 29 8 7	7,591	1 20 7 3 13 29 8 7	7,684
2020年4月1日 ※1 ～ 2021年3月31日 ※5 ※6 ※8	1,000 16,800 1,900 3,100 2,100 10,200	47,441,900	0 21 2 4 3 15	7,637	0 21 2 4 3 15	7,730

※1 第9回新株予約権の権利行使による増加

※2 第11回新株予約権の権利行使による増加

※3 第12回新株予約権の権利行使による増加

※4 第13回新株予約権の権利行使による増加

※5 第15回新株予約権の権利行使による増加

※6 第16回新株予約権の権利行使による増加

※7 第17回新株予約権の権利行使による増加

※8 第19回新株予約権の権利行使による増加

※9 第20回新株予約権の権利行使による増加

※10 第21回新株予約権の権利行使による増加

※11 2021年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が11,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ16百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	22	24	40	228	12	3,894	4,220	—
所有株式数（単元）	—	102,194	4,131	73,741	174,844	309	119,128	474,347	7,200
所有株式数の割合（%）	—	21.54	0.87	15.55	36.86	0.07	25.11	100.00	—

※ 自己株式1,363,660株は、「個人その他」の欄に13,636単元及び「単元未満株式の状況」に60株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
林 郁	東京都渋谷区	6,830,300	14.82
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,509,200	7.62
(株)電通グループ	東京都港区東新橋一丁目8番1号	3,300,000	7.16
TIS(株)	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号	2,364,500	5.13
(株)日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,818,000	3.95
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,724,400	3.74
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルク エスエイ 384513 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,166,300	2.53
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140051 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	790,300	1.72
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 (株)みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都港区港南二丁目15番1号)	751,074	1.63
(株)クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	655,200	1.42
計		22,909,274	49.72

※1 上記大株主以外に当社が1,363,660株を自己株式として保有しております。

※2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行(株)	2,743,600株
(株)日本カストディ銀行	1,329,600株

※3 2020年5月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント(株)及びその共同保有者である下記3社が、2020年4月30日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
シュローダー・インベストメント・マネジメント(株)	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	1,725,900	3.64
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国 EC2Y5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1	750,900	1.58
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国 EC2Y5AU ロンドン ロンドン・ウォール・プレイス1	686,864	1.45
シュローダー・インベストメント・マネージメント(スイス)アーゲー	スイス連邦 CH-8021 チューリッヒ、セントラル2	498,381	1.04

※4 2020年10月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシーが、2020年9月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ラザード・アセット・マネージメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市 ロックフェラープラザ30番地	4,021,262	8.48

※5 2021年1月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッドが、2021年1月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	1,102,700	2.32
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	378,700	0.80

※6 2021年1月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村証券(株)及びその共同保有者である下記2社が、2021年1月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券(株)	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,616,851	3.27
野村アセットマネジメント(株)	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	1,292,123	2.72
ノムラ インターナショナル ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	726,463	1.45

※7 2021年2月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者である下記3社が、2021年1月29日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	3,099,200	6.53
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウオーフ、バンク・ストリート25	307,958	0.65
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー383番地	125,462	0.26
JPモルガン・アセット・マネジメント(アジア・パシフィック)リミテッド	香港、セントラル、コーノート・ロード8、チャーター・ハウス21階	91,900	0.19

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,363,600	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 46,071,100	460,711	同上
単元未満株式	普通株式 7,200	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	47,441,900	—	—
総株主の議決権	—	460,711	—

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南 三丁目5番7号	1,363,600	—	1,363,600	2.87
計	—	1,363,600	—	1,363,600	2.87

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	144	578,725
当期間における取得自己株式	—	—

※ 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	100	—
当期間における取得自己株式	100	—

※ 当事業年度及び当期間における取得自己株式は、譲渡制限付株式報酬制度による取得であります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	26,900	97	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数 ※	1,363,660	—	1,363,760	—

※ 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として位置づけております。2021年3月期を初年度とする中期経営計画では、当社グループのキャッシュ創出力を測定し、キャッシュ・フローを意識した経営による株主還元を基本としております。なお、実際の配当金額については、当社の財政状態、業績の動向、今後の資金需要等を勘案して決定することとしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記方針に基づく1株当たり32円の普通配当を実施させていただくことと致しました。今後も財務健全性を確保しつつ、企業価値向上に資する様々な投資、事業提携等により資本効率の向上を図るとともに、安定的な配当の継続に努めて参ります。

当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年6月23日 定時株主総会決議	1,475	32

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、以下の《プリンシプル》《クレド（行動理念）》のもと、株主をはじめとする様々なステークホルダーの信頼に応えるとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に取り組んでおります。

《プリンシプル》

自分で考えよ。そして常識を疑え。

Think for yourself and question authority.

《クレド（行動理念）》

- ・TENACITY 強い意志を持つ
- ・OPENNESS 常識を疑え
- ・INTEGRITY 真っ直ぐであれ
- ・AGILITY 機敏であれ
- ・COURAGE 勇敢であれ

2. 企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

① 企業統治の体制の概要

i. 会社の機関の基本説明

・株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、株主に対する情報提供及び情報交換の場であり、議決権行使の場であると認識しております。

・取締役会

当社の取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち、社外取締役1名）と監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役4名）により構成されており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の遂行を監督しております。また、社外取締役は豊富な経営経験及び幅広い見識を活かし、客観的な立場から経営を監視する機能を担っております。

取締役会の構成員につきましては、「(2) 役員状況 1. 役員の一覧」に記載のとおりであります。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役5名（うち、社外取締役4名）により構成されており、原則として月1回定時取締役会後に開催される監査等委員会のほか、取締役会をはじめ重要な会議に出席して意見を述べ等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるように努めております。

監査等委員会の構成員につきましては、「(2) 役員状況 1. 役員の一覧」に記載のとおりであります。

・経営会議

当社は、社長執行役員、常勤取締役並びに社長執行役員の指名する取締役及び執行役員等をもって構成する経営会議を毎週開催しております。これにより、日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化をはかり、企業価値の向上を目指しております。

経営会議の構成員につきましては、「(2) 役員状況 1. 役員の一覧」に記載の取締役兼執行役員、取締役（監査等委員長）並びに社長執行役員の指名する者であります。

・会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人与監査契約を締結し、金融商品取引法及び会社法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

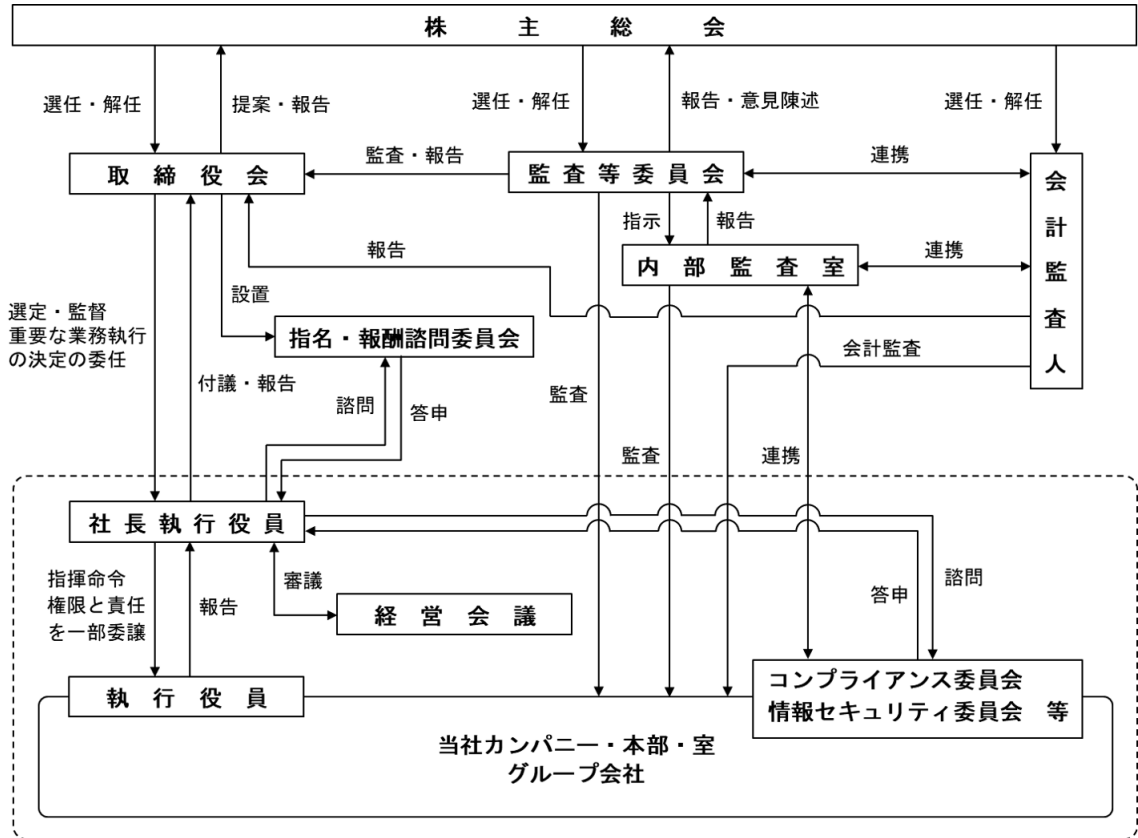
・指名・報酬諮問委員会

取締役の指名、報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図ることを目的とし、取締役会の任意の諮問委員会として取締役である委員3名以上かつその過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会（以下「本委員会」という。）を設置することを2020年2月21日開催の取締役会にて決議致しました。社長執行役員の諮問に基づき、取締役の選任及び取締役（監査等委員を除く）の報酬について審議し、答申を行います。

本委員会は、代表取締役の林郁、独立社外取締役の坂井眞、井上準二の3名で構成し、委員長は本委員会の決議により独立社外取締役である委員の中から選定しております。

ii. 会社の機関・内部統制の関係

2021年6月23日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。



② 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つに位置づけております。

当社においては、監査等委員会設置会社を選択しており、取締役会による経営監督の実効性を高めるために、取締役会における社外取締役の比率を3分の1以上とし、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を実現して参ります。また、執行役員制度を見直し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を明確にするとともに、業務執行権限の委譲を推進することで、業務執行の迅速化・効率化を図っております。

3. 企業統治に関するその他の事項

① 内部統制システムの整備状況

当社は取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

i. 内部統制の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備致します。

イ. 当社の取締役及び従業員（以下「役職員」という）並びに当社子会社の取締役等（会社法施行規則第110条の4第2項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ）及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員は、社会の構成員である企業人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められます。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図ることを行動規範とし、当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員に適用される具体的な行動規範として「コンプライアンス・プログラム」を策定し業務の運営を行います。

また、当社は、事業持株会社として、その徹底を図るために、当社の各部門及び当社子会社を事業セグメントその他の区分（以下「事業区分」という）により分類した上で、コーポレートストラテジー本部長がコンプライアンスの取組みを各事業部門及び当社子会社を横断的に統括することとし、コーポレートストラテジー本部の担当者は、各事業部門及び当社子会社と連携し当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員の教育・啓発を行います。

当社の取締役会は、各事業区分別に当社グループ内の各事業部門及び事業会社を統括し、コーポレートストラテジー本部は、各事業区分別に各事業部門及び当社グループ各社のコンプライアンスの状況を監査又は把握します。当社の取締役及びコーポレートストラテジー本部は、これらの活動について、定期的に当社の取締役会及び当社の監査等委員会に報告します。

当社は、当社グループ内における法令遵守上の疑義のある行為等について、法定の事項に加え、当社及び当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項並びにコンプライアンスの状況について、当社グループ各社の従業員がコンプライアンス委員会事務局又は社外窓口である法律事務所に対して直接報告を行う手段、報告が秘匿、保護されること及びその報告者に不利益がないことを確保する体制を整備するとともに、当社のコンプライアンス委員会が報告者から受け付けた情報を速やかに社長執行役員及び監査等委員である取締役に対して報告するものとします。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社の取締役は、文書管理規程等社内規程に従い、当社の取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に適切に記録、保存し、かつ管理します。管理責任者は、文書管理規程により、当社の取締役等（監査等委員である取締役を含む）が必要に応じて、これらの文書等を閲覧できる状態を維持するものとします。

ハ. 当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の役職員並びに当社子会社の取締役等及び従業員のコンプライアンス、情報セキュリティ及び災害等に係るリスクに対応するために、コーポレートストラテジー本部にて、規則・ガイドラインの整備を行います。また、コーポレートストラテジー本部が、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、当社及び当社子会社において、これらの規則・ガイドラインが効率的に機能するための研修を実施し、リスク状況の監視及びその運用を行うものとします。また、新たに生じたリスクにおいては、当社取締役会において速やかに対応責任者となる取締役又は執行役員を定めるものとします。

ニ. 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、当社グループのすべての役員及び従業員が共有する目標を定め、各事業区分の担当取締役又は担当執行役員は、その目標の達成のために各事業部門の責任者及び事業区分の当社子会社の取締役と協同で、具体的な目標を設定し、各事業部門及び当社子会社は、目標達成のための効率的な方法を定めるものとします。なお、当社の取締役会は、定期的に進捗状況をレビューして、各事業区分の担当取締役又は担当執行役員を通じて各事業部門の責任者及び各事業区分の当社子会社の取締役に対して助言を行うとともに、必要に応じて改善を促すことにより、当社グループとしての業務の効率化を実現するシステムを構築するものとします。

ホ. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の各事業部門及び当社子会社を事業区分により分類し、各事業区分を担当する取締役又は執行役員を任命しております。事業区分担当の取締役又は執行役員は、当社の取締役会あるいは経営会議において業務の効率化、各事業部門及び当社子会社各社の法令遵守体制、リスク管理体制の適正を確保するとともに、これを監視します。また、コーポレートストラテジー本部は、これらを横断的に推進し、定期的に進捗状況をレビューしその管理を行うものとし、また、当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社が事業内容の定期的な報告を受けるものとし、

ヘ. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実行性の確保に関する事項

当社の監査等委員会は、内部監査室の従業員に職務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より職務に必要な命令を受けた従業員は、他の部署の従業員を兼務せず、その命令に関して、専ら監査等委員会の指揮命令に従い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとし、また、必要に応じて、当社の監査等委員会の職務補助のため監査等委員会スタッフを置くこととし、その人事については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）と当社の監査等委員会が意見交換を行うものとし、

ト. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計参与及び従業員、並びに当社子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者（以下「役職員等」という）が当社の監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制、並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

a. 当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計参与及び従業員、並びに当社子会社の役職員等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項並びにコンプライアンスの状況について、できるだけ速やかに報告する体制を整備するものとし、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）と当社の監査等委員会との協議により決定します。

b. 当社は、前項の報告に伴い報告者が不利な取り扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社グループ内のすべての役員及び従業員に周知徹底します。

チ. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、定期的な意見交換会を設定するものとし、

リ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの構築及び運用を整備、推進します。

ヌ. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

a. 当社の監査等委員会がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用又は債務を処理することとし、

b. 当社の監査等委員会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査等委員会のために顧問とすることを求めた場合、当社は、当社の監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担するものとし、

ii. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「コンプライアンス・プログラム」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを基本方針としております。

また、コーポレートストラテジー本部を反社会的勢力に係る対応統括部署とするとともに、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係の構築に努めております。

また、当社は不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力の情報の収集やセミナー等への参加を行っております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、内部統制システムに関する基本的な考え方に従い、リスク管理体制の整備を行って参りました。具体的には、2006年7月に「行動規範」を策定し、それに基づき各種規程を整備するとともに、その管理体制を整備しております。

また、2007年2月に「情報セキュリティ基本方針」を宣言し、情報資産の管理体制を構築致しました。これに基づき情報セキュリティ委員会を設置するとともに、緊急連絡網の整備及び事業継続計画の策定等、危機管理に対する体制を整えております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかった場合に限られます。

④ 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

i. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

ii. 中間配当

当社は、中間配当について、取締役会の決議をもって、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主に対する機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

iii. 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

4. 株式会社の支配に関する基本方針について

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の株主は市場における自由な取引を通じて決定されるものと考えており、大量買付者により当社株式の大量買付行為が行われる場合であっても、これを受け入れて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上につながるものであれば、何ら否定するものではありません。しかしながら、対象会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に行われる大量買付行為の中には、株主の皆様に対してその目的や買収後の経営方針等についての十分な情報開示がなされていないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為の内容を検討した上で代替案を提供するための十分な時間を提供しないものなど、不適切と考えられる事例も少なくありません。

当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の掲げるパーパス（存在意義）を理解し、様々なステークホルダーとの間で、円滑な関係を構築することにより、社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに、株主の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値が不用意に毀損され、株主にとって不利益を生じさせる大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社グループ全体としての事業の拡大と収益性の向上を目指し、また、将来のグループの収益の柱となる事業の創造を積極的に行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を目指し、多数の投資家の皆様に当社株式を長期継続して保有していただくため、以下の施策を実施しております。

イ. 当社の経営の基本方針

当社グループでは、持続可能な社会に向け「新しいコンテクスト」をデザインし、テクノロジーで社会実装することをパーパス（存在意義）としております。企業と人、そして情報を有機的に結びつける「コンテクストカンパニー」であることが、業務を行う上での基本コンセプトであります。

インターネット業界の黎明期からの実績に基づくソリューションノウハウと、最新のネットワーク技術を有効に活用することにより、種々複雑な情報を有機的に結びつけ、企業と人と情報、これら三者の存在価値を相互に、より高め得る機能を開発することを、業務の目的として参りました。常に時代の数歩先に視点を合わせ、コンテクストの対象を冷静かつ的確に選別し、人と環境とデジタル情報化社会が共存できる、快適な社会に貢献し得るサービスを構築することが、当社の経営における基本方針であります。

ロ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「First Penguin Spiritを持ってTechnology × ESG × Incubationを地球視点で融合させ持続可能な“ビジネスコンテクスト”を創造し続ける」ことをミッション&バリューズとして掲げ、最先端のインターネット技術と、世の中の動きの一步先を読んだマーケティング技術、信頼性の高いファイナンス技術を核とし、リアルスペース（現実空間）とサイバースペース（仮想空間）の接点で新たなコンテクストを編み出すことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることにつながると考えております。

ハ. 不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対して大量買付行為が行われた際には、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時適切な情報開示に努めるとともに、金融商品取引法、会社法、その他関係法令及び当社定款の許す範囲内において適切な処置を講じて参ります。

③ 上記取組みについての取締役会の判断

上記の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも①の基本方針に沿うものであります。

(2) 【役員の状況】

1. 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員 グループCEO	林 郁	1959年12月26日生	1983年4月 (株)フロムガレージ代表取締役 1995年8月 当社設立 代表取締役 1996年12月 (有)ケイ・ガレージ代表取締役(現 合同会社ケイ・ガレージ代表社員)(現任) 2003年6月 (株)カカコム取締役会長(現任) 2004年11月 当社代表取締役社長 兼 グループCEO 2013年10月 ベリトランス(株)(現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー)取締役会長 2013年10月 (株)イーコンテキスト取締役会長(現任) 2015年10月 econcontext Asia Limited Director President & Chairman(現任) 2016年7月 Digital Garage US, Inc. Director Chairman & CEO(現任) 2016年7月 (株)DG Daiwa Ventures取締役(現任) 2016年9月 (株)BI. Garage代表取締役会長 兼 CEO(現任) 2016年9月 当社代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO(現任) 2017年5月 (株)DG インキュベーション(現 (株)DGベンチャーズ)代表取締役会長 兼 社長(現任) 2018年8月 (株)DG コミュニケーションズ代表取締役会長(現任) 2018年9月 (株)Crypto Garage取締役(現任) 2021年1月 (株)DG インキュベーション取締役 2021年6月 (株)DG フィナンシャルテクノロジー代表取締役会長CEO(現任) 2021年6月 (株)DG インキュベーション代表取締役会長 兼 社長(現任)	※3	6,830,300
取締役 副社長執行役員 グループCOO	踊 契 三	1970年5月10日生	2000年4月 (株)フェイス入社 2005年6月 同社取締役 2010年9月 当社取締役 2012年4月 ベリトランス(株)(現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー)取締役 2012年9月 当社取締役 ペイメント・セグメント(現 フィナンシャルテクノロジー・セグメント)管掌 2012年9月 econcontext Asia Limited Director(現任) 2013年10月 (株)イーコンテキスト代表取締役社長(現任) 2015年10月 (株)アイリッジ取締役 2016年9月 (株)DG Technologies取締役(現任) 2017年6月 (株)DK Gate代表取締役社長(現任) 2018年6月 (株)DG マーケティングデザイン(現 (株)Qoil)取締役 2018年10月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP フィナンシャルテクノロジー・セグメント管掌 兼 マーケティングテクノロジー・セグメント管掌 2019年1月 TDペイメント(株)取締役(現任) 2019年2月 (株)サイバー・バズ取締役(現任) 2019年6月 (株)DG Daiwa Ventures取締役(現任) 2020年3月 (株)BI. Garage取締役(現任) 2020年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 マーケティングテクノロジー・セグメント管掌 兼 ロングタームインキュベーション・セグメント管掌 2020年6月 (株)Crypto Garage取締役(現任) 2021年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 マーケティングテクノロジー・セグメント管掌 兼 ロングタームインキュベーション・セグメント管掌 兼 グループCEO本部共同本部長 2021年6月 (株)DG フィナンシャルテクノロジー代表取締役社長共同COO(現任) 2021年6月 ナビプラス(株)取締役(現任) 2021年6月 当社取締役 兼 副社長執行役員グループCOO ロングタームインキュベーション・セグメント管掌 兼 グループCEO本部共同本部長(現任)	※3	11,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 専務執行役員	曾田 誠	1963年6月30日生	1994年6月 ドレスナー・クライノートベンソン証券会社入社 1997年6月 (株)大和総研入社 2000年4月 マネックス証券(株)入社 2007年3月 当社入社 業務執行役員 経営管理本部 2009年6月 (株)DGインキュベーション(現 (株)DGベンチャーズ) 取締役(現任) 2009年9月 当社取締役 グループCEO室長 2012年1月 当社取締役 コーポレートストラテジー本部管掌 2016年9月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP コーポレートストラテジー本部管掌 兼 メディアインキュベーション・セグメント管掌 2017年6月 econcontext Asia Limited Director(現任) 2019年4月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP コーポレートストラテジー本部管掌 兼 ロングタームインキュベーション・セグメント管掌 2019年6月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP コーポレートストラテジー本部管掌 2020年4月 当社取締役 兼 専務執行役員 コーポレートストラテジー本部管掌(現任) 2021年6月 (株)D2 Garage取締役(現任) 2021年6月 (株)DGインキュベーション取締役(現任) 2021年6月 (株)アカデミー・デュ・ヴァン取締役(現任)	※3	20,200
取締役 常務執行役員	大熊 将人	1975年10月24日生	1999年4月 三菱商事(株)入社 2011年3月 (株)ファーストリテイリング入社 2015年12月 UNIQLO USA LLC Vice President 2016年11月 当社入社 2017年4月 当社執行役員 DG Lab COO 2017年5月 (株)DGインキュベーション(現 (株)DGベンチャーズ) 取締役 2017年12月 Digital Garage US, Inc. Director COO(現任) 2018年4月 当社執行役員SVP DG Lab COO 2018年5月 当社執行役員SVP DG Lab COO 兼 グループCEO本部長 兼 グループCEO本部ビジネス・イノベーション部長 2018年6月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP DG Lab COO 兼 グループCEO本部長 兼 グループCEO本部ビジネス・イノベーション部長 2018年9月 (株)Crypto Garage代表取締役 2018年12月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP DG Lab COO 兼 グループCEO本部長 2019年4月 (株)Crypto Garage代表取締役CEO(現任) 2019年6月 (株)DG Daiwa Ventures 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP グループCEO本部管掌 兼 本部長 兼 ロングタームインキュベーション・セグメント管掌 兼 DG Lab COO 2019年8月 (株)電通サイエンスジャム取締役(現任) 2019年11月 (株)ブレインズキャンテックノロジーズ代表取締役社長(現任) 2020年4月 当社取締役 兼 上席執行役員 DG Lab本部及び関連事業管掌 2021年1月 (株)DGインキュベーション取締役 2021年4月 (株)DGベンチャーズ取締役副社長COO(現任) 2021年4月 当社取締役 兼 上席執行役員 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 兼 DG Lab管掌、海外事業担当 兼 グループCEO本部共同部長 兼 デジタルヘルス事業部長 2021年6月 (株)DGフィナンシャルテクノロジー取締役(現任) 2021年6月 (株)DGインキュベーション取締役副社長COO(現任) 2021年6月 当社取締役 兼 常務執行役員 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 兼 DG Lab管掌、戦略事業及び海外事業担当 兼 グループCEO本部共同部長 兼 デジタルヘルス事業部長(現任)	※3	1,900

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 上席執行役員	田中 将志	1975年10月27日生	<p>1998年4月 日本情報通信(株)入社 2001年8月 当社入社 2006年7月 (株)ディージー・アンド・アイベックス取締役 2008年10月 当社上級執行役員 ディージー・アンド・アイベックスカンパニー カンパニー EVP 兼 グループCEO室 兼 イーコンテックカンパニー カンパニーディレクター</p> <p>2011年1月 当社上級執行役員 Hybrid Solution戦略室長 兼 ディージー・アンド・アイベックスカンパニー EVP 兼 イーコンテックカンパニー EVP</p> <p>2012年4月 ベリトランス(株)(現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー)取締役 ナビプラス(株)取締役</p> <p>2012年4月 ナビプラス(株)取締役 2012年9月 当社取締役 コーポレートストラテジー本部長 兼 ディージー・アンド・アイベックスカンパニー EVP</p> <p>2015年7月 当社取締役 コーポレートストラテジー本部長 兼 総務部長 兼 メディアインキュベーション・セグメント管掌 兼 マーケティングテクノロジーカンパニー EVP</p> <p>2016年7月 当社取締役 DG Lab管掌 兼 コーポレートストラテジー本部長 兼 総務部長 兼 メディアインキュベーション・セグメント管掌</p> <p>2016年9月 (株)DG Technologies代表取締役社長(現任) 2017年4月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP DG Lab管掌 兼 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 兼 コーポレートストラテジー本部長</p> <p>2017年5月 (株)DGインキュベーション(現 (株)DGベンチャーズ)取締役副社長COO</p> <p>2017年6月 (株)DK Gate取締役(現任) 2018年5月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP DG Lab管掌 兼 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 兼 グループCEO本部管掌</p> <p>2018年9月 (株)Crypto Garage取締役 2019年6月 当社取締役 兼 上席執行役員SEVP DG Lab管掌 兼 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 兼 グループCEO本部エグゼクティブ・ディレクター</p> <p>2019年12月 Digital Garage US, Inc. Director 2020年4月 当社取締役 兼 上席執行役員 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌</p> <p>2021年1月 (株)DGインキュベーション代表取締役社長 2021年4月 (株)DGベンチャーズ取締役(現任) 2021年4月 当社取締役 兼 上席執行役員 グループデータ戦略及びオープンネットワークラボ担当 兼 グループCEO本部グループデータ戦略部共同部長</p> <p>2021年6月 (株)DGフィナンシャルテクノロジー取締役(現任) ナビプラス(株)取締役(現任) 2021年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 マーケティングテクノロジー・セグメント管掌、リカーリング事業及びグループ情報セキュリティ(CISO)担当 兼 グループCEO本部グループデータ戦略部長(現任)</p>	※3	21,900
取締役 上席執行役員	篠 寛	1976年7月24日生	<p>2000年4月 ソフトバンクファイナンス(株)入社 2011年11月 ベリトランス(株)(現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー)取締役執行役員 2013年4月 ナビプラス(株)代表取締役執行役員CEO(現任) 2013年10月 ベリトランス(株)(現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー)取締役執行役員COO</p> <p>2015年7月 当社執行役員 2015年9月 (株)イーコンテック取締役(現任) 2015年9月 ベリトランス(株)(現 (株)DGフィナンシャルテクノロジー)代表取締役執行役員社長</p> <p>2016年9月 当社執行役員SVP 2016年10月 ANA Digital Gate(株)取締役COO(現任) 2018年10月 (株)SCORE取締役(現任) 2019年1月 TDペイメント(株)取締役(現任) 2020年4月 当社執行役員SVP フィナンシャルテクノロジー・セグメント管掌</p> <p>2020年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 フィナンシャルテクノロジー・セグメント管掌(現任) 2021年6月 (株)DGフィナンシャルテクノロジー代表取締役社長共同COO(現任)</p>	※3	3,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	伊藤 穰一	1966年6月19日生	1994年4月 (有)エコンス代表取締役 1995年8月 当社設立 代表取締役 1999年6月 当社取締役 1999年6月 (株)インフォシーク取締役会長 1999年12月 (株)ネオテニー代表取締役社長 2000年9月 (株)クーラ代表取締役 2002年6月 びあ(株)取締役 2004年12月 当社顧問 2005年1月 (株)テクノラティージャパン取締役 2005年11月 有限責任中間法人Mozilla Japan理事 2006年8月 (株)BI.Garage取締役 2006年9月 当社取締役(現任) 2009年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)社外取締役 2011年4月 Massachusetts Institute of Technology (MIT) Media Lab Director 2011年7月 Digital Garage US, Inc. Director 2012年6月 The New York Times Company Board Member 2013年6月 ソニー(株)(現 ソニーグループ(株))取締役 2015年5月 PureTech Health plc Board Member, Chairman	※3	20,000
取締役	大村 恵実	1976年9月2日生	2002年10月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 2008年7月 アテナ法律事務所 パートナー 2010年9月 国際労働機関(ILO)国際労働基準局(ジュネーブ本部)アソシエイト・エキスパート 2014年1月 日本弁護士連合会国際室 室長 2014年9月 当社社外取締役(現任) 2019年6月 神谷町法律事務所カウンセラー 2021年4月 CLS日比谷東京法律事務所カウンセラー(現任)	※3	-
取締役 (監査等委員長)	六彌太 恭行	1956年4月5日生	1979年2月 (有)デュード代表取締役(現任) 1994年7月 (株)スタジオガレージ取締役 1995年12月 当社取締役 2004年12月 (株)クリエイティブガレージ代表取締役社長 2011年3月 (株)DGインキュベーション(現 (株)DGベンチャーズ)代表取締役社長 2011年7月 当社取締役COO 2012年9月 当社取締役副社長 インキュベーション・セグメント(現 インキュベーションテクノロジー・セグメント)管掌 2013年7月 Digital Garage US, Inc. Director 2015年6月 (株)DK Gate代表取締役社長 2015年8月 econtext Asia Limited Director 2016年9月 当社取締役 兼 副社長執行役員 インキュベーションテクノロジー・セグメント管掌 2016年11月 (株)DGコミュニケーションズ取締役 2017年4月 当社取締役 兼 副社長執行役員 2018年6月 (株)DG Daiwa Ventures監査役(現任) 2018年6月 (株)BI.Garage監査役(現任) 2018年6月 (株)DGコミュニケーションズ監査役(現任) 2018年6月 (株)DGインキュベーション(現 (株)DGベンチャーズ)監査役(現任) 2018年6月 (株)DG Technologies監査役(現任) 2018年6月 (株)DK Gate監査役(現任) 2018年6月 当社取締役(監査等委員長)(現任) 2018年7月 (株)D2 Garage監査役(現任) 2018年9月 (株)Crypto Garage監査役(現任) 2019年1月 TDペイメント(株)監査役(現任) 2019年6月 (株)ブレインスキャンテクノロジーズ監査役(現任) 2020年1月 (株)アカデミー・デュ・ヴァン監査役(現任) 2021年1月 (株)DGインキュベーション監査役(現任)	※2	404,700
取締役 (監査等委員)	坂井 眞	1957年2月21日生	1986年4月 弁護士登録(名古屋弁護士会所属) 1988年4月 東京弁護士会登録替え 2000年8月 坂井眞法律事務所設立 2001年6月 Oakキャピタル(株)監査役(現任) 2005年3月 シリウス総合法律事務所パートナー 2010年9月 当社社外監査役 2016年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年3月 坂井眞法律事務所代表(現任)	※2	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	井上 準二	1949年9月18日生	1974年4月 三菱商事㈱入社 1993年6月 米国三菱商事会社Palo Alto事務所長 兼 MC Silicon Valley社設立取締役社長 2000年3月 米国三菱商事会社上級副社長 兼 iMIC部門eCommerce本部長 2003年4月 三菱商事㈱執行役員 2003年6月 ㈱アイ・ティ・フロンティア代表取締役執行役員社長 2005年3月 同社代表取締役社長 2007年6月 イー・アクセス㈱取締役 2009年4月 ㈱アイ・ティ・フロンティア代表取締役会長・CEO・CTO 2011年4月 ㈱アイ・ティ・フロンティア顧問 2012年4月 ビーウィズ㈱顧問 2012年6月 一般財団法人リモート・センシング技術センター常務理事 2012年9月 当社社外監査役 2016年7月 高砂熱学工業㈱顧問(現任) 2016年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	※2	-
取締役 (監査等委員)	牧野 宏司	1966年10月7日生	1988年10月 KPMG港監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)東京事務所入所 1992年8月 公認会計士登録 1997年8月 KPMGメルボルン事務所マネージャー 2000年9月 監査法人太田昭和センチュリー(現 有限責任あずさ監査法人)東京事務所 2001年9月 ダンコンサルティング㈱入社 2001年10月 税理士登録 2003年7月 ダンコンサルティング㈱取締役 2006年1月 牧野宏司公認会計士事務所開業代表(現任) 2009年2月 ㈱BE1 総合会計事務所代表取締役(現任) 2012年9月 当社社外監査役 2013年6月 ㈱いなげや社外監査役(現任) 2015年12月 OBARA GROUP㈱社外監査役 2016年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年12月 OBARA GROUP㈱社外取締役(現任)	※2	1,100
取締役 (監査等委員)	大野 実	1952年11月13日生	1977年1月 社会保険労務士大野事務所開業 2003年4月 社会保険労務士法人大野事務所代表社員(現任) 2003年9月 当社監査役 2009年4月 青山学院大学大学院法学研究科非常勤講師 2013年5月 東京都社会保険労務士会会長 2013年6月 全国社会保険労務士連合会副会長 2013年12月 日本年金機構運営評議会委員 2015年6月 全国社会保険労務士会連合会参与 2017年6月 東京都社会保険労務士会会長 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員) 2019年6月 全国社会保険労務士会連合会会長(現任) 2020年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	※2	-
計					7,317,200

※1 取締役大村恵実並びに取締役(監査等委員)坂井眞、井上準二、牧野宏司及び大野実は、社外取締役であります。

※2 2020年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

※3 2021年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

2. 社外役員の状況

① 社外取締役の員数

2021年6月23日現在、当社の社外取締役は5名（うち、監査等委員4名）であります。

② 社外取締役と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役の大村恵実氏は、弁護士としての豊富な経験に加えて、国際機関でのグローバルな経験を有していることから、同氏の幅広い見識をグローバル化を進める当社の経営に活かして頂くため選任しております。

社外取締役（監査等委員）の坂井真氏は、弁護士としての専門的な観点を当社の経営に活かして頂くため選任しております。

社外取締役（監査等委員）の井上準二氏は、豊富な海外ビジネス経験を有しており、同氏の経営者としての知見を活かして、当社ビジネスを高所に立って把握し、社外の独立した立場からの視点を当社の経営に行かして頂くため選任しております。

社外取締役（監査等委員）の牧野宏司氏は、公認会計士及びコンサルタントとして豊富な経験を有しており、同氏の会計的及び税務的知見と社外の独立した立場からの視点を当社の経営に活かして頂くため選任しております。

社外取締役（監査等委員）の大野実氏は、社会保険労務士として豊富な経験を有しており、社外の独立した立場からの視点を当社の経営に活かして頂くため選任しております。同氏は当社の取引先である社会保険労務士法人大野事務所の代表社員であります。

なお、社外取締役である大村恵実氏、坂井真氏、井上準二氏、牧野宏司氏及び大野実氏と当社との間に取引関係はございません。また、社外取締役の当社株式の所有状況につきましては、「1. 役員一覧」に記載のとおりであります。

③ 社外取締役が提出会社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は豊富な経営者経験、幅広い見識及び専門的見地を活かし、客観的な立場から経営を監視する機能を担っております。

④ 社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、その選任に当たっては、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。なお、当社は、社外取締役の大村恵実氏、坂井真氏、井上準二氏、牧野宏司氏及び大野実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑤ 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役が客観的な立場から経営を監視する機能を担えるように、その選任に当たっては、経営者又は専門家としての経験や見識等を重視することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性が高まると考えております。

3. 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役が客観的な立場から経営を監視する機能を担えるように、内部監査室及び会計監査人並びに内部統制部門と必要に応じて相互に情報交換及び意見交換を行う体制をとっております。また、監査等委員会と会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査等委員会と会計監査人の間で、四半期に一度、定期的な会合を開催し、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等を行っております。また、必要に応じて随時会合が行われる体制を有しております。

(3) 【監査の状況】

1. 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社は、内部監査室（3名）を設置し、当社及びグループ各社を監査する体制を整備しております。内部監査室は、監査等委員会に対し、内部監査結果を定期的に報告し、緊密な連携を取っております。また、会計監査人と情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

監査等委員会は、取締役5名（うち、社外取締役4名）で構成されており、取締役の職務遂行が法令、定款に基づき行われているかの監査を行うとともに、内部監査室及び会計監査人との意見交換等の連携を強化し、内部統制の向上に努めて参ります。

なお、監査等委員である取締役の牧野宏司氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当事業年度において当社は監査等委員会を17回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
六彌太 恭行	17	17
坂井 眞	17	17
井上 準二	17	17
牧野 宏司	17	17
大野 実	13	13

監査等委員会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の評価と再任同意、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。

また、常勤監査等委員の活動としては、重要な会議に出席するとともに、各部門の執行役員等から随時又は定期的に報告を求め、当社の業務執行状況に関する情報を収集しており、非常勤の監査等委員の活動としては、当社の業務執行状況に関する情報の共有を受け、経営者又は専門家としての経験や見識等をもって、リスクチェック及び助言等を行っております。

2. 会計監査の状況

① 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 継続監査期間

16年間

③ 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 高田 慎司
指定有限責任社員 業務執行社員 鶴田 純一郎
指定有限責任社員 業務執行社員 小林 勇人

④ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名、会計士試験合格者等 8名、その他 11名

⑤ 監査法人の選定方針と理由

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

監査等委員会において、EY新日本有限責任監査法人に解任及び不再任に該当する事象はなく、監査実績等を踏まえたうえで総合的に評価し、再任しております。

なお、当社は、EY新日本有限責任監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

⑥ 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。監査等委員会は、EY新日本有限責任監査法人と緊密なコミュニケーションを図り、適時かつ適性な意見交換を行い監査状況を把握しており、結果、会計監査人として有効に機能し、同監査法人が監査品質に相対的な優位性があるものと評価しております。

3. 監査報酬の内容等

① 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	70	—	70	—
連結子会社	25	3	24	2
計	95	3	94	2

前連結会計年度及び当連結会計年度における連結子会社の監査公認会計士等による非監査業務の内容は、計算書類作成に係るアドバイザリー業務であります。

② 監査公認会計士等と同一のネットワーク (EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)) に対する報酬 (①を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	—	—	—	36
連結子会社	—	—	—	—
計	—	—	—	36

当連結会計年度における当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するEYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)による非監査業務の内容は、財務及び税務デュー・デリジェンス業務であります。

③ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

④ 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、規模、特性並びに監査日数等を勘案した上で決定しております。

⑤ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りなどの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

1. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、特段の記載がない限り、本1において同じ。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会において決議しております。当該取締役会の決議に際しては、当社のこれまでの取締役の報酬等の実務運用を踏まえて方針を策定し、取締役会で決議いたしました。なお、監査等委員である取締役の報酬等の額及び報酬内容については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社取締役の個人別の報酬等に係る基本方針は、報酬等と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主と共有することで、短期及び中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めるために、株式報酬の比率を高め設定致します。

② 取締役個人別の報酬等の決定に関する事項

i. 基本報酬（業績連動報酬等・非金銭報酬等を除く報酬等）

当社の業績連動報酬等・非金銭報酬等を除く報酬等（以下「基本報酬」という）の決定方針は以下のとおりとします。

イ. 基本報酬の総額は株主総会で決議し、その範囲内で決定します。

ロ. 取締役の基本報酬は金銭報酬とし、その額については、取締役の役位等級及び等級毎の報酬等の金額及びその構成を定め、その範囲内で決定します。

ii. 業績連動報酬等

当社において、業績連動報酬等の付与は行いません。

iii. 非金銭報酬等

当社の非金銭報酬等（以下「株式報酬」という）の決定方針は以下のとおりとします。

イ. 株式報酬は、株式1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の払込金額と同額の金銭債権（以下「S0」という）と譲渡制限付株式の払込金額と同額の金銭債権（以下「RS」という）で構成し、取締役は、当該金銭債権と新株予約権又は譲渡制限付株式の払込金額とを相殺することにより、新株予約権又は譲渡制限付株式を取得します。S0及びRSそれぞれの総額は株主総会で決議し、取締役会において取締役の役位等級及び等級毎の報酬等の金額及びその構成を定め、その範囲内で決定します。

ロ. 個人別のS0の報酬額は、新株予約権の割当日の株価及び行使価額等、諸条件をもとに算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総個数を乗ずることにより算定します。

ハ. 個人別のRSの報酬額は、RSの付与に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、RSを引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する1株当たりの払込金額に、割り当てるRSの株式数を乗ずることにより算定します。

ニ. RSには、1年間から5年間までの間で取締役会で定める期間の譲渡制限を付し、取締役は、当該譲渡制限期間中は、RSについて、譲渡、担保権の設定その他の処分を行わないものとします。

③ 基本報酬・業績連動報酬等・非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

i. 社外取締役以外の取締役

基本報酬と株式報酬の比率は、概ね基本報酬6、株式報酬4（うちS03、RS1）とします。

ii. 社外取締役

基本報酬のみとします。

④ 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

i. 基本報酬

定時株主総会で取締役選任議案が承認された直後の取締役会の役員報酬議案で、個人別金額を決議し、総額を12等分して就任又は重任の翌月から月次ベースで支給します。

ii. 株式報酬

定時株主総会で取締役選任議案が承認された直後の取締役会の役員報酬議案で個人別の付与金額及び付与数を決議します。

- ⑤ 個人別の報酬等の内容決定を第三者に委任する場合（代表取締役への再一任を含む）
- i. 委任を受ける者の氏名又は地位・担当：社長執行役員
 - ii. 委任する権限の内容：取締役の個人別の報酬等についての決定は、株主総会で決定した総額の枠内において社長執行役員が起案し指名・報酬諮問委員会に諮り、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において、決定を社長執行役員に一任する決議がなされた場合、社長執行役員がこれを決定します。
 - iii. 受任者により権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずる場合は、その内容
 - イ. 株主総会で決定した総額の枠内において社長執行役員が起案し指名・報酬諮問委員会に諮り、指名・報酬諮問委員会の答申を得るものとします。
 - ロ. 指名・報酬諮問委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。委員長は、その独立社外取締役である委員の中から、指名・報酬諮問委員会の決議によって選定致します。
- ⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
- 外部の客観データ等を活用しながら、当期の実績等を勘案し株主総会で決定した総額の枠内において、社長執行役員が起案し指名・報酬諮問委員会に諮り、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定します。
- 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額は、2016年9月29日開催の第21回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役は50百万円以内。但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名（うち社外取締役2名）です。また、2016年9月29日開催の第21回定時株主総会において、上記年額報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権のために支給する金銭報酬債権の額は年額250百万円以内、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の額として実質1事業年度の年額を100百万円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の員数は6名であります。
- また、監査等委員である取締役の報酬の額は、2016年9月29日開催の第21回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名であります。
- 取締役会は、社長執行役員林郁に対し、当事業年度における、監査等委員である取締役を除く各取締役の個人別の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門における実績について評価を行うのは、社長執行役員が適していると判断したためです。なお、当該委任に基づき、監査等委員である取締役を除く各取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会で決定した総額の枠内において、また、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に従って、社長執行役員が起案し、取締役である委員3名以上かつその過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に2020年4月に諮り、その妥当性について確認しております。なお、当事業年度における、監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容は、株式報酬の比率が高めになっており、短期及び中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高める構成になっているほか、各取締役の役位等級及び等級に従った内容となっており、当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものと判断しております。
- なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額は、2020年4月に指名・報酬諮問委員会を開催し、株主総会で決定した総額の枠内において社長執行役員が起案した報酬案に対して答申を行い、同年6月に開催した取締役会において社長執行役員に対して決定を委任する決議を行って決定しております。

2. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	468	468	—	—	258	7
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	30	30	—	—	—	1
社外役員	46	46	—	—	—	6

- ※1 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬258百万円であり
ます。
- ※2 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、ストック・オプション報酬として付与した新株予約権に係る費用計上
額206百万円、及び譲渡制限付株式に係る費用計上額52百万円であります。
- ※3 上記、報酬等の総額のほか、当社子会社の取締役を兼務している取締役（監査等委員を除く）6名及び当社子
会社の顧問を兼務している取締役（監査等委員を除く）1名に対し、各子会社が当事業年度に係る固定報酬として
総額197百万円を支払っております。

3. 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等 の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等
林 郁	295	取締役	提出会社	295	—	—	112

- ※1 非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬112百万円であります。
- ※2 上記の連結報酬等の総額には、当社が負担する報酬等のほか、兼務取締役として当社子会社が負担する固定報酬
120百万円が含まれております。

4. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

1. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資先との中長期的な取引関係の維持・強化や共同事業を推進すること等を目的に保有する株式を
純投資目的以外の投資株式として区分しております。

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- ① 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証
の内容

当社は、世の中の役に立つ「コンテクスト」を創っていく企業として、様々な企業と長期的かつ安定的な
戦略的提携関係に基づく協業を行うことを目的に、株式を政策保有することがあります。政策保有株式の検
証にあたっては、株式保有による関係強化及びシナジーの創出等を通じて中長期的な企業価値向上に資する
ものであること、又は投資分野における関係構築の効果として、当社グループの投資ハードルレートROI
2.5倍に貢献するものであることを経済合理性の判断基準としており、株式の売却を含め必要に応じて取締
役会に諮ることとしております。また、政策保有株式の議決権行使に当たっては、発行会社と当社グループ
の中長期的な企業価値の向上に資するか否かを総合的に勘案し、適切に行っております。

当事業年度は一部株式について売却を行っており、当事業年度末における保有株式については、中長期的
な経済合理性や、投資先との関係の維持・強化の観点等から総合的に判断して、すべての株式について保有
することは妥当であると判断しております。

② 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	10	178
非上場株式以外の株式	2	3,341

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	2	71
非上場株式以外の株式	2	999

③ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)Welby	1,480,000	1,480,000	当該社とは、バイオテクノロジー、ヘルスケア 関連分野におけるアライアンスパートナーとして、 個人の健康・医療情報プラットフォームの 共同開発を推進しており、更なる関係強化を目的 として、業務資本提携を行っております。 当該社との業務資本提携は、当社グループが重点 分野と位置付ける次世代技術の開発を目的と するものであり、社会貢献を通じて当社グループ の中長期的な企業価値向上に資するものである と判断しているため、定量的な保有効果の測定 は困難であります。	無
	2,139	1,553		
BEENOS(株)	413,500	827,000	当該社とは、海外における有望なスタートアップ 企業の発掘及び投資分野における情報交換等を 目的として、業務資本提携を行っております。 当該社との業務資本提携は、互いのリソースを 活用しインキュベーション成果の最大化を目指 すものであり、投資先の価値増大を通じて、当 社グループの企業価値向上に資するものである と判断しているため、定量的な保有効果の測定 は困難であります。	無
	1,202	662		
(株)アイリッジ	—	946,600	取引・協業関係の構築・強化を目的として当該 社の株式を保有しておりました。	無
	—	612		

※1 投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超えるものが60銘柄に満たないため、保有株式の全上場銘柄について記載しております。

※2 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (3) 連結財務諸表及び財務諸表は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容又はその変更等について適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構及び監査法人等が主催する研修等に参加しております。

4. IFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握及び影響の分析を行っております。また、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	8	32,702	37,989
営業債権及びその他の債権	9,35	26,657	26,574
棚卸資産	10	319	264
営業投資有価証券	35	36,546	47,170
その他の金融資産	11,35	1,323	912
未収法人所得税等		324	21
その他の流動資産	12	980	618
流動資産合計		98,852	113,548
非流動資産			
有形固定資産	13	21,367	19,478
のれん	14	7,689	7,689
無形資産	14	3,496	4,000
投資不動産	16	2,932	2,924
持分法で会計処理されている投資	18	21,475	22,446
その他の金融資産	11,35	6,319	7,878
繰延税金資産	19	45	60
その他の非流動資産	12	120	278
非流動資産合計		63,444	64,753
資産合計		162,296	178,301

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
借入金	21, 35	4, 927	9, 768
営業債務及びその他の債務	20, 35	41, 203	39, 911
その他の金融負債	22, 35	1, 783	1, 712
未払法人所得税等		207	1, 328
その他の流動負債	12	2, 717	4, 146
流動負債合計		50, 838	56, 865
非流動負債			
社債及び借入金	21, 35	38, 247	35, 850
その他の金融負債	22, 35	13, 553	12, 168
退職給付に係る負債	24	571	452
引当金	23	589	485
繰延税金負債	19	5, 426	8, 515
その他の非流動負債	12	278	885
非流動負債合計		58, 663	58, 355
負債合計		109, 501	115, 220
資本			
資本金	25	7, 591	7, 637
資本剰余金	25	4, 409	4, 566
自己株式	25	△5, 012	△4, 915
その他の資本の構成要素		324	2, 062
利益剰余金	25	44, 721	52, 785
親会社の所有者に帰属する持分合計		52, 033	62, 134
非支配持分		762	947
資本合計		52, 795	63, 082
負債及び資本合計		162, 296	178, 301

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
収益			
リカーリング型事業から生じる収益	27	26,687	24,945
営業投資有価証券に関する収益	35	4,020	11,031
その他の収益	29	2,416	1,949
金融収益	31	93	59
持分法による投資利益	18	3,720	2,495
収益計		36,936	40,478
費用			
売上原価		12,036	10,697
販売費及び一般管理費	28	14,022	14,537
その他の費用	30	492	617
金融費用	31	379	311
費用計		26,929	26,161
税引前利益		10,008	14,317
法人所得税費用	19	2,677	4,798
当期利益		7,331	9,518
当期利益（△損失）の帰属			
親会社の所有者		7,420	9,786
非支配持分		△89	△267
1株当たり当期利益（円）			
基本的1株当たり当期利益	33	161.37	212.49
希薄化後1株当たり当期利益	33	147.82	193.82

③【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期利益		7,331	9,518
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動	32	△817	1,670
確定給付制度の再測定	32	1	△7
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	32	△64	10
純損益に振り替えられる可能性がある項目			
在外営業活動体の換算差額	32	△104	91
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	32	△2	0
税引後その他の包括利益		△986	1,766
当期包括利益		6,345	11,284
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		6,435	11,550
非支配持分		△90	△266

④【連結持分変動計算書】

(単位：百万円)

親会社の所有者に帰属する持分

注記	その他の資本の構成要素						
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額	確定給付制度の再測定	合計
2019年4月1日 残高	7,504	4,235	△5,026	75	1,231	△3	1,303
当期利益 (△損失)							—
その他の包括利益				△880	△106	1	△985
当期包括利益	—	—	—	△880	△106	1	△985
新株の発行	25	88	88				—
支配継続子会社に対する持分変動	17		1				—
連結範囲の変動			△62				—
配当金	26						—
株式報酬取引			145				—
自己株式の取得				△0			—
自己株式の処分			△0	14			—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	11			6			6
その他			2				—
所有者との取引額等合計	88	174	14	6	—	—	6
2020年3月31日 残高	7,591	4,409	△5,012	△798	1,125	△2	324
当期利益 (△損失)							—
その他の包括利益				1,678	92	△5	1,765
当期包括利益	—	—	—	1,678	92	△5	1,765
新株の発行	25	46	46				—
支配継続子会社に対する持分変動	17		△66				—
配当金	26						—
株式報酬取引			178	97			—
自己株式の取得				△1			—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	11			△27			△27
その他			△0				—
所有者との取引額等合計	46	157	96	△27	—	—	△27
2021年3月31日 残高	7,637	4,566	△4,915	853	1,217	△7	2,062

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
		利益剰余金	合計		
2019年4月1日 残高		38,593	46,609	736	47,345
当期利益(△損失)		7,420	7,420	△89	7,331
その他の包括利益			△985	△1	△986
当期包括利益		7,420	6,435	△90	6,345
新株の発行	25		175		175
支配継続子会社に対する持分変動	17		1	116	116
連結範囲の変動			△62		△62
配当金	26	△1,287	△1,287		△1,287
株式報酬取引			145		145
自己株式の取得			△0		△0
自己株式の処分			14		14
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	11	△6	—		—
その他			2		2
所有者との取引額等合計		△1,293	△1,011	116	△895
2020年3月31日 残高		44,721	52,033	762	52,795
当期利益(△損失)		9,786	9,786	△267	9,518
その他の包括利益			1,765	1	1,766
当期包括利益		9,786	11,550	△266	11,284
新株の発行	25		91		91
支配継続子会社に対する持分変動	17		△66	452	386
配当金	26	△1,749	△1,749		△1,749
株式報酬取引			275		275
自己株式の取得			△1		△1
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	11	27	—		—
その他			△0		△0
所有者との取引額等合計		△1,721	△1,449	452	△997
2021年3月31日 残高		52,785	62,134	947	63,082

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前利益	10,008	14,317
減価償却費及び償却費	2,369	3,637
減損損失	65	231
受取利息及び受取配当金	△22	△19
支払利息及び社債利息	249	238
持分法による投資損益 (△は益)	△3,720	△2,495
関係会社株式売却損益 (△は益)	△1,283	△1
事業譲渡損益 (△は益)	△98	△1,103
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△3,195	22
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	△9,810	△10,527
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△87	54
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△5,715	△521
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△653	1,422
その他	528	1,097
小計	△11,363	6,352
利息及び配当金の受取額	1,664	1,450
利息の支払額	△91	△74
法人所得税の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,532	△681
営業活動によるキャッシュ・フロー	△12,322	7,047
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△3,494	△1,501
無形資産の取得による支出	△1,749	△1,706
投資有価証券の取得による支出	△4	△186
投資有価証券の売却による収入	0	1,865
子会社の取得による支出	7	—
持分法で会計処理されている投資の取得による 支出	△500	△513
持分法で会計処理されている投資の売却による 収入	1,462	80
敷金及び保証金の差入による支出	△792	△8
事業譲渡による収入	34	541
その他	542	563
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,473	△864

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (△は減少)	34	82	2,002
長期借入れによる収入	34	5,300	3,526
長期借入金の返済による支出	34	△511	△3,270
リース負債の返済による支出	34	△1,435	△1,861
非支配持分からの払込による収入		116	417
非支配持分からの子会社持分取得による支出		—	△28
配当金の支払額	26	△1,289	△1,748
その他		100	47
財務活動によるキャッシュ・フロー		2,363	△914
現金及び現金同等物に係る換算差額			
		△20	17
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△15,452	5,286
現金及び現金同等物の期首残高		48,154	32,702
現金及び現金同等物の期末残高		32,702	37,989

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社デジタルガレージ（以下「当社」という。）は日本の会社法に基づいて設立された株式会社であり、日本に所在する企業であります。

当社の登記上の本社は、ホームページ（<https://www.garage.co.jp/>）で開示しております。当社の連結財務諸表は、2021年3月31日を期末日とし、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）並びに関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する持分により構成されております。

当社グループの事業内容及び主要な活動は、「6. セグメント情報」に記載しております。

当社の2021年3月31日に終了する年度の連結財務諸表は、2021年6月23日に取締役会によって承認されております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社の連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、連結財務諸表規則第93条の規定を適用しております。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

3. 重要な会計方針

当社グループの重要な会計方針は、以下のとおりであり、他の記載がない限り、連結財務諸表が表示されているすべての期間について適用しております。

(1) 連結の基礎

① 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

当社グループが所有する議決権が過半数未満の場合であっても、意思決定機関を実質的に支配していると判断した場合には、子会社としております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

子会社が適用する会計方針が当社グループの適用する会計方針と異なる場合には、必要に応じて当該子会社の財務諸表に調整を加えております。

当社グループ間の債権債務残高及び内部取引高並びに当社グループ間の取引から発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識されております。

支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

② 関連会社及びジョイント・ベンチャー

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業であります。当社グループが他の企業の議決権の20%以上50%以下を所有する場合には、原則として関連会社に含めております。

当社グループが所有する議決権が20%未満の場合であっても、役員のパイプライン等により、重要な影響力を有していると判断した場合には、関連会社としております。

ジョイント・ベンチャーとは、当社グループを含む複数の当事者が取決めに対する契約上合意された支配を共有し、関連性のある活動に関する意思決定に際して、支配を共有する当事者の一致した合意を必要としており、かつ、当社グループが当該取決めの純資産に対する権利を有している企業をいいます。

関連会社及びジョイント・ベンチャーへの投資は、持分法を適用して会計処理しております。当該持分を取得時に取得原価で認識し、以後は持分法によって会計処理しております。ただし、当社グループ内のベンチャー・キャピタル企業又は類似の企業が保有している投資について、持分法を適用するか、又はIFRS第9号「金融商品」に従って純損益を通じて公正価値で測定するかについては、各関連会社又はジョイント・ベンチャーごとに選択しております。

連結財務諸表は、重要な影響力又は共同支配の獲得日から喪失日までの関連会社及びジョイント・ベンチャーの損益及びその他の包括利益の変動に対する当社グループの持分を含んでおります。関連会社及びジョイント・ベンチャーが適用する会計方針が当社グループの会計方針と異なる場合には、当社グループの会計方針と整合させるため、必要に応じて当該持分法適用会社の財務諸表に調整を加えております。

関連会社及びジョイント・ベンチャーの、取得日に認識した資産、負債及び偶発負債の正味の公正価値に対する持分を取得対価を超える額はのれん相当額として計上し投資の帳簿価額に含めており、償却はしておりません。持分法適用会社への投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは、他の部分と区分せず、持分法適用会社に対する投資を一体の資産として、減損テストの対象としております。

関連会社又はジョイント・ベンチャーに対する重要な影響力を喪失し、持分法の適用を中止する場合は、売却持分に係る売却損益を純損益として認識するとともに、残存している持分について公正価値で再測定し、当該評価差額をその期の純損益として認識しております。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しております。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得対価、被取得企業の非支配持分の金額及び段階取得の場合には取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額が、識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合はその超過額を連結財政状態計算書においてのれんとして計上しております。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において純損益として計上しております。当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかについては、企業結合ごとに選択しております。

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取得関連コストは、発生時に費用処理しております。

なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からののれんは認識しておりません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・被取得企業の株式に基づく報酬
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は、純損益又はその他の包括利益として認識しております。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における直物為替レート又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の直物為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産については、その他の包括利益として認識しております。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産及び負債は期末日の直物為替レートで、収益及び費用は期中平均為替レートで日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

(4) 金融商品

① 金融資産

i. 当初認識及び測定

営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しております。それ以外の金融資産については、当社グループが契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりであります。

a. 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件により、特定の日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみであるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法に基づき事後測定し、必要な場合には減損損失累計額を控除しております。

b. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

資本性金融商品に対する投資は公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（取消不能）を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。

c. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという取消不能の選択を行う場合があります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動」として、その他の資本の構成要素に含めております。

ii. 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産の回収可能性に関し、期末日ごとに予想信用損失の見積りを行っております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大したと判断した場合、金融資産の予想残存期間の全期間に係る予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。金融資産の信用リスクが、当初認識以降に著しく増大していないと判断した場合、報告期間の末日後12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、営業債権については、延滞日数別の過去の貸倒実績に経済状況等を踏まえて調整した実績率に基づき、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

予想信用損失の金額は、契約に従って当社グループに支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として算定しております。貸倒引当金の変動は、純損益に認識しております。

③ 金融負債

i. 当初認識及び測定

金融負債は当初認識時に償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。償却原価で測定する金融負債は、公正価値に当該金融負債に直接起因する取引費用を減算した金額で当初認識しており、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

ii. 認識の中止

金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となったときに認識を中止しております。

iii. 複合金融商品

複合金融商品の負債部分は、当初認識時において、資本への転換オプションがない類似の負債の公正価値により測定しております。資本部分は、当初認識時において、当該複合金融商品の公正価値から負債部分の公正価値を控除した金額で測定しております。直接取引費用は負債部分と資本部分の当初の帳簿価額の比率に応じて配分しております。

当初認識後は、複合金融商品の負債部分は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。複合金融商品の資本部分については、当初認識後の再測定は行っておりません。

(5) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。原価は、主として移動平均法に基づいて算定しており、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおります。

(7) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

継続的使用ではなく、主に売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産（又は処分グループ）は、売却目的保有に分類しております。売却目的保有に分類するためには、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高いことを条件としており、当社グループの経営者が売却計画の実行を確約し、原則として1年以内に売却が完了する予定である場合に限っております。売却目的保有に分類した後は、帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、減価償却又は償却を行っておりません。

非継続事業には、既に処分されたか又は売却目的保有に分類された企業の構成要素が含まれ、グループの一つの事業若しくは地域を構成し、その一つの事業若しくは地域の処分の計画がある場合に認識しております。

非継続事業及び非継続事業を構成する処分グループを処分したことにより認識した収益及び費用は、連結損益計算書において、継続事業とは区分して表示し、過去の期間に係る開示もこれに従って再表示しております。

(8) 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～47年
- ・工具、器具及び備品 2～30年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、毎期末に見直しを行い、これらを変更する場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(9) のれん及び無形資産

① のれん

のれんの当初認識及び測定については、「(2) 企業結合」に記載しております。のれんは償却を行わず、毎期、又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上されます。

② 無形資産（のれんを除く）

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は取得日現在の公正価値で測定しております。なお、自己創設無形資産は、資産化の要件を満たす開発費用を除いて、発生時の費用として認識しております。

当初認識後の測定は、原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。耐用年数を確定できる主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3～5年

耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数及び償却方法は、毎期末に見直しを行い、これらを変更する場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。なお、残存価額はゼロと推定しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産は、当該資産の耐用年数を確定できないものと判断する事象又は状況が引き続き存在しているか否かについて、期末日に見直しを行っております。

(10) リース

(借手側)

リース開始日時点において、使用権資産は取得原価で、リース負債はリース料総額の現在価値で測定しております。

使用権資産は、資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却しております。リース期間には、対象資産を使用してきた期間に関しての過去の慣行及びその経済的理由から、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間を含めております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の減少額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより認識しております。

(貸手側)

オペレーティング・リース資産は、連結財政状態計算書に計上しており、オペレーティング・リース取引における受取リース料は、連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(11) 投資不動産

投資不動産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

投資不動産の当初認識後の測定には原価モデルを採用しており、有形固定資産に準じた見積耐用年数及び減価償却方法を使用しております。

(12) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産については、期末日ごとに資産又は資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しております。

なお、資金生成単位とは、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の測定においては、処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しております。なお、使用価値とは、資産又は資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値であります。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成致しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

減損損失の戻入れについては、毎期末日において過年度に減損損失を計上した資産又は資金生成単位において、当該減損損失が消滅又は減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産又は資金生成単位の回収可能性を評価しております。回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却又は減価償却費を控除した後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻入れを行っております。

(13) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、退職後給付の制度として確定拠出制度を設けているほか、一部の子会社において確定給付制度を導入しております。

確定給付制度の会計処理は、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しております。割引率は、期末日の優良社債の市場利回りを参照し、給付支払の見積期日に対応するように決定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出制度の会計処理は、当該制度への拠出を従業員が勤務を提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を負債として認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われる将来給付額を負債として認識しております。

有給休暇費用は、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに負債及び費用として認識しております。

(14) 株式報酬

(ストック・オプション制度)

当社グループでは、取締役、執行役員及び一部の従業員に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは付与日における公正価値で測定しており、ブラック・ショールズモデルにて算定しております。ストック・オプションの付与日に決定した公正価値は、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(譲渡制限付株式報酬制度)

当社グループでは、取締役及び執行役員に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(15) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合は、引当金の金額は、債務を決済するために必要となると見込まれる支出の現在価値としております。現在価値の算定に当たって使用する割引率は、貨幣の時間価値と当該負債に固有のリスクについての現在の市場の評価を反映した税引前の利率であります。

(16) 売上収益

当社グループでは、顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループにおいて、継続的なサービス提供を通じて収益獲得を図るビジネスモデルと位置付けている事業等から生じる売上収益については、連結損益計算書において、「リカーリング型事業から生じる収益」として表示しております。

なお、営業投資有価証券は、IFRS第9号に基づいて公正価値で測定し、事後的な変動は純損益として「営業投資有価証券に関する収益」として純額で表示しております。

(17) 金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、受取配当金、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。受取配当金は、当社グループの受領権が確定した日に認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

なお、為替差益と為替差損、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動は純額で表示しております。

(18) 政府補助金

補助金を受領すること及び補助金交付のための付帯条件が満たされることにつき合理的な保証が得られる時点で認識しております。補助金が特定の費用支出に関連する場合には、補償される関連費用の発生と同じ期間に純損益として認識するとともに、関連する費用から控除する方法を採用しております。また、特定の費用項目との紐づけができない補助金については、「その他の収益」として表示しております。

(19) 法人所得税

法人所得税費用は、当期の純損益の計算に含まれる当期税金費用と繰延税金費用の合計として表示しております。当期税金費用及び繰延税金費用は、当該税金費用がその他の包括利益又は資本に直接に認識される取引又は事象及び企業結合から生じる場合を除いて、純損益で認識しております。当期税金費用は、期末日において制定され、又は実質的に制定されている税率（及び税法）を使用して、税務当局に納付（又は税務当局から還付）されると予想される額で算定しております。繰延税金費用は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の帳簿価額は期末日に再検討しており、繰延税金資産の便益を実現させるのに十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で繰延税金資産の帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産についても期末日に再検討し、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲で認識しております。繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識しております。繰延税金資産及び負債は、期末日における法定税率又は実質的法定税率（及び税法）に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しております。

次の場合は、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識
- ・企業結合以外の取引で、取引時に会計上の利益にも課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引における資産又は負債の当初認識
- ・子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資に係る将来加算一時差異について、当該一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、かつ予測可能な期間内にその一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社、関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資に係る将来減算一時差異について、当該一時差異が予測可能な期間内に解消、又は当該一時差異を活用できる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金資産及び当期税金負債とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時にを行うことを意図している場合に相殺しております。

また、課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当社及び国内の100%出資子会社は、1つの連結納税グループとして法人税の申告・納付を行う連結納税制度を適用しております。

(20) 資本

普通株式は資本に分類しております。

自己株式は取得原価で評価され、資本から控除しております。当社の自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失は認識しておりません。なお、帳簿価額と売却時の対価との差額は、資本として認識しております。

(21) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(22) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループは、連結財務諸表を作成するために、会計方針の適用及び資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら実際の結果は、その性質上、見積り及び仮定と異なることがあります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の判断、見積り及び仮定に関する主な情報は、以下のとおりであります。

- ・金融商品の公正価値（注記「3. 重要な会計方針（4）金融商品」及び注記「35. 金融商品」）
- ・のれんの減損（注記「3. 重要な会計方針（9）のれん及び無形資産」及び注記「14. のれん及び無形資産」）

5. 未適用の新基準書

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた基準書及び解釈指針のうち、当社グループが早期適用していないもので、重要な影響があるものはありません。

6. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。なお、報告にあたり事業セグメントの集約は行っておりません。

当社グループは、サービス別の事業カンパニー及び子会社を置き、事業カンパニー及び子会社は、取り扱うサービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社のセグメントは、事業カンパニー及び子会社を基礎としたサービス別に構成されており、「フィナンシャルテクノロジー事業」、「マーケティングテクノロジー事業」、「インキュベーションテクノロジー事業」及び「ロングタームインキュベーション事業」の4つを報告セグメントとしております。

「フィナンシャルテクノロジー事業」は、Eコマース（EC）等のBtoC商取引におけるクレジットカード決済及びコンビニ決済等の電子決済ソリューションの提供事業、インターネット及びEC等のシステム設計・開発・運用事業等を展開しております。

「マーケティングテクノロジー事業」は、インターネットとリアルを融合した総合的なデジタルマーケティング事業、様々なデータを活用したデータマーケティング事業、ソーシャルメディア関連の広告商品開発・マーケティング事業等を展開しております。

「インキュベーションテクノロジー事業」は、ベンチャー企業への投資・育成を中心とした事業戦略支援型ベンチャー・インキュベーション事業を展開しております。

「ロングタームインキュベーション事業」は、中長期的かつ継続的な事業利益創出を目的としたメディア開発・運営事業、ブロックチェーンを活用した金融サービス事業等を展開しております。

(2) 報告セグメントに関する情報

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「3. 重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、税引前利益をベースとしております。

セグメント間の収益は市場実勢価格に基づいております。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	報告セグメント				計	調整額 (注) 1	連結
	フィナンシャルテクノロジー事業	マーケティングテクノロジー事業	インキュベーションテクノロジー事業	ロングタームインキュベーション事業			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益							
外部収益							
リカーリング型事業から生じる収益	8,602	15,232	—	2,853	26,687	—	26,687
営業投資有価証券に関する収益	—	—	4,020	—	4,020	—	4,020
その他の収益	114	68	781	1,314	2,277	139	2,416
金融収益	13	1	4	59	77	16	93
持分法による投資利益	△119	74	64	3,702	3,720	—	3,720
外部収益計	8,609	15,375	4,868	7,929	36,781	155	36,936
セグメント間収益	111	14	74	6	205	△205	—
収益計	8,720	15,389	4,943	7,934	36,986	△50	36,936
セグメント利益	4,049	1,853	3,563	4,701	14,165	△4,158	10,008
その他の項目							
減価償却費及び償却費	1,022	569	145	198	1,933	436	2,369
金融費用	13	9	396	28	446	△68	379
減損損失	—	—	—	65	65	—	65

- (注) 1. 報告セグメントの利益の金額の調整額△4,158百万円には、セグメント間取引消去△2,739百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益3,511百万円及び全社費用△4,929百万円が含まれております。全社収益は主に本社機能から生ずる金融収益であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント間収益には、リカーリング型事業から生じる収益、その他の収益及び金融収益に関するものが含まれております。
3. セグメント利益は、連結財務諸表の税引前利益と調整を行っております。
4. 減価償却費及び償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社の減価償却費であります。
5. 金融費用の調整額△68百万円は、セグメント間取引消去△344百万円、各報告セグメントに配分していない全社の支払利息等277百万円であります。
6. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはならないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	報告セグメント				計	調整額 (注) 1	連結
	フィナンシャルテクノロジー事業	マーケティングテクノロジー事業	インキュベーションテクノロジー事業	ロングタームインキュベーション事業			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
収益							
外部収益							
リカーリング型事業から生じる収益	9,570	13,042	—	2,333	24,945	—	24,945
営業投資有価証券に関する収益	—	—	11,031	—	11,031	—	11,031
その他の収益	2	14	429	1,188	1,633	316	1,949
金融収益	0	10	13	0	23	35	59
持分法による投資利益	94	△18	9	2,410	2,495	—	2,495
外部収益計	9,666	13,049	11,482	5,931	40,127	351	40,478
セグメント間収益	85	28	121	3	237	△237	—
収益計	9,751	13,077	11,603	5,933	40,364	114	40,478
セグメント利益	4,118	735	10,264	2,653	17,769	△3,452	14,317
その他の項目							
減価償却費及び償却費	1,419	859	157	275	2,710	926	3,637
金融費用	12	11	332	49	404	△93	311
減損損失	—	—	—	—	—	231	231

- (注) 1. 報告セグメントの利益の金額の調整額△3,452百万円には、セグメント間取引消去△2,848百万円、各報告セグメントに配分していない全社収益4,059百万円及び全社費用△4,663百万円が含まれております。全社収益は主に本社機能から生ずる金融収益であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
2. セグメント間収益には、リカーリング型事業から生じる収益、その他の収益及び金融収益に関するものが含まれております。
3. セグメント利益は、連結財務諸表の税引前利益と調整を行っております。
4. 減価償却費及び償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社の減価償却費であります。
5. 金融費用の調整額△93百万円は、セグメント間取引消去△395百万円、各報告セグメントに配分していない全社の支払利息等302百万円であります。
6. 減損損失の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社の減損損失であります。
7. セグメント資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象とはなっていないため記載しておりません。

(3) 製品及びサービスに関する情報

製品及びサービスの区分が報告セグメントと同一であるため、記載を省略しております。

(4) 地域別に関する情報

① 外部顧客への収益の地域別情報

本邦の外部顧客への売上収益が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、記載を省略しております。

② 非流動資産（金融資産及び繰延税金資産を除く）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
日本	30,673	29,584
米国	4,918	4,771
その他	13	13
合計	35,605	34,368

(注) 非流動資産は、当社グループ各社の所在地を基礎としております。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

7. 企業結合

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

個別には重要ではないものの、全体として重要である企業結合を合算して注記しております。

(1) 取得対価

	金額
	百万円
現金	1,126
条件付対価（注）	39
合計	1,164

(注) 一部の企業結合は、被取得企業の特定の業績指標達成水準に応じて追加で支払を行う契約となっております。当社グループは当該業績指標の達成可能性を見積り、未払の取得対価として認識しております。

(2) 取得した資産及び引き受けた負債

	金額
	百万円
取得対価の公正価値	1,164
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	128
非流動資産	19
流動負債	54
非流動負債	42
取得資産及び引受負債の公正価値（純額）	51
非支配持分のれん	—
のれん	1,114

のれんは、主に、フィナンシャルテクノロジー事業の決済サービス周辺事業を行う国内子会社等に係るものであり、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生したものであります。

(3) 取得関連費用

当該企業結合に係る取得関連費用に重要性はありません。

(4) 取得に伴うキャッシュ・フロー

	金額
	百万円
取得により支出した現金及び現金同等物	1,126
取得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物	△83
子会社の取得による支出	1,043

(5) 業績に与える影響

取得日以降の被取得企業から生じた収益及び当期利益、並びに企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の被取得企業から生じた収益及び当期利益は、影響が軽微であるため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び預金 (預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び別段預金を除く)	27,229	35,790
金銭の信託	5,281	1,654
預け金	192	545
合計	32,702	37,989

現金及び現金同等物は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

また、連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物と一致しております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
受取手形及び売掛金	8,209	8,641
契約資産	205	411
未収入金(注)	18,263	17,598
貸倒引当金	△20	△75
合計	26,657	26,574

(注) 未収入金の主な内訳は、フィナンシャルテクノロジー事業セグメントの決済代行サービス業務における消費者決済代金のコンビニエンスストア等に対する未回収債権であります。

営業債権及びその他の債権(契約資産を除く)は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
商品	304	250
原材料及び貯蔵品	16	15
合計	319	264

費用として認識され、売上原価に含まれている棚卸資産の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ650百万円、438百万円あります。

また、収益性の低下に伴い費用認識した棚卸資産の評価減の金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ2百万円、9百万円であります。

11. その他の金融資産

(1) その他の金融資産の内訳

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
償却原価で測定する金融資産		
定期預金 (預入期間が3ヶ月超) (注)	438	253
敷金及び保証金	1,778	1,889
その他 (注)	977	751
貸倒引当金	△32	△32
小計	3,161	2,861
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
投資有価証券	1,434	2,425
小計	1,434	2,425
その他の包括利益を通じて公正 価値で測定する資本性金融資産		
投資有価証券	3,047	3,503
小計	3,047	3,503
合計	7,642	8,790
流動資産	1,323	912
非流動資産	6,319	7,878
合計	7,642	8,790

(注) 負債の担保に供した定期預金及びその他は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ224百万円、224百万円であります。

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の主な銘柄及び公正価値は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
銘柄	百万円	百万円
BEENOS(株)	662	1,202
(株)Welby	1,553	2,139
(株)アイリッジ	612	-

当社グループの保有する株式等のうち、政策投資又は事業上のシナジー効果等を期待して保有することを目的としている株式等については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産として指定しております。

(3) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の認識の中止

保有資産の効率化及び有効活用を図るため又は事業上のシナジー効果等を期待できないと判断した場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の売却（認識の中止）を行っております。

売却時の公正価値及び売却に係る累積利得又は損失は、以下のとおりであります。

なお、その他の資本の構成要素として認識していた累積利得又は損失（税引後）は、売却時に利益剰余金へ振り替えており、その振替額は前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ0百万円及び27百万円であります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
公正価値	0	1,865
累積利得又は損失（△）（税引前）	0	39

12. その他の資産及び負債

(1) その他の流動資産及びその他の非流動資産

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
前渡金	56	138
前払費用	399	395
未収消費税等	462	76
長期前払費用	120	278
その他	63	9
合計	1,100	896
流動資産	980	618
非流動資産	120	278
合計	1,100	896

(2) その他の流動負債及びその他の非流動負債

その他の流動負債及びその他の非流動負債の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
契約負債	847	1,125
前受金	635	1,071
未払賞与	483	509
未払消費税等	247	1,283
その他	782	1,043
合計	2,994	5,031
流動負債	2,717	4,146
非流動負債	278	885
合計	2,994	5,031

13. 有形固定資産

(1) 増減表

有形固定資産の帳簿価額の期中増減は、以下のとおりであります。

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年4月1日 残高	6,787	19	897	1,474	244	9,421
取得	10,044	1	71	—	4,507	14,622
企業結合による増加	1	—	0	—	—	1
売却又は処分	△41	△8	△12	—	—	△61
減価償却費	△1,280	△5	△277	—	—	△1,562
減損損失	△17	—	△3	—	—	△20
科目振替	2,307	13	771	—	△4,082	△990
在外営業活動体の換算差額	△16	0	△1	△22	—	△39
その他	—	—	△5	—	—	△5
2020年3月31日 残高	17,785	19	1,442	1,452	669	21,367
取得	321	—	14	—	652	987
事業譲渡	—	—	△10	—	—	△10
売却又は処分	△41	—	△21	—	—	△62
減価償却費	△2,136	△5	△380	—	—	△2,521
減損損失	△231	—	—	—	—	△231
科目振替	181	7	625	—	△889	△77
在外営業活動体の換算差額	11	0	△0	19	—	30
その他	△5	—	—	—	—	△5
2021年3月31日 残高	15,884	21	1,669	1,471	432	19,478

(注) 減価償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地	建設仮勘定	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度 (2020年3月31日)						
取得原価	22,400	28	2,904	1,453	669	27,455
減価償却累計額及び 減損損失累計額	4,615	9	1,463	1	—	6,087
帳簿価額	17,785	19	1,442	1,452	669	21,367
当連結会計年度 (2021年3月31日)						
取得原価	22,127	35	3,322	1,472	432	27,388
減価償却累計額及び 減損損失累計額	6,243	14	1,653	1	—	7,910
帳簿価額	15,884	21	1,669	1,471	432	19,478

なお、有形固定資産の帳簿価額の中には、以下の使用権資産の帳簿価額が含まれております。

	建物及び構築物	工具、器具 及び備品	合計
	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度 (2020年3月31日)	13,884	18	13,902
当連結会計年度 (2021年3月31日)	12,276	15	12,291

(2) 減損損失

有形固定資産は、セグメントを基礎に、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位でグルーピングを行っております。

当社グループは前連結会計年度において20百万円、当連結会計年度において231百万円の減損損失を計上しております。

前連結会計年度における減損損失は、主に、ロングタームインキュベーション事業に属する建物及び構築物に係る17百万円であり、対象事業の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により測定した回収可能価額まで帳簿価額を減額したことにより発生しております。

当連結会計年度における減損損失は、主に、各報告セグメントに配分していない全社の建物及び構築物に係る220百万円であり、今後の具体的な使用が見込めないことから、使用価値をゼロとして測定した回収可能価額まで帳簿価額を減額したことにより発生しております。

14. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の期中増減は、以下のとおりであります。

	のれん	無形資産		
		ソフトウェア	その他	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2019年4月1日 残高	6,575	2,539	36	2,575
外部購入	—	279	66	345
内部開発による増加	—	1,424	—	1,424
企業結合による取得	1,114	1	—	1
売却又は処分	—	△55	—	△55
償却費	—	△727	△3	△730
減損損失	—	△44	—	△44
減損損失の戻入	—	15	—	15
在外営業活動体の換算差額	—	△1	—	△1
その他	—	△21	△13	△33
2020年3月31日 残高	7,689	3,410	86	3,496
外部購入	—	73	23	97
内部開発による増加	—	1,518	—	1,518
事業譲渡	—	△41	△3	△44
売却又は処分	—	△16	—	△16
償却費	—	△1,036	△3	△1,039
在外営業活動体の換算差額	—	△2	0	△2
その他	—	4	△14	△10
2021年3月31日 残高	7,689	3,910	89	4,000

(注) 1. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

2. のれん及び無形資産の減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

	のれん	無形資産		合計
		ソフトウェア	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円
前連結会計年度（2020年3月31日）				
取得原価	7,893	7,664	102	7,766
償却累計額及び減損損失累計額	△204	△4,254	△15	△4,270
帳簿価額	7,689	3,410	86	3,496
当連結会計年度（2021年3月31日）				
取得原価	7,893	9,001	109	9,110
償却累計額及び減損損失累計額	△204	△5,091	△19	△5,110
帳簿価額	7,689	3,910	89	4,000

(2) 重要なのれん

企業結合で生じたのれんは、取得日に企業結合から利益がもたらされる資金生成単位に配分しております。

のれんのうち、前連結会計年度及び当連結会計年度において重要なものは、主としてフィナンシャルテクノロジー事業セグメントの国内子会社におけるのれん（前連結会計年度5,355百万円、当連結会計年度5,355百万円）、マーケティングテクノロジー事業セグメントの当社Webマーケティング事業におけるのれん（前連結会計年度766百万円、当連結会計年度766百万円）及びロングタームインキュベーション事業セグメントの国内子会社におけるのれん（前連結会計年度1,540百万円、当連結会計年度1,540百万円）であります。

(3) のれんの減損テスト

企業結合で生じたのれんは、セグメントを基礎に、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位（各社又は事業）でグルーピングを行っております。

当社グループは、のれんについて、每期又は減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、原則として、経営陣により承認された翌事業年度の予算、その後4ヶ年の業績計画、及び継続価値を基礎とする使用価値に基づき算定しております。なお、予算及び業績予測については、外部及び内部より入手した過去のデータに業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価を反映したうえで作成しております。また、継続価値の前提となるキャッシュ・フローについては、市場の長期平均成長率を勘案して決定しておりますが、前連結会計年度末及び当連結会計年度末においていずれも見込んでおりません。

なお、ロングタームインキュベーション事業セグメントのライフスタイル支援業務を行う国内子会社ののれんは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるものと仮定し、キャッシュ・フローを見積もっております。

使用価値の算定に使用した主な税引前の割引率は、フィナンシャルテクノロジー事業セグメントの国内子会社においては、前連結会計年度13.1%～15.5%、当連結会計年度13.1%～18.7%であり、マーケティングテクノロジー事業セグメントの当社事業においては、前連結会計年度14.4%、当連結会計年度16.5%であり、ロングタームインキュベーション事業セグメントの国内子会社においては、前連結会計年度11.9%～17.6%、当連結会計年度11.5%～19.0%であります。

なお、減損判定に用いた主要な仮定が合理的に予測可能な範囲で変化したとしても、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しておりますが、ロングタームインキュベーション事業セグメントのライフスタイル支援業務を行う国内子会社については、税引前の割引率が0.9%上昇した場合、又は見積キャッシュ・フローが7.9%減少した場合に、減損損失が発生する可能性があります。

(4) 減損損失

前連結会計年度における減損損失は、ロングタームインキュベーション事業に属するソフトウェアに係る44百万円であり、対象事業の将来キャッシュ・フローに基づく使用価値により測定した回収可能価額まで帳簿価額を減額したことにより発生しております。

15. リース取引

(借手のリース取引)

当社グループは、主としてオフィスビル及びフィナンシャルテクノロジー事業におけるデータセンター内のラックスペース（「建物及び構築物」）をリースしております。

リース契約には更新オプションを含むものがありますが、エスカレーション条項を含む重要なリース契約はありません。また、リース契約によって課された重要な制限（追加借入及び追加リースに関する制限等）はありません。

リースに係る費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
使用権資産の減価償却費		
建物及び構築物を原資産とするもの	1,094	1,876
工具、器具及び備品を原資産とするもの	7	3
減価償却費計	1,101	1,879
リース負債に係る金利費用	16	15
短期リースに係る費用	4	6
少額資産のリースに係る費用（短期リースを除く）	79	67

リースに係るキャッシュ・フロー及びリース取引による資産の取得については「34. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報」、リース負債の満期分析については「35. 金融商品 (2) 財務リスク管理 ③ 流動性リスク」に記載しております。

(貸手のリース取引)

当社グループは、投資不動産を保有しており、その収益は外部テナントからの受取賃貸料から構成されます。また、当社オフィスビルフロアの一部スペース及び設備を賃貸しております。それらの賃貸料部分がリース取引に該当致します。前連結会計年度及び当連結会計年度のリース収益は、それぞれ495百万円、495百万円であります。

なお、賃貸料部分には指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料が含まれており、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ10百万円、1百万円であります。

また、資産の価値毀損リスクに対処するため、賃貸開始時に保証金を受入れることにより、物件の原状回復費用の確実な回収を図っております。

オペレーティング・リースに基づく将来の固定リース料総額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
1年以内	472	391
1年超2年以内	382	251
2年超3年以内	247	200
3年超4年以内	200	188
4年超5年以内	188	184
5年超	853	669
合計	2,342	1,885

16. 投資不動産

(1) 増減表

投資不動産の帳簿価額の増減は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	3,046	2,932
取得	4	—
減価償却費	△59	△55
在外営業活動体の換算差額	△60	47
期末残高	2,932	2,924
取得価額 (期首残高)	3,367	3,306
減価償却累計額及び減損損失累計額 (期首残高)	△322	△374
取得価額 (期末残高)	3,306	3,363
減価償却累計額及び減損損失累計額 (期末残高)	△374	△439

(2) 公正価値

投資不動産の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
投資不動産	2,932	6,425	2,924	5,446

投資不動産の公正価値は、当該不動産が所在するカリフォルニア州及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を持ち、公認の専門的資格を有する不動産鑑定士を多数有する法人より入手した不動産評価レポートに基づいており、その評価は、類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいております。

公正価値は、用いられる評価技法へのインプットにより3つのレベルに区分され、各レベルに関する内容は「35. 金融商品 (4) 金融商品の公正価値 ③ 金融商品の公正価値の分類」に記載しております。

投資不動産の公正価値はレベル3に分類しております。

(3) 投資不動産からの収益及び費用

投資不動産からの賃貸料収入及び直接営業費用の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
賃貸料収入	459	312
直接営業費用	292	267

(注) 投資不動産からの賃貸料収入及び直接営業費用は、連結損益計算書の「その他の収益」及び「その他の費用」に含まれております。

17. 子会社及びストラクチャード・エンティティ

(1) 主要な子会社

当連結会計年度末の主要な子会社の状況は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 連結子会社の支配喪失を伴わない当社所有持分の変動

連結子会社の支配喪失を伴わない当社所有持分の変動による資本剰余金の影響額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
非支配持分との資本取引による影響額	1	△66

前連結会計年度において、支配の喪失を伴わない当社所有持分の変動のうち、重要なものはありません。当連結会計年度における△66百万円は、主に、(株)DGコミュニケーションズの株式を追加取得したことにより生じたものであります。

(3) 連結子会社の支配喪失

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

前連結会計年度に生じた重要な支配の喪失はありません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 非連結のストラクチャード・エンティティ

連結していないストラクチャード・エンティティとして、当社グループが保有する投資ファンドがあります。当社グループは、主にインキュベーションテクノロジー事業における活動及び戦略パートナー企業等を結ぶネットワークを通じて優良なポートフォリオを形成することを目的として、当該ファンドに出資しております。当該ファンドは、主にパートナーシップ形態のベンチャーファンド、投資事業有限責任組合として組成され、支配の決定に際して議決権又は類似の権利が支配の決定的な要因とならないように設計されております。

非連結のストラクチャード・エンティティの規模、当社の当該エンティティに対する投資の帳簿価額及び当社の潜在的な最大損失エクスポージャーは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
非連結のストラクチャード・エンティティの総資産 (合算額)	98,540	149,214
当社の最大損失エクスポージャー		
当社が認識した投資の帳簿価額	7,122	8,739
追加投資のコミットメント契約	2,125	1,733
合計	9,247	10,472

(注) 当社が認識した投資は連結財政状態計算書の「持分法で会計処理されている投資」及び「営業投資有価証券」に含まれております。

当社グループは、契約上の義務なしに、上記の非連結のストラクチャード・エンティティに対して財務的支援又はその他の重要な支援を提供したことはなく、提供する意図もありません。

18. 持分法で会計処理されている投資

(1) 重要性のある関連会社

(株)カカコム

(株)カカコム（所在地：東京都渋谷区）は、価格比較サイト「価格.com」やランキングとクチコミのグルメサイト「食べログ」の運営等を行っております。

(株)カカコムのIFRS要約連結財務諸表は、以下のとおりであります。なお、持分法を適用する際に行った調整を含めたものとなっております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
流動資産	39,115	47,196
非流動資産	24,176	23,737
流動負債	12,877	16,907
非流動負債	7,137	6,909
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	42,884	46,855
非支配持分	394	261
	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
売上収益	60,978	51,077
当期利益	18,338	11,630
その他の包括利益	△310	50
当期包括利益	18,029	11,680

また、上記の要約連結財務諸表に基づく親会社の所有者に帰属する持分と(株)カカコムに対する持分の帳簿価額との調整及び公正価値は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
親会社の所有者に帰属する持分	42,884	46,855
所有持分割合 (%)	20.57	20.56
当社グループに帰属する持分	8,822	9,633
のれん	6,627	6,623
新株予約権	△49	△60
その他	0	0
(株)カカコムに対する持分の帳簿価額	15,400	16,195
(株)カカコムに対する持分の公正価値	84,065	127,897

前連結会計年度及び当連結会計年度における(株)カカコムから受取った配当金は、それぞれ1,631百万円及び1,695百万円であります。

(2) 重要性のない関連会社及びジョイント・ベンチャー

関連会社及びジョイント・ベンチャーに対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
関連会社	5,906	6,008
ジョイント・ベンチャー	168	244

関連会社及びジョイント・ベンチャーに関する財務情報は、以下のとおりであります。なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
関連会社		
当期利益	△55	△1
その他の包括利益	△2	0
当期包括利益	△57	△1
ジョイント・ベンチャー		
当期利益	3	75
その他の包括利益	—	—
当期包括利益	3	75

(注) 前連結会計年度において、一部の関連会社に対する投資について、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、213百万円の減損損失を認識しております。

なお、当該減損損失は、連結損益計算書の「持分法による投資利益」に含まれております。

19. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
繰延税金資産		
未払賞与	112	113
前受金	209	273
未払事業税	18	86
未払有給休暇	111	158
繰越欠損金	2	20
減価償却超過額	122	112
その他	91	65
繰延税金資産合計	665	827
繰延税金負債		
有価証券の公正価値測定	4,332	7,501
外国子会社及び関連会社の 未分配利益	1,435	1,557
転換社債型新株予約権付社債	213	151
その他	66	72
繰延税金負債合計	6,046	9,281
繰延税金資産（負債）の純額	△5,381	△8,455

繰延税金資産及び繰延税金負債の純額の変動の内容は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
繰延税金資産（負債）の純額		
期首残高（△負債）	△4,607	△5,381
繰延法人所得税	△1,041	△2,450
その他の包括利益の各項目に関する繰延税金		
その他の包括利益を通じて測定する金融資産 の公正価値の純変動	271	△647
企業結合等に伴う繰延税金資産（負債）の増減	15	—
その他	△19	23
期末残高（△負債）	△5,381	△8,455

繰延税金資産の認識にあたり、予定される繰延税金負債の取崩し、予測される将来課税所得及びタックスプランニングを考慮しております。

連結財政状態計算書上で繰延税金資産が認識されていない、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
将来減算一時差異	7,747	7,913
税務上の繰越欠損金	2,408	2,644

連結財政状態計算書上で繰延税金資産が認識されていない、税務上の繰越欠損金の失効期限別内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
1年目	—	57
2年目～5年目	467	412
5年超及び失効期限の定めなし	1,942	2,174
合計	2,408	2,644

前連結会計年度及び当連結会計年度において繰延税金負債を認識していない子会社等に対する投資に係る将来加算一時差異の合計額は、それぞれ1,261百万円及び837百万円であります。

これらは当社グループが一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高いことから、繰延税金負債を認識しておりません。

(2) 法人所得税費用

法人所得税費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
当期法人所得税	1,636	2,348
繰延法人所得税	1,041	2,450
法人所得税費用	2,677	4,798

(3) 実効税率の調整

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異について、原因となった主な項目の内訳は、以下のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における税引前利益は、それぞれ10,008百万円、14,317百万円であります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	%	%
法定実効税率	30.62	30.62
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.55	0.20
連結子会社の税率差異	0.93	2.98
未認識の繰延税金資産の増減	3.12	2.49
持分法による投資損益	△11.65	△5.48
国内関係会社の配当源泉税	—	0.76
海外子会社及び関連会社の未分配利益	△2.79	0.75
子会社組織再編に伴う税金費用	4.52	—
その他	1.45	1.20
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.75	33.52

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、前連結会計年度、当連結会計年度ともに30.62%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

20. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
支払手形及び買掛金	7,060	8,440
未払金	4,621	2,073
預り金(注)	29,522	29,398
合計	41,203	39,911

(注) 預り金の主な内訳は、フィナンシャルテクノロジー事業セグメントの決済代行サービス業務におけるクレジットカード会社等から収受した消費者決済代金の顧客であるEコマース事業者等に対する未払債務であります。

営業債務及びその他の債務は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。

21. 社債及び借入金

(1) 金融負債の内訳

社債及び借入金の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)	平均利率	返済期限
	百万円	百万円	%	
短期借入金	1,848	3,850	0.21	—
1年内返済予定の 長期借入金	3,080	5,918	0.14	—
社債	24,434	24,598	—	—
長期借入金	13,813	11,251	0.30	2022年4月～ 2030年6月
合計	43,174	45,617		
流動負債	4,927	9,768		
非流動負債	38,247	35,850		
合計	43,174	45,617		

(注) 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

社債及び借入金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

社債及び借入金に関し、当社グループの財務活動に重大な影響を及ぼす財務制限条項は付されておられません。

(2) 社債の明細

社債の明細は、以下のとおりであります。

会社名	銘柄	発行 年月日	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)	利率	担保	償還 期限
			百万円	百万円	%		
当社	2023年満期 ユーロ円建転 換社債型新株 予約権付社債	2018年 9月14日	24,434	24,598	なし	なし	2023年 9月14日

22. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
条件付対価	42	—
償却原価で測定する金融負債		
リース負債	13,720	12,129
その他	1,575	1,751
合計	15,337	13,880
流動負債	1,783	1,712
非流動負債	13,553	12,168
合計	15,337	13,880

23. 引当金

引当金の内訳は、以下のとおりであります。

	資産除去債務
	百万円
前連結会計年度（2020年3月31日）	
流動負債	—
非流動負債	589
合計	589
当連結会計年度（2021年3月31日）	
流動負債	—
非流動負債	485
合計	485

引当金の増減は、以下のとおりであります。

	資産除去債務
	百万円
2020年4月1日 残高	589
期中増加額	1
割引計算の期間利息費用	4
期中減少額（目的使用）	△89
期中減少額（戻入）	△20
2021年3月31日 残高	485

資産除去債務には、当社グループが使用するオフィスビルの賃貸借契約等に伴う原状回復義務に備えて、第三者の見積り及び過去の原状回復実績等に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。

これらの費用は主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

24. 従業員給付

当社グループの一部の子会社では、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。

確定給付制度における給付額は、勤続年数に応じた退職時の支給率、勤続年数、退職前の最終給与、その他の条件に基づき設定されております。

なお、通常の退職日前における従業員の退職に際して、退職加算金を支払う場合があります。

また、当社及び一部の子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

当社グループの主要な制度は、金利リスク等のリスクに晒されております。

(1) 確定給付制度債務の調整表

確定給付制度債務の増減は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	565	571
当期勤務費用	44	42
利息費用	2	2
再測定による増減		
数理計算上の差異（注）1	△1	7
給付の支払額	△40	△28
縮小・清算（注）2	—	△142
期末残高	571	452

（注）1. 主に財務上の仮定の変更により生じた差異であります。

2. 事業構造最適化施策の一環として一部子会社において実施した希望退職の募集に伴うものであります。

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	年	年
加重平均デュレーション	9.0	9.6

(2) 数理計算上の仮定に関する事項

数理計算上の仮定の主要なものは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	%	%
割引率	0.47	0.45

主要な基礎率の変化が各年度における確定給付制度債務に与える感応度は以下のとおりであります。この分析は、その他の変数が一定との前提を置いておりますが、実際には独立して変化するとは限りません。なお、マイナスは確定給付制度債務の減少を、プラスは確定給付制度債務の増加を表しております。

	基礎率の変化	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
		百万円	百万円
割引率	0.5%の上昇	△24	△21
	0.5%の低下	26	22

(3) 確定拠出型年金制度

当社及び連結子会社の確定拠出型年金制度の拠出額は、前連結会計年度586百万円、当連結会計年度593百万円であります。

(4) 従業員給付費用

連結損益計算書に含まれる従業員給付費用は、前連結会計年度8,322百万円、当連結会計年度8,886百万円であります。従業員給付費用には、賃金及び給与、従業員賞与、法定福利費、退職後給付に係る費用及び株式報酬費用等が含まれており、連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含まれております。

25. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

① 授権株式数

前連結会計年度及び当連結会計年度における授権株式数は、普通株式120,000,000株であります。

② 全額払込済みの発行済株式

発行済株式数の増減は、以下のとおりであります。

	発行済普通株式数
	株
前連結会計年度期首 (2019年4月1日)	47,341,600
増減	65,200
前連結会計年度 (2020年3月31日)	47,406,800
増減	35,100
当連結会計年度 (2021年3月31日)	47,441,900

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であります。

2. 発行済株式数の増加は、いずれも新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式

自己株式数は、以下のとおりであります。

	株式数
	株
前連結会計年度 (2020年3月31日)	1,390,316
当連結会計年度 (2021年3月31日)	1,363,660

(3) 剰余金

① 資本剰余金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込又は給付した額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されております。

② 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

26. 配当金

配当金の支払額は、以下のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,287	28	2019年3月31日	2019年6月24日

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
		百万円	円		
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,749	38	2020年3月31日	2020年6月24日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
			百万円	円		
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,475	32	2021年3月31日	2021年6月24日

27. 売上収益

(フィナンシャルテクノロジー事業)

一時点で移転される財又はサービスには、Eコマース／対面決済等の決済代行サービス業務等が含まれます。同業務の履行義務は、主に、カード会社／コンビニエンスストア等を通じて收受した消費者の決済代金を顧客であるEコマース事業者等へ引渡すことであることから、同時点で収益を計上しております。なお、当履行義務の性質に鑑み、顧客から收受する手数料からカード会社等へ支払う手数料を控除した純額を収益として計上しております。また、代金回収については、当履行義務の提供時に当社受取手数料を差引くことにより行っております。

一定の期間で移転される財又はサービスには、顧客が決済代行サービスを利用するためのインフラ提供業務及びEコマース等システムの設計・開発・運用事業等が含まれます。

インフラ提供業務の履行義務は、顧客と当社のシステムとを接続させ、契約期間に応じて決済代行サービスを提供することであり、月次で基本料を收受する都度、収益を計上しております。

Eコマース等システムの設計・開発・運用事業は、顧客に当社のシステムを連携させ、決済データを転送することであり、その継続的提供に応じて履行義務が充足されるものであります。そのため、システム利用可能期間にわたり収益を計上しております。

(マーケティングテクノロジー事業)

一定の期間で移転される財又はサービスには、Webマーケティングによる広告事業、不動産を中心としたリアル広告事業等が含まれます。

Webマーケティングによる広告事業の履行義務は、顧客に対して主にインターネットの広告戦略を立案・企画し、広告の運用を手配し、効果を測定解析することにあります。広告が運用、掲載されるにつれて、顧客である広告主は便益を受け取るようになるため、広告の運用期間にわたって収益を計上しております。なお、Webマーケティングによる広告事業については、広告主からの收受代金から仕入代金を控除した手数料見合を収益として計上しております。

不動産を中心としたリアル広告事業の履行義務は、顧客から不動産広告等の制作依頼を受けて、顧客が希望する仕様に応じた広告を制作すること等にあります。したがって、広告の制作の進捗に応じて、顧客の資産を創出することから、当該制作の進捗に応じて収益を計上しております。

いずれの事業においても、履行義務の充足後、対価に対する権利が無条件となった後、概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

(ロングタームインキュベーション事業)

一時点で移転される財又はサービスには、ワインの卸売事業が含まれており、顧客が検収した時点で履行義務が充足したと判断し、その収益は同時点で認識しております。また、当履行義務の充足時点から概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

一定の期間で移転される財又はサービスには、ワインスクール事業及びデータセキュリティ関連のシステム開発支援業務等が含まれております。ワインスクール事業の履行義務は顧客であるスクール受講者に講義を提供することであり、その提供により充足されることから、当初認識した契約負債を講義の提供回数で按分したうえで収益を計上しております。システム開発支援業務の履行義務は顧客から受託した開発業務を実施・提供することであり、業務の進捗に応じて顧客の資産を創出させるものであることから、当該業務の進捗に応じて収益を計上しております。また、当履行義務の充足後、対価に対する権利が無条件となった後、概ね2ヶ月以内に支払を受けております。

なお、インキュベーションテクノロジー事業では、国内外のスタートアップ企業への投資・育成及び当社グループ内の事業との連携による投資先の育成等を行っております。インキュベーションテクノロジー事業から生じた営業投資有価証券の公正価値の事後的な変動による損益は、IFRS第9号に基づき「営業投資有価証券に関する収益」として純額で計上しております。

(1) 売上収益の分解は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	フィナンシャル テクノロジー 事業	マーケティング テクノロジー 事業	インキュベ ションテクノ ロジー事業	ロングターム インキュベ ション事業	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
財又はサービスの移転時期					
一時点	6,419	—	—	782	7,201
一定の期間	2,183	15,232	—	2,071	19,486
合計	8,602	15,232	—	2,853	26,687

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	フィナンシャル テクノロジー 事業	マーケティング テクノロジー 事業	インキュベ ションテクノ ロジー事業	ロングターム インキュベ ション事業	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
財又はサービスの移転時期					
一時点	7,215	—	—	609	7,825
一定の期間	2,355	13,042	—	1,724	17,120
合計	9,570	13,042	—	2,333	24,945

(2) 契約残高に関する情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度期首 (2019年4月1日)	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円	百万円
債権	7,485	8,209	8,641
契約資産	196	205	411
契約負債	761	847	1,125

期首における契約負債のうち売上収益に認識した金額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ662百万円、637百万円であります。

(3) 残存履行義務に関する情報は、以下のとおりであります。なお、個別の予想契約期間が1年以内の取引は含んでおりません。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
期末日において未充足又は部分的に 未充足の履行義務に配分した取引価格	310	491
収益認識が見込まれる時期		
1年以内	99	125
1年超	210	365

(4) 当連結会計年度における顧客との契約獲得の増分コスト又は契約履行のためのコストから認識した資産の残高に重要性はありません。

28. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
従業員給付費用	7,333	7,889
業務委託費	1,161	1,255
支払手数料	665	828
減価償却費及び償却費	1,269	2,175
研究開発費	258	291
事務用消耗品費	1,163	266
その他	2,173	1,833
合計	14,022	14,537

29. その他の収益

その他の収益の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
投資不動産賃貸料収入	459	312
関係会社株式売却益	1,283	1
事業譲渡益	98	1,103
その他	576	534
合計	2,416	1,949

30. その他の費用

その他の費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
投資不動産賃貸原価	292	267
減損損失	65	231
その他	136	119
合計	492	617

31. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	3	1
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融資産	16	18
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3	—
投資有価証券に関する利益 (注)		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	—	39
その他	71	1
合計	93	59

(注) 投資有価証券から生じる評価益及び売却益を含んでおります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に関する受取配当金の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
期中に認識を中止した金融資産	—	8
決算日現在で保有している金融資産	16	10

(2) 金融費用

金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
支払利息及び社債利息		
償却原価で測定する金融負債	249	238
投資有価証券に関する損失 (注)		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	10	—
為替差損	112	27
その他	8	46
合計	379	311

(注) 投資有価証券から生じる評価損及び売却損を含んでおります。

32. その他の包括利益

「その他の包括利益」に含まれている、各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額並びに税効果の影響は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	15	91
組替調整額	△118	—
法人所得税調整前	△104	91
法人所得税	—	—
在外営業活動体の換算差額	△104	91
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の 公正価値の純変動		
当期発生額	△1,087	2,317
法人所得税	271	△647
その他の包括利益を通じて測定する金融資産の 公正価値の純変動	△817	1,670
確定給付制度の再測定		
当期発生額	1	△7
法人所得税	—	—
確定給付制度の再測定	1	△7
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分		
当期発生額	△66	11
組替調整額	△0	0
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	△66	11

33. 1株当たり当期利益

(1) 基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	7,420	9,786
親会社の普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益 (百万円)	7,420	9,786
発行済普通株式の加重平均株式数 (千株)	45,982	46,051
基本的1株当たり当期利益 (円)	161.37	212.49

(2) 希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	7,420	9,786
当期利益調整額(百万円)	113	114
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	7,533	9,900
発行済普通株式の加重平均株式数(千株)	45,982	46,051
普通株式増加数		
新株予約権(千株)	483	515
転換社債型新株予約権付社債(千株)	4,498	4,509
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 普通株式の加重平均株式数(千株)	50,963	51,076
希薄化後1株当たり当期利益(円)	147.82	193.82

34. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

(1) 非資金取引

非資金取引は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
リース取引による資産の取得	9,792	299

(2) 子会社の売却による収入及び事業譲渡による収入

連結範囲の変動を伴う子会社の売却による収入及び事業譲渡に関する情報は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
子会社又はその他の事業の売却対価	104	1,309
対価のうち現金及び現金同等物で構成される部分	104	541
売却資産に含まれる現金及び現金同等物	—	—
売却資産		
流動資産(現金及び現金同等物を含む)	—	184
非流動資産	6	54
売却資産合計	6	238
売却負債		
流動負債	0	32
非流動負債	0	—
売却負債合計	0	32

(3) 財務活動に関する負債

財務活動に関する負債の増減は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

財務活動に関する負債	期首残高	キャッシュ・フロー (注) 2	非資金変動				期末残高
			利息費用	連結範囲の変動	新規リース	為替変動	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金	1,764	82	—	2	—	—	1,848
社債	24,271	—	163	—	—	—	24,434
長期借入金(注) 1	12,134	4,789	—	—	—	△30	16,893
リース負債(注) 1	5,375	△1,451	16	—	9,792	—	13,720
合計	43,545	3,419	179	2	9,792	△30	56,894

(注) 1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. リース負債のキャッシュ・フローには、営業キャッシュ・フローに区分されている「利息の支払額」が含まれております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

財務活動に関する負債	期首残高	キャッシュ・フロー (注) 2	非資金変動				期末残高
			利息費用	新規リース	為替変動	その他	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
短期借入金	1,848	2,002	—	—	—	—	3,850
社債	24,434	—	164	—	—	—	24,598
長期借入金(注) 1	16,893	256	—	—	20	—	17,169
リース負債(注) 1	13,720	△1,876	15	299	—	△29	12,129
合計	56,894	383	180	299	20	△29	57,746

(注) 1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. リース負債のキャッシュ・フローには、営業キャッシュ・フローに区分されている「利息の支払額」が含まれております。

35. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループの資本管理は、当社グループの持続的な成長と企業価値増大を実現するため、事業発展に十分な資金を確保できる堅固な財務体質維持と効率的な資本構成の両立を方針としております。

当社が資本管理において用いる主な指標には、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）があります。

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資本（親会社の所有者に帰属する持分）	(百万円)	52,033	62,134
親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）	(%)	15.0	17.1

これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

(2) 財務リスク管理

① 財務リスク管理の基本方針

当社グループは、経営活動を行う過程において、信用リスク、流動性リスク、為替リスク、金利リスク、株価変動リスク等の様々な財務上のリスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。

また、当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

② 信用リスク

i. 信用リスク管理及び信用リスクに対する最大エクスポージャー

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

保証債務を除き、当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示している金融資産の減損後の帳簿価額であり、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において保証債務に係る信用リスクはありません。

ii. 貸倒引当金の増減

貸倒引当金の増減は以下のとおりであります。

当社グループでは、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	営業債権 及び契約資産	営業債権及び 契約資産以外の債権	営業債権 及び契約資産	営業債権及び 契約資産以外の債権
	百万円	百万円	百万円	百万円
期首残高	21	39	13	40
当期増加額（繰入額）	61	1	13	56
当期減少（目的使用）	△60	—	△0	—
当期減少（戻入）	△10	△1	△6	△0
その他の増減	—	—	△8	—
期末残高	13	40	12	95

iii. 信用リスクの分析

営業債権及び契約資産の期日経過別の帳簿価額の総額及び営業債権及び契約資産以外の債権の社内管理区分ごとの帳簿価額の総額はそれぞれ以下のとおりであります。

営業債権及び契約資産

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
期日経過30日以内 (未経過を含む)	8,389	9,016
期日経過30日超90日以内	7	16
期日経過90日超	19	19
合計	8,414	9,051

営業債権及び契約資産以外の債権

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
一般債権	20,966	20,110
滞留債権	39	114
合計	21,005	20,224

滞留債権は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したと判断した金融資産又は債務者の財務状況の悪化等により信用減損したと判断した金融資産であります。一般債権は滞留債権以外の債権であります。

滞留債権は、予想残存期間の全期間に係る予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。一般債権は、報告期間の末日後12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

③ 流動性リスク

i. 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、金融機関からの借入、社債発行により資金を調達しておりますが、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、年間事業計画に基づく資金計画を適時に作成、更新することにより、借入金及び社債の支払いのための資金を計画的に確保しております。

また、外部環境の急激な悪化等へ機動的に対応できるように、金融機関より信用枠を確保するとともに、複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結することで資金調達余力を拡大する等、資金調達方法の多様化を進めることにより、流動性リスクを低減しております。

なお、連結会計年度末におけるコミットメントライン契約の状況は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
コミットメントライン契約総額	—	7,000
借入実行総額	—	—
期末における未実行残高	—	7,000

ii. 金融負債の期日別残高

金融負債の期日別残高は、以下のとおりであります。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	41,203	41,203	41,203	—	—	—	—	—
借入金	18,740	18,820	4,964	5,288	4,967	546	545	2,511
社債	24,434	25,000	—	—	—	25,000	—	—
その他の金融負債 (リース負債)	13,720	13,778	1,814	1,649	1,597	1,564	1,556	5,598
その他の金融負債 (リース負債を除く)	1,617	1,617	—	47	5	5	5	1,555
合計	99,714	100,419	47,981	6,985	6,569	27,115	2,106	9,663

当連結会計年度（2021年3月31日）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
営業債務及びその他の債務	39,911	39,911	39,911	—	—	—	—	—
借入金	21,019	21,159	9,809	5,632	1,095	1,036	1,518	2,069
社債	24,598	25,000	—	—	25,000	—	—	—
その他の金融負債 (リース負債)	12,129	12,173	1,725	1,642	1,597	1,589	1,569	4,052
その他の金融負債 (リース負債を除く)	1,751	1,751	28	25	7	6	5	1,680
合計	99,408	99,995	51,473	7,300	27,698	2,631	3,092	7,801

④ 為替リスク

i. 為替リスク管理

当社グループは、インキュベーションテクノロジー事業において米国やアジア等への出資活動の展開に伴い、外貨建営業投資有価証券を保有していること等から、為替変動が業績に影響致します。

当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、為替相場の継続的なモニタリング等を行っております。

ii. 為替感応度分析

当社グループが各年度末において保有する金融商品において、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、日本円が米ドルに対して1%円高となった場合に税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

なお、在外営業活動体の資産及び負債、収益及び費用を表示通貨に換算する際の影響は含んでおりません。

通貨	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
税引前利益への影響額	米ドル △223	△319

⑤ 金利リスク

i. 金利リスク管理

当社グループは、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的として長期借入金や社債により資金調達を行っております。長期の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して決定しており、短期の資金調達においては、原則として変動金利としております。

ii. 金利感応度分析

当社グループが各年度末において保有する変動金利の借入金において、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%上昇した場合の税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
税引前利益への影響額	△41	△51

⑥ 株価変動リスク

i. 株価変動リスク管理

当社グループの保有する有価証券のうち、活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できる銘柄については市場の株価変動リスクにさらされております。また、活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない銘柄については、投資先の業績悪化や資金調達の環境悪化といった投資価値の減少につながる事象に由来する株価変動リスクにさらされております。

有価証券については、定期的に投資先の時価、財務状況、資金調達状況及び競争環境等を把握することにより継続的なリスクのモニタリングを行うとともに、当社グループの財務状況とリスクのバランスを適切に管理しております。また、リスクや投資先との関係を勘案しながら、投資ポートフォリオを継続的に見直しております。

ii. 株価変動感応度分析

当社グループが各年度末において保有する有価証券において、他のすべての変数が一定であると仮定した上で、期末日の株価が1%下落した場合の税引前利益及びその他の包括利益（税引前）に与える影響は、以下のとおりであります。

a. 活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できる銘柄

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
税引前利益への影響額	△9	△17
その他の包括利益（税引前）への影響額	△29	△34

b. 活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない銘柄

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
税引前利益への影響額	△371	△479
その他の包括利益（税引前）への影響額	△2	△1

(3) 金融商品の分類

金融商品の分類及び帳簿価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
営業投資有価証券	36,546	47,170
投資有価証券（その他の金融資産）	1,434	2,425
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融資産		
投資有価証券（その他の金融資産）	3,047	3,503
償却原価で測定する金融資産		
現金及び現金同等物	32,702	37,989
営業債権及びその他の債権	26,657	26,574
その他の金融資産	3,161	2,861
合計	103,548	120,523
金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債		
条件付対価（その他の金融負債）	42	—
償却原価で測定する金融負債		
短期借入金	1,848	3,850
営業債務及びその他の債務	41,203	39,911
社債	24,434	24,598
長期借入金（注）1	16,893	17,169
その他の金融負債（注）2	1,575	1,751
合計	85,994	87,279

(注) 1. 1年以内に返済予定の残高を含んでおります。

2. IFRS第16号「リース」が適用されるリース負債は含んでおりません。

(4) 金融商品の公正価値

① 金融商品の公正価値と帳簿価額

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、帳簿価額を公正価値で測定していることから、公正価値と帳簿価額は一致しております。

社債及び長期借入金を除く償却原価で測定する金融資産及び金融負債については、短期間で決済されること等から、公正価値と帳簿価額は近似しており、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
	百万円	百万円	百万円	百万円
社債	24,434	24,543	24,598	24,675
長期借入金	16,893	16,950	17,169	17,182

社債及び長期借入金の公正価値はレベル3に分類しております。

② 金融商品の公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

i. 営業投資有価証券、投資有価証券

活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できる場合の公正価値は、当該取引相場価格を使用して測定しております。

活発な市場における同一銘柄の取引相場価格が入手できない場合において、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、公正価値は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。なお、直近の取引価格について取引発生後一定期間は有効であるものと仮定しております。

しかしながら、投資先の業績悪化やファイナンス環境悪化といった投資価値の減少につながる事象が生じた場合、公正価値の下落による評価損を認識するリスクが顕在化し、将来の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。なお、当連結会計年度において、一部投資先にて顕在化した新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う公正価値の下落を反映しております。

これらの直近の取引情報が利用できない場合には、直近の取引価格に調整を加えた価格又は評価対象会社の貸借対照表上の純資産に基づいて評価しております。

直近の取引価格に調整を加えた価格は、直近の取引価格に評価対象会社の財務諸表数値や評価対象会社と比較可能な類似会社の企業価値／収益等の調整倍率を用いて算定しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における調整倍率は、それぞれ0.2倍から1.2倍、0.1倍から1.2倍であります。公正価値は、調整倍率の上昇（低下）により増加（減少）します。

ii. 条件付対価

将来キャッシュ・フローに発生確率等の条件を考慮し、一定の割引率で割り引く方法により算定しております。

iii. 社債、長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

③ 金融商品の公正価値の分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値を以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における、同一の資産及び負債の取引相場価格

レベル2：直接的又は間接的に観察可能なレベル1以外のインプット（類似の資産及び負債の取引相場価格、活発でない市場における取引相場価格等）

レベル3：市場データが僅か又は皆無であり、当社グループが独自に確立する観察不能なインプット

公正価値の測定に異なるレベルに区分される複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の全体の測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットに区分しております。

公正価値で測定する金融商品のレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

前連結会計年度（2020年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
(連結財政状態計算書)				
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
営業投資有価証券	868	—	35,678	36,546
投資有価証券	—	—	1,434	1,434
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
投資有価証券	2,863	—	184	3,047
合計	3,731	—	37,296	41,027
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価	—	—	42	42
合計	—	—	42	42
(連結損益計算書)				
営業投資有価証券に関する収益	167	—	3,853	4,020
金融収益（△は金融費用）	—	—	△10	△10
合計	167	—	3,843	4,010

当連結会計年度（2021年3月31日）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
(連結財政状態計算書)				
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
営業投資有価証券	1,663	—	45,507	47,170
投資有価証券	—	—	2,425	2,425
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
投資有価証券	3,397	—	106	3,503
合計	5,059	—	48,039	53,098
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
条件付対価	—	—	—	—
合計	—	—	—	—
(連結損益計算書)				
営業投資有価証券に関する収益	2,963	—	8,068	11,031
金融収益（△は金融費用）	—	—	39	39
合計	2,963	—	8,107	11,070

レベル3に分類した金融商品については、当社グループで定めた公正価値測定の評価方針及び手続に従い、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。

また、公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

レベル3に分類した金融商品について、インプットがそれぞれ合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の著しい増減は想定しておりません。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

金融資産	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	29,642	37,296
利得及び損失		
純損益(注)1	3,842	8,107
その他の包括利益(注)2	△38	△11
購入	6,661	5,376
売却	△746	△182
IPOによる振替	△1,924	△1,671
その他(注)3	△141	△876
期末残高	37,296	48,039

- (注) 1. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結損益計算書の「営業投資有価証券に関する収益」及び「金融収益(損失の場合は金融費用)」に含まれております。なお、各期末に保有する金融商品に係る未実現の利得及び損失は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ3,778百万円及び7,481百万円であります。
2. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動に含まれております。
3. 在外営業活動体の換算差額、償還等によるものであります。

金融負債	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
期首残高	—	42
利得及び損失		
純損益(注)1	3	31
条件付対価の認識	39	—
振替(注)2	—	△73
期末残高	42	—

- (注) 1. 連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。
2. 条件付対価のうち、支払義務が確定した金額は連結財政状態計算書の「営業債務及びその他の債務」に振り替えております。

(5) 金融資産の譲渡

前連結会計年度において金融資産の認識の中止の要件を満たさずに譲渡した営業債権及びその他の債権については、28百万円を連結財政状態計算書の「営業債権及びその他の債権」に含めており、譲渡により入金した金額については、28百万円を連結財政状態計算書の「借入金」に含めております。

これらの営業債権及びその他の債権は、手形の振出人や債務者が支払不履行となった場合に、当社及び連結子会社に支払義務が遡求されることから、当社及び連結子会社が譲渡資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持していると判定されたものであります。

当連結会計年度において金融資産の認識の中止の要件を満たさずに譲渡した営業債権及びその他の債権はありません。

36. 関連当事者

(1) 当社の主要な経営幹部に対する報酬

当社の取締役に対する報酬は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	百万円	百万円
基本報酬	456	483
株式報酬	208	258
合計	664	741

(2) 関連当事者との取引

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	名称又は氏名	事業の内容 又は職業	取引の内容	取引金額	未決済残高
				百万円	百万円
役員	林 郁	当社の取締役	譲渡制限付株式の割当 (注)	28	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営幹部に対して、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分しています。なお、処分価額については、取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値としています。

37. 株式報酬

(1) ストック・オプション

① 制度の概要

当社は、ストック・オプション制度を採用しており、当社の取締役、当社の執行役員、当社の従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員に対して付与されております。この制度の目的は、当社の業績と当社グループの取締役及び従業員等の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることであります。

オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会で決議された対象者に対して無償で付与されており、全て持分決済型株式報酬であります。

当社が発行するストック・オプションの内容は、以下のとおりであります。

	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回
決議年月日	2011年9月27日	2011年9月27日	2013年9月26日	2014年9月25日	2014年9月25日
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 8名	当社取締役 6名	当社取締役 6名	当社取締役 5名	当社執行役員 4名 当社従業員 202名 子会社取締役 1名 子会社従業員 1名
付与数	普通株式 40,000株	普通株式 25,000株	普通株式 36,000株	普通株式 50,000株	普通株式 63,600株
付与日	2012年6月29日	2013年6月28日	2014年6月27日	2014年10月31日	2014年10月31日
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 2	(注) 2
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2012年6月30日～ 2037年6月29日	2013年6月29日～ 2038年6月28日	2014年6月28日～ 2064年6月27日	2016年9月26日～ 2024年9月25日	2016年9月26日～ 2024年9月25日
行使価格	1円	1円	1円	1,840円	1,840円

	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回
決議年月日	2013年9月26日	2014年9月25日	2015年9月18日	2013年9月26日	2016年9月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 6名	当社執行役員 6名 当社従業員 228名 子会社取締役 3名	当社取締役 6名	当社取締役 6名
付与数	普通株式 54,000株	普通株式 50,000株	普通株式 77,300株	普通株式 24,000株	普通株式 66,500株
付与日	2015年6月26日	2015年11月13日	2015年11月13日	2016年6月17日	2016年10月21日
権利確定条件	(注) 1	(注) 2	(注) 2	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2015年6月27日～ 2065年6月26日	2017年10月17日～ 2025年10月16日	2017年10月17日～ 2025年10月16日	2016年6月18日～ 2066年6月17日	2016年10月22日～ 2066年10月21日
行使価格	1円	1,866円	1,866円	1円	1円

	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回
決議年月日	2016年9月29日	2016年9月29日	2018年6月22日	2019年6月21日	2020年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 258名 子会社従業員 148名	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社取締役 6名	当社取締役 7名
付与数	普通株式 154,600株	普通株式 64,400株	普通株式 38,500株	普通株式 53,000株	普通株式 56,200株
付与日	2016年11月25日	2017年10月10日	2018年7月9日	2019年7月8日	2020年7月15日
権利確定条件	(注) 2	(注) 1	(注) 1	(注) 1	(注) 1
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	2018年10月22日～ 2026年10月21日	2017年10月11日～ 2067年10月10日	2018年7月10日～ 2068年7月9日	2019年7月9日～ 2069年7月8日	2020年7月16日～ 2070年7月15日
行使価格	2,041円	1円	1円	1円	1円

(注) 1. 権利確定条件は付されておられません。なお、行使の条件として、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り行使することができ、その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権割者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものとしております。

2. 権利確定条件は付されておられません。なお、行使の条件として、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要し、その他の権利行使の条件については、当社と本新株予約権割者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものとしております。

② ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

当社のストック・オプションの数及び加重平均行使価格は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	株数	加重平均行使価格	株数	加重平均行使価格
期首未行使残高	株 619,700	円 894	株 598,000	円 725
期中付与	53,000	1	56,200	1
期中行使	△65,200	1,565	△35,100	1,850
期中失効	△9,500	1,972	△400	2,041
期末未行使残高	598,000	725	618,700	595
期末行使可能残高	224,100	1,933	189,600	1,938

期中行使されたストック・オプションの権利行使日の加重平均株価は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ3,720円及び3,726円であります。

当連結会計年度における、未行使のストック・オプションの行使価格は1円～2,041円（前連結会計年度は1円～2,041円）であり、加重平均残存契約年数は31.2年（前連結会計年度は28.9年）であります。

③ 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び仮定

期中に付与されたストック・オプションの評価単位の見積りに使用した評価技法は、ブラック・ショールズ・モデルであり、主要な基礎数値及び見積り方法は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	第22回	第23回
付与日の株価加重平均公正価値	3,591円	3,663円
付与日の株価	3,635円	3,710円
行使価格	1円	1円
予想ボラティリティ (注) 1	44.29%	46.47%
予想残存期間 (注) 2	1.54年	1.64年
予想配当 (注) 3	28円/株	28円/株
リスクフリー利子率 (注) 4	△0.21%	△0.16%

(注) 1. 予想残存期間に対応する期間の過去株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の取締役の平均在職期間から現任の取締役の平均在職期間を減じた期間を基にして予想残存期間を見積もっております。

3. 前連結会計年度は、2019年3月期における実績配当額によっており、当連結会計年度は、2020年3月期における実績配当額（記念配当を除く）によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度

① 制度の概要

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役並びに社外取締役を除く。以下「対象取締役」）、執行役員、子会社取締役を対象とする報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本制度は、対象取締役等に譲渡制限付株式を付与するために、金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役等に当社の普通株式を発行又は処分しこれを保有させるものであります。ただし、当社は、対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、対象取締役は割当てられた株式（以下「対象株式」）を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等を行うことができないものとし、対象株式について、本譲渡制限期間中、継続して、対象取締役若しくは子会社取締役、執行役員若しくは使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該本譲渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の譲渡制限が解除され、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で当社に返還する仕組みとしております。

② 期中に付与された株式数と公正価値

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	2019年8月1日	2020年7月15日
付与日		
付与数 (株)	4,000	26,900
付与日の公正価値 (円)	3,585	3,560

(3) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は、前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ233百万円及び296百万円であります。

38. コミットメント

決算日以降の資産の取得に係るコミットメントは、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	百万円	百万円
有形固定資産の取得	63	91
無形資産の取得	85	3

(注) 締結済みで未だリース取引を開始していないリース契約についても含めております。

39. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
収益 (百万円)	6,944	19,264	28,711	40,478
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	405	6,037	9,361	14,317
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	224	4,003	6,293	9,786
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	4.86	86.96	136.67	212.49

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期純利益 (円)	4.86	82.08	49.70	75.81

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,916	10,457
受取手形	18	3
売掛金	5,952	6,532
仕掛品	117	137
原材料及び貯蔵品	10	10
前渡金	16	25
前払費用	299	288
短期貸付金	13,313	13,716
未収入金	397	1,897
その他	710	12
貸倒引当金	△5	△10
流動資産合計	29,744	33,067
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,439	2,236
構築物	1	1
車両運搬具	14	17
工具、器具及び備品	738	896
リース資産	472	422
建設仮勘定	414	—
有形固定資産合計	4,078	3,572
無形固定資産		
のれん	466	366
商標権	11	11
ソフトウェア	321	405
その他	20	22
無形固定資産合計	818	804
投資その他の資産		
投資有価証券	4,164	4,626
関係会社株式	29,397	29,460
関係会社出資金	1,138	1,472
長期貸付金	16	16
関係会社長期貸付金	2,635	2,675
長期前払費用	52	61
敷金及び保証金	1,327	1,244
繰延税金資産	336	—
その他	80	81
貸倒引当金	△31	△31
投資その他の資産合計	39,114	39,603
固定資産合計	44,009	43,979
繰延資産	41	29
資産合計	73,795	77,074

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,900	5,010
短期借入金	2,253	3,964
1年内返済予定の長期借入金	1,500	5,300
リース債務	49	49
未払金	1,761	413
未払法人税等	100	851
預り金	48	50
前受収益	—	60
賞与引当金	258	262
その他	681	1,250
流動負債合計	10,548	17,210
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	25,171	25,121
長期借入金	13,600	8,800
リース債務	409	360
繰延税金負債	—	68
その他	661	1,225
固定負債合計	39,840	35,574
負債合計	50,388	52,783
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,591	7,637
資本剰余金		
資本準備金	7,684	7,730
その他資本剰余金	3,916	3,915
資本剰余金合計	11,600	11,644
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,505	7,840
利益剰余金合計	8,505	7,840
自己株式	△5,012	△4,915
株主資本合計	22,684	22,206
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△307	876
評価・換算差額等合計	△307	876
新株予約権	1,030	1,209
純資産合計	23,406	24,291
負債純資産合計	73,795	77,074

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※1 32,818	※1 34,832
売上原価	※1 28,005	※1 29,949
売上総利益	4,813	4,883
販売費及び一般管理費	※1, ※2 7,744	※1, ※2 7,169
営業損失(△)	△2,931	△2,286
営業外収益		
受取利息	367	339
受取配当金	2,757	2,865
その他	275	503
営業外収益合計	3,399	3,707
営業外費用		
支払利息	29	28
投資事業組合運用損	192	—
為替差損	58	78
税額控除外源泉所得税	—	157
その他	19	32
営業外費用合計	298	294
経常利益	169	1,126
特別利益		
投資有価証券売却益	—	800
関係会社株式売却益	1,527	1
その他	8	0
特別利益合計	1,535	801
特別損失		
投資有価証券評価損	756	—
関係会社株式評価損	55	702
減損損失	—	220
その他	117	36
特別損失合計	928	957
税引前当期純利益	776	970
法人税、住民税及び事業税	464	△121
法人税等調整額	△97	7
法人税等合計	367	△114
当期純利益	409	1,084

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	7,504	7,596	3,916	11,512	9,382	9,382	△5,026	23,371	
当期変動額									
新株の発行	88	88		88		—		175	
剰余金の配当				—	△1,287	△1,287		△1,287	
当期純利益				—	409	409		409	
自己株式の取得				—		—	△0	△0	
自己株式の処分			△0	△0		—	14	14	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—		—		—	
当期変動額合計	88	88	△0	88	△877	△877	14	△688	
当期末残高	7,591	7,684	3,916	11,600	8,505	8,505	△5,012	22,684	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,731	1,731	921	26,023
当期変動額				
新株の発行		—		175
剰余金の配当		—		△1,287
当期純利益		—		409
自己株式の取得		—		△0
自己株式の処分		—		14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,039	△2,039	109	△1,929
当期変動額合計	△2,039	△2,039	109	△2,617
当期末残高	△307	△307	1,030	23,406

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	7,591	7,684	3,916	11,600	8,505	8,505	△5,012	22,684	
当期変動額									
新株の発行	46	46		46		—		91	
剰余金の配当				—	△1,749	△1,749		△1,749	
当期純利益				—	1,084	1,084		1,084	
自己株式の取得				—		—	△1	△1	
自己株式の処分			△1	△1		—	97	97	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				—		—	—	—	
当期変動額合計	46	46	△1	45	△665	△665	96	△478	
当期末残高	7,637	7,730	3,915	11,644	7,840	7,840	△4,915	22,206	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△307	△307	1,030	23,406
当期変動額				
新株の発行		—		91
剰余金の配当		—		△1,749
当期純利益		—		1,084
自己株式の取得		—		△1
自己株式の処分		—		97
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,184	1,184	179	1,363
当期変動額合計	1,184	1,184	179	885
当期末残高	876	876	1,209	24,291

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

…移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

…決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

…移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約等に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

…個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 原材料及び貯蔵品

…移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

…定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

工具、器具及び備品 3～30年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

…自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法によっております。

のれん

…その支出の効果の及ぶ期間（20年）にわたって、定額法により償却しております。

(3) リース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

…支出時に全額費用として処理しております。

(2) 社債発行費

…償還までの期間にわたって、定額法により償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

…債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

…従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

6 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理の方法

…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

…連結納税制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	29,460百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

時価を把握することが極めて困難と認められる株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理を行います。

当事業年度において、ロングタームインキュベーション事業セグメントのライフスタイル支援業務を行う国内子会社(株)アカデミー・デュ・ヴァンは、主に新型コロナウイルス感染症の事業への影響を検討し、事業計画の見直しを行った結果、超過収益力等が減少したために実質価額が著しく低下していると判断しました。実質価額を1,300百万円と算定した結果、関係会社株式評価損を701百万円計上しております。

当該株式価値の測定にあたっては、原則として、経営陣により承認された翌事業年度の予算、その後4ヶ年の業績計画、及び継続価値を基礎とする使用価値に基づき算定しております。なお、予算及び業績計画については、新型コロナウイルス感染症が事業運営に影響を与える期間を勘案し、外部及び内部より入手した過去のデータに業界の将来の趨勢に関するマネジメントの評価を反映したうえで作成しております。また、継続価値の前提となるキャッシュ・フローについては、市場の長期平均成長率を勘案して決定しておりますが、当事業年度末においては見込んでおりません。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、計画通りに事業が進捗しない場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

Webマーケティングによる広告事業において、従来、広告主からの收受代金を売上高として計上していましたが、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、広告主からの收受代金から仕入代金を控除した手数料見合を売上高として計上することになります。

また、Webマーケティングによる広告事業の履行義務は、顧客に対して主にインターネットの広告戦略を立案・企画し、広告の運用を手配し、効果を測定解析することにあります。従来、役務提供の完了時点において売上高を認識していましたが、広告が運用、掲載されるにつれて、顧客である広告主は便益を受け取ることになるため、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、広告の運用期間にわたって売上高を計上することになります。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用による利益剰余金への重要な影響はない見込みであります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く)は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
金銭債権	13,746百万円	15,701百万円
金銭債務	1,822	1,502

2 貸出極度額の総額及び貸出残高

当社は、効率的な資金調達及び運用を行うため、子会社との間で極度貸付契約を締結しております。当該契約に基づく貸出極度額の総額及び未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出極度額の総額	14,926百万円	17,921百万円
貸出実行残高	13,313	13,716
差引額	1,613	4,205

3 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Digital Garage Development LLC	1,415百万円 (13百万米ドル)	1,329百万円 (12百万米ドル)

4 コミットメントライン契約

当社は、運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
コミットメントライン契約総額	一百万円	7,000百万円
借入実行残高	—	—
期末における未実行残高	—	7,000

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	64百万円	124百万円
仕入高	2,552	1,982
販売費及び一般管理費	90	65
営業取引以外の取引による取引高	3,353	3,568

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度39.8%、当事業年度50.1%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度60.2%、当事業年度49.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	2,541百万円	2,548百万円
賃借料	887	1,075
減価償却費	102	255
賞与引当金繰入額	233	215
貸倒引当金繰入額	△0	—
事務用消耗品費	986	110

(有価証券関係)

子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金

前事業年度 (2020年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,643	86,710	85,067

当事業年度 (2021年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	1,643	129,727	128,084

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	27,524	27,587
関連会社株式	230	230
関係会社出資金	1,138	1,472

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式、関連会社株式及び関係会社出資金」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	11百万円	13百万円
賞与引当金	79	80
前受金	162	339
未払事業税	19	1
減価償却超過額	244	283
投資有価証券評価損否認	234	3
関係会社株式評価損否認	485	601
組織再編に伴う関係会社株式	1,011	1,011
株式報酬費用	332	392
その他	143	163
繰延税金資産小計	2,720	2,886
評価性引当額	△2,373	△2,552
繰延税金資産合計	347	334
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△397
その他	△10	△5
繰延税金負債合計	△10	△402
繰延税金資産・負債の純額(△負債)	336	△68

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.88	4.52
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△80.00	△63.40
住民税均等割	0.82	0.84
評価性引当額	94.17	18.46
その他	△5.22	△2.77
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.27	11.72

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,439	150	227 (220)	126	2,236	298
	構築物	1	—	—	0	1	2
	車両運搬具	14	7	—	4	17	11
	工具、器具及び備品	738	284	18	109	896	251
	リース資産	472	—	—	50	422	58
	建設仮勘定	414	87	501	—	—	—
	計	4,078	529	745 (220)	289	3,572	620
無形固定資産	のれん	466	—	—	100	366	1,379
	商標権	11	2	—	2	11	11
	ソフトウェア	321	170	—	85	405	210
	その他	20	4	3	0	22	0
	計	818	176	3	187	804	1,600

(注) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	37	4	—	41
賞与引当金	258	274	269	262
投資損失引当金	54	—	—	54

(注) 投資損失引当金残高は貸借対照表上、関係会社株式から直接控除しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第25期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月23日 関東財務局長に提出
(2)	内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第25期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月23日 関東財務局長に提出
(3)	臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に 関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨 時報告書(株主総会における議決権行使の結果)		2020年6月24日 関東財務局長に提出
(4)	有価証券届出書の訂 正報告書	2020年6月23日提出の有価証券届出書(その他の者に対す る割当)に係る訂正報告書		2020年6月24日 関東財務局長に提出
(5)	臨時報告書の訂正報 告書	2020年6月23日提出の臨時報告書(ストック・オプション として新株予約権発行)に係る訂正報告書		2020年7月16日 関東財務局長に提出
(6)	四半期報告書 及び確認書	事業年度 (第26期第1四半期)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月14日 関東財務局長に提出
(7)	臨時報告書の訂正報 告書	2020年6月24日提出の臨時報告書(株主総会における議決 権行使の結果)に係る訂正報告書		2020年10月5日 関東財務局長に提出
(8)	四半期報告書 及び確認書	事業年度 (第26期第2四半期)	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	2020年11月13日 関東財務局長に提出
(9)	四半期報告書 及び確認書	事業年度 (第26期第3四半期)	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2021年2月12日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

株式会社デジタルガレージ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 慎司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 純一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 勇人

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルガレージの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社デジタルガレージ及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

レベル3に分類される営業投資有価証券の公正価値評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「連結財務諸表注記 35. 金融商品 (4) 金融商品の公正価値」に記載のとおり、当連結会計年度における会社の連結貸借対照表には、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のうちレベル3に分類されたもの（市場データが僅か又は皆無であり、会社が独自に確立する観察不能なインプットを用いて公正価値測定が行われたもの）が47,933百万円計上されており、このうち、営業投資有価証券は45,507百万円である。</p> <p>「連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 (4) 金融商品」に記載のとおり、営業投資有価証券はIFRS第9号に基づき公正価値で測定し、事後的な変動は「営業投資有価証券に関する収益」として純損益で表示している。</p> <p>レベル3に分類される営業投資有価証券について、経営者は、直近の利用可能なファイナンス価格といった直近の取引価格が、取引発生後一定期間は公正価値を表すものと仮定して公正価値を測定している。</p> <p>また、一定期間が経過し直近の取引価格が公正価値として利用できない場合、経営者は評価対象会社と比較可能な類似会社の収益等と公正価値の関係が評価対象会社にも存在すると仮定し、当該類似会社の企業価値を収益等で除した調整倍率等を用いて公正価値を測定している。</p> <p>さらに、投資先の業績悪化やファイナンス環境の悪化といった公正価値の下落につながる事象が発生した場合には、当該事象を反映させて公正価値を測定している。</p> <p>公正価値の測定は、このような経営者による仮定を伴うものであり、その決定は経営者の主観的判断を伴うとともに、それらが変更されることによって連結損益計算書に重要な影響を与える。</p> <p>以上より、当監査法人は、レベル3に分類される営業投資有価証券の公正価値評価の検討が、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、純損益を通じて公正価値測定が行われる金融資産のうちレベル3に分類される営業投資有価証券の公正価値評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公正価値測定について、投資先企業の事業の状況に関する情報の収集方法を理解し、投資評価に関する独立部門によるモニタリングや承認体制といった内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 経営者による公正価値の見積方法を評価するために、過年度における公正価値の測定金額と、その後の第三者への売却価額やファイナンス価格とを比較した。 投資先企業の事業の状況やファイナンスの状況を把握するため、会社が作成した投資先銘柄ごとの評価書を査閲した。また、公正価値の下落につながる事象の有無及び下落額の見積方法について検討した。 取引発生後一定期間は直近の取引価格が公正価値を表すという経営者の仮定を検証するため、前回の取引価格と直近の取引価格との比較及び前回の取引から直近の取引が実施されるまでの期間について、過去の取引実績を用いて検証した。 ファイナンスが実行された銘柄については、ファイナンス価格と契約書等との証憑突合を実施した。 評価対象会社と比較可能な類似会社の選定に当たり、利用可能な外部データを参照するとともに、投資責任者と協議した。直近の取引価格に調整を加えた価格における類似会社の企業価値を収益等で除した調整倍率については、利用可能な外部データと比較した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社デジタルガレージの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社デジタルガレージが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

株式会社デジタルガレージ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高田 慎司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 純一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 勇人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルガレージの2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルガレージの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式（株アカデミー・デュ・ヴァン）の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>「注記事項（重要な会計上の見積り）及び（有価証券関係）」に記載のとおり、2021年3月31日現在、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の金額は27,587百万円であり、これには株アカデミー・デュ・ヴァンに対する投資1,300百万円が含まれている。</p> <p>当事業年度において、同社株式の実質価額が著しく低下したことから、関係会社株式評価損が損益計算書において701百万円計上されている。会社は、当該子会社株式の減損処理の要否を検討するに当たり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較していることから、超過収益力の毀損の検討が必要となる。</p> <p>超過収益力の評価に影響を与える子会社の将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者によって承認された翌事業年度の予算、その後4ヶ年の業績計画、及び継続価値を基礎とする使用価値に基づいて行われている。予算及び業績計画については新型コロナウイルス感染症が事業運営に影響を与える期間、継続価値については市場の長期平均成長率といった重要な仮定が含まれており、これらは経営者の判断、将来の市場や経済情勢の予測により影響を受ける。当該子会社株式の評価は、将来の予測に関する不確実性を伴い、経営者の判断が必要となるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当該子会社株式の評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価した内部統制には子会社株式の評価に用いられた業績計画の社内の査閲や承認手続を含んでいる。 使用価値算定における将来キャッシュ・フローについては、経営者によって承認された翌事業年度の予算及びその後の4ヶ年の業績計画との整合性を検証した。 経営者の業績計画策定の見積プロセスを評価するために、過年度における業績計画とその後の実績を比較した。 業績計画の基礎となる重要な仮定である長期平均成長率については、当該子会社が営むワインスクールの会員数及び市場の推移について外部データを閲覧して検討するとともに、経営者と協議した。併せて新型コロナウイルス感染症の影響を受ける期間について協議した。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月23日
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林郁は、当社及び連結子会社並びに持分法適用会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社11社及び持分法適用会社11社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の収益（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結ベースの収益の概ね2/3に達している4事業拠点及び持分法適用会社1社を「重要な事業拠点」として選定しました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、収益、売掛金及び売上原価に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲において、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加致しました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林郁は、2021年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月23日
【会社名】	株式会社デジタルガレージ
【英訳名】	Digital Garage, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役林郁は、当社の第26期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。